

参考資料 2

農業の担い手に対する経営安定
のための交付金の交付に関する
法律関係法令集

① 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の
交付に関する法律関連三段表

② 品目横断的経営安定対策実施要領（平成十八年六
月二十七日付け十八経営第千八百七十一号農林水
産省経営局長通知）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律関連三段表

(平成十九年四月一日現在)

法律 ○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）	政令 ○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十一号）	省令 ○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）
(目的) 第一条 この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。 一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの 二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの 2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。 一 次のいずれかに該当するものであること。 イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の	(対象農産物の範囲) 第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める農産物は、米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしょとする。	(認定農業者に係る耕作の業務の規模の基準) 第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第一号イの農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

一 その者が所有権（使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）が年間を通じて設定されている田又は畑の所有権を除く。）又は使用収益権（以下「使用収益権等」と総称する。）を有している田又は畑の面積（委託を受けて農作業を行うことを約した契約（受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものに限る。以下「農作業委託契約」という。）に基づき他の者から農作業の委託を受けた田又は畑の面積を含み、農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした田又は畑（当該他の者から法第五条第一項の規定による交付の申請があつた場合における当該申請に係る田又は畑であつて、その委託をした者が当該農作業の委託をした年において農産物の生産及び販売を行っていない部分に限る。）の面積を除く。以下「権利設定等面積」という。）の合計が、北海道にあっては十ヘクタール以上、都府県にあっては四ヘクタール以上であること。ただし、地勢等の地理的条件により耕作の業務の規模の拡大を図ることが困難であると認められる市町村その他の地域にあっては、権利設定等面積の合計が、当該地域における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積が我が国における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する都道府県の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに農林水産大臣が定める規模以上であること。

イ 北海道 六・四ヘクタール
ロ 都府県 二・六ヘクタール

二 法第五条第一項の規定による交付の申請の日（以下「申請日」という。）の属する年の前々年（法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする年においてその申請をする場合（その年の一月一日から三月三十一日までの間に当該申請をする場合を除く。）若しくはその交付を受けようとする年の前年においてその申請をする場合又は同項第二号の交付金の交付を受けようとする年の前年においてその申請をする場合にあっては申請日の属する年の前年とし、災害その他やむを得ない理由により当該前々年又は当該前年とすることが適当でないと認められる場

ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条
第四項に規定する特定農業団体その他の
の委託を受けて農作業を行う組織（地
域における農地の利用の集積を確実に
行うと見込まれること、農地法（昭和
二十七年法律第二百二十九号）第二条
第七項に規定する農業生産法人となる
ことが確実であると見込まれることそ
の他の農林水産省令で定める要件を満
たすものに限り、法人を除く。）であ
って、その耕作の業務の規模が対象農
産物の効率的な生産を図る上で適切な
ものとして農林水産省令で定める基準

合にあつては当該前々年又は当該前年より前の適当であると認められる年とする。以下この号において「基準年」という。）におけるその者の農業所得の額（その者が法人であるときは、その法人の主たる従事者がその法人から受ける農業所得の額）が農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「基盤強化法」という。）第六条第一項に規定する基本構想（基盤強化法第十二条第一項の規定に基づきその者の農業経営改善計画を認定した市町村が定めるものに限る。）において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額の二分の一を超えており、かつ、対象農産物（法第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）に係る基準年におけるその者の農業収入の額若しくは農業所得の額又は権利設定等面積の合計のいずれかがそれぞれ基準年におけるその者の農業収入の総額若しくは農業所得の総額又はその者が使用収益権等を有している田、畑若しくは樹園地の面積（農作業委託契約に基づき他の者から農作業の委託を受けた田、畑又は樹園地の面積を含む。）の合計に占める割合が百分の二十七以上であること。
三 前二号の基準を満たすことができない特別の事情があり、かつ、対象農産物を効率的に生産することが確実であると見込まれる場合にあつては、その者を対象農業者（法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）とすることが特に必要であること。

（委託を受けて農作業を行う組織の要件）

第二条 法第二条第二項第一号ロの農林水産省令で定める要件は、特定農業団体（基盤強化法第二十三条第七項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第四項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その定める目標が、初めて法第五条第一項の規定による交付の申請をした際に農林水産大臣に提出した当該目標の作成日から起算して五年を経過する日（その日から五年を超えない範囲内で当該目標を達成する期日を延期することについて次項に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認に係る期日）までに、基盤強化法第六条第一項に規定する基本構想（その組織が主として農作業を行う区域をその区域を含む

市町村が定めるものに限る。以下この条及び次条において「基本構想」という。）において定められた農用地利用改善事業（基盤強化法第四条第三項第三号に規定する農用地利用改善事業をいう。）の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域であつてその組織が主として農作業を行う区域（以下「適合区域」という。）の農用地（基盤強化法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）の面積の三分の二以上の面積について利用の集積をするものであること。

二 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、株主又は社員とする農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）となることに関する計画であつて次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

イ 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、初めて法第五条第一項の規定による交付の申請をした際に農林水産大臣に提出した農業生産法人となることに關する計画の作成日から起算して五年を経過する日（その日から五年を超えない範囲内で当該計画を達成する期日を延期することについて次項に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認に係る期日）前であること。

ロ その組織が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

ハ その組織の主たる従事者が目標とする農業所得の額が定められており、かつ、その額が、基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額と同等以上の水準であること。

ニ その組織が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、基本構想において定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

三 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められており、かつ、これらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合する定款又は規約を有していること。

四 その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担して

おり、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

2

前項第一号又は第二号イの農林水産大臣の承認の申請は、その承認を受けようとする組織の代表者が次の各号に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 農林水産大臣の承認を受けようとする目標又は計画の達成の期日

三 前号の期日まで延期することを必要とする理由

（委託を受けて農作業を行う組織に係る耕作の業務の規模の基準）
第三条 法第二条第二項第一号ロの農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 その組織の構成員が使用収益権等を有している田又は畑（その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分しているものに限る。）の面積（農作業委託契約に基づきその組織の構成員以外の者から農作業の委託を受けた田又は畑の面積を含み、農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした田又は畑（当該他の者から法第五条第一項の規定による交付の申請があつた場合における当該申請に係る田又は畑であつて、その委託をした者が当該農作業の委託をした年において農産物の生産及び販売を行っていない部分に限る。）の面積を除く。以下「農作業受託面積」という。）の合計が二十ヘクタール以上であること。ただし、地勢等の地理的条件により耕作の業務の規模の拡大を図ることが困難であると認められる市町村その他の地域にあつては、農作業受託面積の合計が、当該地域における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積が我が国における一集落当たりの田及び畑の平均的な面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する区域の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに農林水産大臣が定める規模以上であること。

イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第四項の規定に基づき公示された同条第一項に規定する特定農山村地域その他農林水産大臣が定める区域 十ヘクタール

ロ イに掲げる区域以外の区域 十二・八ヘクタール

二 適合区域のうち水稻の作付けをしない区域を対象として米穀の需給の均衡を図るための生産調整を実施するためにその組織が米穀以外の農産物の生産を行う田に係る農作業受託面積の合計が、当該適合区域における田の面積から当該適合区域における水稻の作付面積を除いた面積の二分の一を超える場合における当該組織にあっては、農作業受託面積の合計が、地域における田の面積から当該地域における水稻の作付面積を除いた面積が当該地域における田の面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する区域の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに農林水産大臣が定める規模以上であること。

イ 前号イに掲げる区域 四ヘクタール

ロ イに掲げる区域以外の区域 七ヘクタール

三 申請日の属する年の前々年（法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする年においてその申請をする場合（その年の一月一日から三月三十一日までの間に当該申請をする場合を除く。）若しくはその交付を受けようとする年の前年においてその申請をする場合又は同項第二号の交付金の交付を受けようとする年の前年においてその申請をする場合）にあっては申請日の属する年の前年とし、災害その他やむを得ない理由により当該前々年又は当該前年とすることが適当でないと認められる場合）にあっては当該前々年又は当該前年より前の適当であると認められる年とする。以下この号において「基準年」という。）におけるその組織の主たる従事者がその組織から受ける農業所得の額が基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額の二分の一を超えており、かつ、対象農産物に係る基準年におけるその組織の農業収入の額若しくは農業所得の額又は農作業受託面積の合計のいずれかがそれぞれ基準年におけるその組織の農業収入の総額若しくは農業所得の総額又はその組織の構成員が使用収益権等を有している田、畑若しくは樹園地（その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分しているものに限る。）の面積（農作業委託契約に基づきその組織の構成員以外の者から農作業の委託を受けた田、畑又は樹園地の面積を含む。）の合計に占める割合

二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物(対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積(当該期

(特定対象農産物の範囲)

第二条 法第三条第一項の政令で定める対象農産物は、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしよとする。

が百分の二十七以上であること。

四 前三号の基準を満たすことができない特別の事情があり、かつ、対象農産物を効率的に生産することが確実であると見込まれる場合にあっては、その組織を対象農業者とすることが特に必要であること。

(環境と調和のとれた農業生産の基準)

第四条 法第二条第二項第二号の農林水産省令で定める基準は、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について農林水産大臣が定める様式により自ら点検を行うこととする。

(耕作の目的に供されないと見込まれる農地)

第五条 法第二条第二項第三号の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当する農地とする。

一 基盤強化法第二十七条の二第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合における同条第一項の通知に係る農地

二 基盤強化法第二十七条の三第二項の通知があつた場合における同条第一項の勧告に係る農地

(期間平均生産面積に係る期間)

第六条 法第三条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、次の各号に掲げる特定対象農産物(同項に規定する特定対象農産物

間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。）に
応じて交付する交付金

をいう。以下同じ。）の種類に応じそれぞれ平成十六年産から平成十八年産までの生産に係る期間である当該各号に定める期間とする。

- 一 麦及び大豆 平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間
- 二 てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしょ 平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間

（生産面積への換算）

第七条 法第三条第一項第一号の規定による生産面積への換算は、次の各号に掲げる特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で前条の期間における各年度（てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしょにあつては、各年。以下「各年度等」という。）ごとの対象農産者に係るものを、当該各年度等別及び市町村別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得た面積を合算してするものとする。

- 一 麦 麦の生産を行う者の麦作に係る経営の安定を図るために政府が交付した助成金の交付対象となつたもの及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十号。以下「食糧法改正法」という。）による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律百十三号）第四十一条第一項の規定に基づき政府が買入れたものの合計数量

- 二 大豆 法附則第四条の規定による廃止前的大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一十号。以下「旧大豆交付金法」という。）第五条第一項又は第二項の規定に基づき大豆の生産者に対し交付した交付金の交付対象となつたもの（平成十八年産の大豆にあつては、旧大豆交付金法第二条第一項に規定する生産者団体等が旧大豆交付金法第四条第一項又は第二項の規定による承認を受けた同条第一項の調整販売計画等に従つて、販売の委託を受けて集荷したもの（旧大豆交付金法第二条第二項に規定する契約に係るものに限る。）の数量

- 三 てん菜 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第八十九号。以下「価格調整法等改正法」という。）第一条の規定

による改正前の砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条の交付金の交付対象とされた同法第二条第一項に規定する国内産糖の製造の用に供されたものの数量

四 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 糖化用又は化工でん粉用のでん粉として販売されたものの製造の用に供されたものの数量

（期間平均生産面積の算出）

第八条 法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、前条の規定により換算して得た生産面積を三で除してするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当することの申出があり、かつ、その申出に係る事実があると認められるときは、当該生産面積のうち当該各号に該当しない第六条の期間における各年度等に係るものを当該各年度等の数（零を除く。）で除してするものとする。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第二条第六項に規定する災害復旧事業その他これらに類する事業の実施により、対象農業者が前条各号に掲げる特定対象農産物を生産することができなかった場合

二 風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害又は火災により、対象農業者が前条各号に掲げる特定対象農産物を生産することができなかった場合

2

平成十六年度以降に対象農業者が田又は畑について新たに使用収益権等取得し、又は新たに農作業委託契約を締結して農作業の委託を受けることによりその耕作の規模を拡大した場合
には、法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、当該対象農業者に対し使用収益権等を設定した者又は農作業の委託をした者（以下「設定者等」と総称する。）に係る次項の規定により定められる生産面積の全部又は一部であつて、特定対象農産物の種類別に当該対象農業者と当該設定者等との間の合意（その合意に係る特定対象農産物の種類別の面積を当該設定者等ごとに合算した面積が次の各号に掲げる面積のうちいずれか大きい面積を超える場合における当該合意を除く。）により定められた面積を、前項の規定により算出した面積に加えてするものとする。

一 当該対象農業者が新たに使用収益権等を取得し、又は新たに農作業委託契約を締結して農作業の委託を受けた田又は畑の面積

二 当該設定者等に係る次項の規定により定められる生産面積を当該設定者等ごとに合算した面積を、当該設定者等に係る権利設定等面積（前号に掲げる面積を含む。）の合計又は農作業受託面積（同号に掲げる面積を含む。）の合計で除して得た割合に、同号に掲げる面積を乗じて得た面積

三 前項の生産面積は、設定者等が同項の合意に係る特定対象農産物について法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けた者であるときは、前項の合意を行う日前直近の当該交付金の交付の際に農林水産大臣が当該設定者等へ通知した同号の期間平均生産面積とし、設定者等が同項の合意に係る特定対象農産物について同号の交付金の交付を受けたことがない者であるときは、当該設定者等の申出に基づき農林水産大臣が前条及び第一項の規定の例により算出し、当該設定者等へ通知した面積とする。

四 平成十六年度以降に対象農業者が田又は畑について使用収益権等に移転し、又は農作業委託契約の解除、失効若しくは変更（以下「解除等」という。）によって農作業の委託を受けなくなったことによりその耕作の業務の規模を縮小した場合には、法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、当該対象農業者に係る次項において準用する前項の規定により定められる生産面積の全部又は一部であって、特定対象農産物の種類別に当該対象農業者とその移転又は解除等の相手方との間の合意（その合意に係る特定対象農産物の種類別の面積を当該対象農業者ごとに合算した面積が次の各号に掲げる面積のうちいずれか大きい面積を超える場合における当該合意を除く。）により定められた面積を、第一項の規定により算出した面積から控除してするものとする。

一 当該対象農業者が使用収益権等に移転し、又は農作業委託契約の解除等によって農作業の委託を受けなくなった田又は畑の面積

二 当該対象農業者に係る次項において準用する前項の規定により定められる生産面積を当該対象農業者ごとに合算した面積を、当該対象農業者に係る権利設定等面積（前号に掲げる面積を含む。）の合計又は農作業受託面積（同号に掲げる面積を含む。）の合計で除して得た割合に、同号に掲げる面積を乗じて得た面

二 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価（以下「面積単価」という。）に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ

積

5 前項の生産面積については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第四項」と、「設定者等」とあるのは「対象農業者」と、「当該設定者等」とあるのは「当該対象農業者」と読み替えるものとする。

6 平成十九年度以降に対象農業者が田若しくは畑について使用収益権等に移転し、若しくは農作業委託契約の解除等によって農作業の委託を受けなくなったこと又は田若しくは畑を田及び畑以外のものに変更したことによりその耕作の業務の規模を縮小した場合において、第一項の規定により算出した面積（第二項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する合意により定められた面積を加え、又は控除したときは、その加算後又は控除後の面積。以下この項において同じ。）を対象農業者ごとに合算した面積（以下「合算面積」という。）が第一号に掲げる面積を第二号に掲げる面積で除して得た割合（その割合が一を下回る場合にあつては、一）を第三号に掲げる面積の合計に乗じて得た面積を超えるときは、法第三条第一項第一号の規定による期間平均生産面積の算出は、その乗じて得た面積を合算面積で除して得た割合を第一項の規定により算出した面積に乗じてするものとする。

一 合算面積（当該移転をし、又は当該解除等をしたときにおいて第四項の規定により同項に規定する合意により定められた面積を控除した場合にあつては、その控除した面積を含む。）

二 権利設定等面積（当該移転若しくは当該解除等又は当該変更に係る面積（以下「移転等面積」という。）を含む。）の合計又は農作業受託面積（移転等面積を含む。）の合計

三 権利設定等面積（移転等面積を除く。）の合計又は農作業受託面積（移転等面積を除く。）の合計

乗じて得た金額を合算した金額とする。

3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分（以下「品質区分」という。）別の数量当たりの単価（以下「数量単価」という。）に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価又は数量単価（以下「面積単価等」という。）を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

7 農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、面積単価等を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

（特定対象農産物の品質の区分）

第九条 法第三条第四項の農林水産省令で定める品質の区分は、次の各号に掲げる特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める事項を考慮して農林水産大臣が定める規格によって示される品質の区分とする。

- 一 麦 たんばく質の含有率その他の事項
- 二 大豆 整粒の割合その他の事項
- 三 てん菜 糖度
- 四 でん粉の製造の用に供するばいしよ でん粉の含有率その他の事項

（特定対象農産物の品質区分別の生産量）

第十条 法第三条第四項の農林水産省令で定める特定対象農産物の品質区分別の生産量は、次の各号に掲げる特定対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものとする。

一 麦 対象農業者が法第三条第一項第二号の交付金を交付する年度（以下この条において「交付年度」という。）において生産する麦を需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をば種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売したもの（春期には種する小麦（主として三月及び四月には種することにより生産される小麦をいう。以下同じ。）、秋期には種する小麦（主として九月から十一月までの間には種することにより生産される小麦をいう。以下同じ。）、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として販売したものを除く。）又は対象農業者が交付年度において生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をば種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したもの（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだ

（収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付）

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「前年度収入額」という。）が、対象農産物に係る標準的な収入の額として

か麦に限り、種子又は麦芽の原料として集荷したものを除く。）であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

二 大豆 対象農業者が交付年度において生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約（当該対象農業者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆をは種する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。）において販売の対象とされたもの（種子として販売することとされたもの及び黒大豆を除く。）又は委託を受けて大豆を販売する者に対し対象農業者が販売を委託して出荷したもの（種子として販売を委託して出荷したもの及び黒大豆を除く。）であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

三 てん菜 価格調整法等改正法第一条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「新価格調整法」という。）第二十一条の国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第二条第二項に規定する国内産糖の製造の用に供されたもの（新価格調整法第十九条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されたものに限る。）であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

四 でん粉の製造の用に供するばれいしよ 新価格調整法第三十五条の国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第二条第六項に規定する国内産いもでん粉の製造の用に供されたもの（新価格調整法第三十三条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されたものに限る。）であつて、その品質が前条に規定する規格に適合するものの数量

（前年度収入額の算出）

第十一条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域（以下「地域」と総称する。）別及び対象農産物の種類別に同項の交付金を交付する年度の前年度（以下「交付前年度」という。）における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。）に、当該交付前年度における対象農業者の対象農産物の生産面積（当該交付前年

農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「標準的収入額」という。）を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者（収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

度における対象農産物の生産量（次の各号に掲げる対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。）を地域別の当該対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。）を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

一 米穀 次のいずれかに該当する米穀（食糧法改正法による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「新食糧法」という。）第九条第一号の資金の貸付けの対象となつたもの及び種子として販売し、又は販売を委託して出荷したものを除く。）であつて、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量（陸稲に係る米穀以外の米穀にあつては、新食糧法第五条第一項に規定する生産調整方針（同項の認定を受けたものに限る。以下「生産調整方針」という。）に従つて対象農業者に対して交付前年度に設定された同条第二項第一号に規定する生産数量目標の対象とされたものの数量に限り、その数量が当該目標に定められた数量を超える場合にあつては、当該目標に定められた数量とする。）

イ 交付前年度末までに、対象農業者が新食糧法第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対し販売し、又は販売を委託して出荷したもの

(2)(1) 生産調整方針を作成していること。
新食糧法第四十七条第一項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限る。）をしていること。

ロ 交付前年度末までに、対象農業者又は対象農業者から委託を受けて米穀を販売する者（イに掲げる者を除く。）が、販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約を締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの（対象農業者が年間を通じて銘柄別の同一の販売価格で販売することとしたもの（その銘柄別の販売価格の設定が当該銘柄に係る市場価格の動向を十分に考慮して行われたと認められるものを除く。）を除く。）

二 米穀以外の対象農産物 それぞれ前条各号に定める数量（この場合において、同条第一号中「法第三条第一項第二号の交付

金を交付する年度（以下この条において「交付年度」という。）とあり、同号及び同条第二号中「交付年度」とあるのは、「交付前年度」とする。）

2 農林水産大臣は、交付前年度単位面積当たり収入額を定めるに当たっては、交付前年度における地域別及び対象農産物の種類の販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮するものとする。

（標準的収入額の算出）

第十二条 法第四条第一項の規定による標準的収入額の算出は、地域別及び対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「単位面積当たり標準的収入額」という。）に、交付前年度生産面積を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

2 農林水産大臣は、単位面積当たり標準的収入額を定めるに当たっては、交付前年度の前年度以前五箇年度の各年度における地域別及び対象農産物の種類別の販売価格に当該年度における地域別及び対象農産物の種類別の単位面積当たりの収穫量を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額のうち最大のものと及び最小のものを除いた額その他の事項を考慮するものとする。

（積立金の基準）

第十三条 法第四条第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 交付前年度の四月一日から六月三十日まで（秋期には種する麦（主として九月から十一月までの間には種することにより生産される麦をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、交付前年度の前年度の六月一日から八月三十一日まで）の間に法第四条第一項の交付金（以下この条において「交付金」という。）を受けようとする者から農林水産大臣に対してなされた積立てを行う旨の申出に係るものであること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 前号の申出をした者の交付前年度における積立基準収入額（単位面積当たり標準的収入額に、当該交付前年度においてその者が生産することを予定する対象農産物に係る生産面積としてその者が前号の申出をする際に農林水産大臣に申し出た面積を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合

算した額をいう。以下同じ。）の百分の二・二五に相当する額が、当該交付前年度の七月三十一日までに、第四号に規定する者に対して納付されたものであること。

ロ 交付前年度の七月三十一日における法第四条第一項の積立金（以下「積立金」という。）の額が、前号の申出をした者の当該交付前年度における積立基準収入額の百分の四・五に相当する額以上であること。

三 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日から交付金の交付を受けるまでの間において取り崩されていないこと。ただし、次項第一号、第五号又は第六号の規定により取り崩されるときは、この限りでない。

イ 前号イに該当する場合 同号イの納付の日

ロ 前号ロに該当する場合 交付前年度の七月三十一日

四 農林水産大臣が定める方法により積立金を適切に管理することができると認められるものとして農林水産大臣が指定する者（以下「積立金管理者」という。）によって管理されていること。

2 積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。

一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の金額の三分の一に相当する額

二 積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額

三 前項第一号の申出をしなかった場合 積立金の全額

四 前項第二号イに規定する額を納付せず、かつ、積立金の額が同号ロに該当しない場合 積立金の全額

五 前項第二号イの規定により積立金管理者に対して納付した額が交付前年度における積立基準収入額の百分の二・二五に相当する額を超えた場合 その超えた部分に相当する額

六 交付前年度における法第四条第一項に規定する標準的収入額が当該交付前年度における積立基準収入額を下回った場合 その差額の百分の二・二五に相当する額

七 交付金の交付の申請があつた際に対象農業者でないことが確認された場合 積立金の全額

3 第一項第四号の指定は、その指定を受けようとする者の申請に基づき行うものとする。

前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。

農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）

（交付金の金額の算定）

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に〇・九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た金額（その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

第二条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第十一条第一項に規定する地域（以下「地域」という。）別及び対象農産物（法第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）の種類別に交付金を交付する年度の前年度（以下「交付前年度」という。）における単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単収」という。）を当該地域別及び対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「標準単収」という。）で除して得た割合のいずれかが、次の各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回った場合（当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額（施行規則第十一条第一項に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。以下同じ。）が当該地域における単位面積当たり標準的収入額（施行規則第十二条第一項に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。以下同じ。）を上回った場合を除く。）における前条の規定の適用については、同条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは、「〇・九を乗じて得た額から共済金相当額（第三条の規定により算定される額をいう。）を控除して得た額」とする。

一 米穀 九割

二 春期には種する小麦（主として三月及び四月には種するこ

- とにより生産される小麦をいう。） 九割
- 三 秋期には種する小麦（主として九月から十一月までの間は種することにより生産される小麦をいう。） 九割
- 四 二条大麦 九割
- 五 六条大麦 九割
- 六 はだか麦 九割
- 七 大豆 九割
- 八 てん菜 九割
- 九 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 九割

（共済金相当額の算定）

第三条 共済金相当額は、地域における対象農産物（当該地域における対象農産物に係る交付前年度単収を当該対象農産物に係る標準単収で除して得た割合が前条各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回ったものに限り、当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額が当該地域における単位面積当たり標準的収入額を上回ったものを除く。）に係る第一号に掲げる価額に第二号に掲げる数量をそれぞれ乗じて得た額（その額が、当該地域における当該対象農産物に係る単位面積当たり標準的収入額から交付前年度単位面積当たり収入額を控除した額に〇・九を乗じて得た額を上回る場合にあつては、その乗じて得た額）に、対象農業者（法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。）の当該対象農産物の交付前年度生産面積（施行規則第十一条第一項に規定する交付前年度生産面積をいう。）をそれぞれ乗じて得た額を合算して得た額とする。

- 一 地域別及び対象農産物の種類別に対象農産物の数量当たりの価額として農林水産大臣が定めるもの
- 二 当該地域における当該対象農産物に係る標準単収に当該対象農産物に係る前条各号に定める割合を乗じて得たものから当該地域における当該対象農産物に係る交付前年度単収を控除したもの

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

(交付金の交付の申請等)

第五条 第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(交付金の返還)

第六条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができ。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

附 則 (平成十九年四月一日農林水産省令第三十六号)
この省令は、公布の日から施行する。

(交付金の交付の申請)

第十四条 法第五条第一項の規定による交付の申請は、農林水産大臣が定める期日までに、農林水産大臣が定める様式による交付申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基盤強化法第十二条の二第一項に規定する認定農業者若しくは特定農業団体であることを証する書類又は特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織にあつては第二条第一項各号の要件を満たしていることを証する書類

二 第一条又は第三条に規定する耕作の業務の規模の基準を満たしていることを証する書類

三 第四条に規定する環境と調和のとれた農業生産に係る基準を満たしていることを証する書類

(決定の通知)

第十五条 農林水産大臣は、法第五条第一項の規定による交付の申請を審査し、交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告及び検査)

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項各号若しくは第四条第一項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第九条 第七条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。		
附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行し、第四条第一項の規定は、平成十九年度以後の対象農産物に係る収入について適用する。 (面積単価等に関する経過措置) 第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第三条第三項及び第五項から第八項までの規定の例により、面積単価等を定め、これを告示することができる。 2 前項の規定により定められた面積単価等は、この法律の施行の日において第三条第三項又は第五項の規定により定められたも	附 則 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。 (大豆交付金暫定措置法施行令の廃止) 第二条 大豆交付金暫定措置法施行令（昭和三十六年政令第四百十七号）は、廃止する。 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正) 第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二	附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。 (第二条第一項第一号の農用地の利用の集積の目標に関する経過措置) 第二条 第三条第二号に該当する組織についての第二条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「三分の二」とあるのは、「二分の一」とする。 (第七条第三号又は第四号の数量に関する経過措置) 第三条 平成十八年産のてん菜に係る第七条第三号の数量について

のとみなす。

（施行のために必要な準備）

第三条 農林水産大臣は、第四条第二項の農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（大豆交付金暫定措置法の廃止）

第四条 大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）は、廃止する。

（大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う経過措置）

第五条 平成十八年以前の生産に係る大豆に係る前条の規定による廃止前の大豆交付金暫定措置法の規定による交付金（次条において「大豆交付金」という。）の交付については、なお従前の例による。

（大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う罰則に関する経過措置）

第六条 附則第四条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる大豆交付金の交付に係る附則第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（農林水産省設置法の一部改正）

百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十八号から第九十三号まで」を「第三十七号から第九十二号まで」に改め、第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第六十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十二号中「第十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。」を削り、同条第六十一号とし、同条第六十三号を第六十二号とし、第六十四号を第六十三号とし、第六十五号を第六十四号とし、同条第六十六号中「第二十一号」を「第二十号」に改め、同条第六十五号とし、同条第六十七号中「第三十一号」を「第三十号」に改め、同条第六十六号とし、同条第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第九十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九十一号中「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同条を同条第九十号とし、同条第九十二号を第九十一号とし、第九十三号を第九十二号とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第十五号に掲げる大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）第二条第一項の交付金（以下この条において「大豆交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる大豆交付金に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、同号中「交付対象とされた」とあるのは、「交付対象となり、又は交付対象となる」ことが確実と見込まれる」とする。

2 平成十八年産のでん粉の製造の用に供するばいしよに係る第七条第四号の数量については、同号中「販売された」とあるのは、「販売され、又は販売されることが確実と見込まれる」とする。

（第十三条第一項第一号の積立ての申出の期間に関する経過措置）

第四条 法第四条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、この省令の施行前においても、平成十八年度における第十三条第一項第一号の規定による秋期には種する麦に係る積立てを行う旨の申出を農林水産大臣に対してすることができる。この場合において、その申出の期間は、平成十八年九月一日から同年十一月三十日までの間とする。

（見直し）

第五条 農林水産大臣は、農業の構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けて、第一条及び第三条に規定する耕作の業務の規模の基準について必要な見直しを行うものとする。

（大豆交付金暫定措置法施行規則の廃止）

第六条 大豆交付金暫定措置法施行規則（昭和三十六年農林省令第六十号）は、廃止する。

附 則（平成十九年三月三十日農林水産省令第二十六号）

この省令は、公布の日から施行する。

第八条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。 第二十一条第一項第一号中「第十四号」の下に「、第二十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）」を加える。	は、なお従前の例による。 （財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正） 第五条 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。 別表第二の三の項を次のように改める。 三 削除
（食料・農業・農村基本法の一部改正） 第九条 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。 第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を加える。	（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正） 第六条 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。 第六条第一項の表経営分科会の項に次の一号を加える。 三 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
附 則（平成十八年十二月十五日法律第百十二号）（抄） 1 この法律は、公布の日から施行する。	附 則（平成十九年一月二十四日政令第十一号）（抄） （施行期日） 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年一月二十六日）から施行する。〔後略〕
	附 則（平成十九年三月七日政令第四十一号）（抄） （施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

品目横断的経営安定対策実施要領

平成18年6月27日付け18経営第1871号

改正 平成18年8月7日付け18経営第2814号

改正 平成18年12月25日付け18経営第5659号

改正 平成19年3月30日付け18経営第7673号

農林水産省経営局長通知

第1 趣旨

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）、同法施行令（平成18年政令第221号。以下「令」という。）、同法施行規則（平成18年農林水産省令第59号。以下「規則」という。）及び同法第4条第2項の金額の算定に関する省令（平成18年農林水産省令第72号。以下「算定省令」という。）に基づく、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金（以下「生産条件不利補正交付金」という。）及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「収入減少影響緩和交付金」という。）の交付に係る対策（以下「品目横断的経営安定対策」という。）の実施に係る手続等については、法、令、規則及び算定省令等に定めるところによるほか、本実施要領に定めるところにより行うこととする。

第2 対象農産物

1 生産条件不利補正交付金

麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）（以下「特定対象農産物」という。）とする。

2 収入減少影響緩和交付金

米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ（以下「対象農産物」という。）とする。

第3 対象農業者の要件等

1 対象農業者の要件

品目横断的経営安定対策の対象となる農業者（以下「対象農業者」という。）

は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条の2第1項に規定する認定農業者（同法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業法人を含む。）とする。

イ 特定農業団体

基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業団体（法人を除く。）とする。

ウ 特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織

次に掲げる要件のすべてを満たす委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。以下「農作業受託組織」という。）とする。

なお、農作業受託組織については、特別な事情のない限り、特定農業団体制度と同様の運用を図るものとする。

(7) 農用地の利用集積目標の設定

地域における農用地の利用集積に関する目標であって次に掲げる基準に適合するもの（以下「利用集積目標」という。）を有しており、かつ、その達成が確実であると見込まれること。

基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想（その組織が主として農作業を行う区域をその区域に含む市町村が定めるものに限る。以下「基本構想」という。）において定められた農用地利用改善事業（基盤強化法第4条第3項第3号に規定する農用地利用改善事業をいう。）の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域であってその組織が主として農作業を行う区域（以下「適合区域」という。）の農用地の面積の3分の2以上の面積について、初めて第5の1若しくは2又は第6の交付金の交付の申請をした際に農林水産大臣に提出した利用集積目標の作成日から起算して5年を経過する日（その日から5年を超えない範囲内で当該目標を達成する期日を延期することについて、3に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認に係る期日）までに、利用の集積をするものであること。

この場合において、利用集積目標の対象となる面積は、農産物を生産するために必要となる次に掲げる農作業（以下「基幹的作業」という。）のすべてを受託し、自ら作業を行っている面積とする。ただし、基幹的作業の一部の農作業を再委託することが当該組織の効率的な経営に資することが明らかであり、かつ、当該再委託する農作業が一つである場合に限り、

自ら行わず、再委託していても当該面積に含めることができるものとする。

- ① 水稻については、耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀
- ② 麦及び大豆については、耕起・整地、は種、収穫
- ③ その他の作物については、①及び②に準ずる農作業

なお、適合区域のうち水稻の作付けをしない区域を対象として米穀の需給の均衡を図るための生産調整を実施するために、農作業受託組織の構成員が使用収益権等を有している田（(2)のイの(ア)、ウ及びエに基づき算出されるものをいう。）であってその組織が米穀以外の農産物の生産を行う田（農産物の生産に必要な管理を行う田を含む。）の面積及び当該組織が当該組織の構成員以外の者との間で米穀以外の農産物の生産を行うことを約した(2)のイの(イ)の農作業委託契約に係る田の面積の合計が、当該適合区域における田の面積から当該適合区域における水稻の作付面積を除いた面積の2分の1を超える場合における当該組織にあつては、当分の間、当該組織の利用集積目標を適合区域の農用地の面積の2分の1以上とするものとする。

(イ) 農業生産法人化計画の策定

その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、株主又は社員とする農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）となることに関する計画であつて次に掲げる基準に適合するもの（以下「農業生産法人化計画」という。）を有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

- ① 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、初めて第5の1若しくは2又は第6の交付金の交付の申請をした際に農林水産大臣に提出した農業生産法人化計画の作成日から起算して5年を経過する日（その日から5年を超えない範囲内で当該計画を達成する期日を延期することについて、3に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認に係る期日）前であること。
- ② その組織が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

なお、実施時期については、概ねの実施予定時期の記載で足りるものとする。

- ③ その組織の主たる従事者が目標とする農業所得の額が定められており、かつ、その額が、基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）と同等以上の水準であること。

なお、主たる従事者については、その氏名を併せて記載するものとする。

るが、主たる従事者が決定していない場合においては、その候補者の氏名又はその人数の記載で足りるものとする。

- ④ その組織が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、基本構想において定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

(ウ) 定款又は規約の策定

次の①から⑧までの事項が定められており、かつ、これらの記載事項に係る内容が次の⑨から⑫までの基準に適合する定款又は規約を有していること。

- ① 目的
- ② 構成員たる資格
- ③ 構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 代表者に関する事項
- ⑤ 総会の議決事項
- ⑥ 総会の議決方法
- ⑦ 農用地の利用及び管理に関すること
- ⑧ 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること
- ⑨ 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと
- ⑩ 代表者についてその選任手続を明らかにしていること
- ⑪ 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること
- ⑫ 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと

(エ) 経理の一元化

その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

具体的には、当該組織の代表者名義の口座を設け、農産物の販売名義を当該組織名義とし、農産物の販売収入をその口座に入金していることを要するものとする。

なお、当該組織の行う支出については、原則として、当該組織の取り決めることとなるが、当該組織の構成員が共同で農業経営を行う実態が存在せず、形式的に当該組織の代表者名義の口座を設け、販売収入のすべてを構成員に分配している組織にあっては、経理の一元化を行っているとは認められない。

- (2) 一定規模以上の田又は畑（農地基本台帳の現況地目が「田」又は「畑」であるもの（河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による同条に規定する河川区域内の土地の占用の許可に係る土地（田又は畑のため使用する目的に係

るものに限る。)を含む。)をいう。以下同じ。)の経営面積を有していること。
ア 一定規模以上とは、次に掲げる規模とする。

(ア) 認定農業者

- ① 北海道にあつては、10ha以上
- ② 都府県にあつては、4 ha以上

(イ) 特定農業団体及び農作業受託組織（以下「特定農業団体等」という。）
20ha以上

ただし、農林水産大臣が、別紙1の規模要件に係る特例ガイドラインの定めるところにより特例基準を設定した場合は、(ア)又は(イ)にかかわらず当該特例基準によるものとする。

なお、複数の地域において農作業を行う認定農業者(特定農業法人を除く。)については当該認定農業者が主として農作業を行う地域（その農業経営改善計画の認定に係る市町村の地域に限る。）に係る規模要件(特例基準を含む。)を、複数の地域を農用地の利用集積目標の対象とする特定農業法人及び特定農業団体等については当該特定農業法人及び特定農業団体等が主として農作業を行う地域に係る規模要件(特例基準を含む。)を適用するものとする。

イ 経営面積とは、次に掲げるものとする。なお、基幹的作業の一部の農作業の再委託の取扱いについては、(1)のウの(ア)と同じとする。

(ア) その者（特定農業団体等にあつては、その組織の構成員）が所有権（使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）が年間を通じて設定されている田又は畑の所有権を除く。）又は使用収益権（以下「使用収益権等」と総称する。）を有している田又は畑（特定農業団体等にあつては、(1)のウの(エ)の経理の一元化を行っているものに限る。）の面積

(イ) その者（特定農業団体等にあつては、その組織）が委託を受けて農作業を行うことを約した契約であつて次に掲げる事項のすべてを約した契約（以下「農作業委託契約」という。）に基づき他の者（特定農業団体等にあつては、その構成員以外の者）から農作業の委託を受けた田又は畑の面積

- ① 受託者が基幹的作業のすべてを受託し、自ら作業を行うこと
- ② その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること
- ③ その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

ウ その者（特定農業団体等にあつては、その組織の構成員）が農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした田又は畑であつて、当該他の者がイの(イ)の面積として経営面積に算入し、かつ、その委託をした者が当該農作業を委託した年において農産物の生産及び販売を行っていない部分に

係る面積については、イの(ア)にかかわらず、当該委託をした者の経営面積に算入できないものとする。

エ イの経営面積に関し、二毛作（生産及び販売を行うものに限る。）が行われている田又は畑については、表作と裏作を異なる者が行っている場合限り、その面積をそれぞれの者の経営面積に算入できるものとする。

(3) 環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していること。

環境と調和のとれた農業生産の基準とは、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、別紙様式第1号の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、自ら点検を行うこととする。

(4) その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないこと。

ア 耕作の業務の対象となる農地とは、(2)のイにより経営面積に算入できることとされる田又は畑とする。

イ 耕作の目的に供されないと見込まれる農地とは、次に掲げる農地とする。

(ア) 基盤強化法第27条の2第1項の規定による特定遊休農地である旨の通知を受け、かつ、同条第2項の規定に違反して、当該通知があった日から起算して6週間以内に、市町村長に、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合における当該通知に係る農地

(イ) 基盤強化法第27条の3第1項の規定による特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべき旨の勧告を受け、かつ、当該勧告に従わないため、同条第2項の利用権の設定等に関する協議を行う旨の通知があった場合における当該勧告に係る農地

2 対象農業者の要件を満たしておく必要がある期間等

(1) 対象農業者の要件を満たしておく必要がある期間

第5の1若しくは2又は第6の交付金の交付を受けようとする者は、次に掲げる期間において、1の対象農業者の要件を満たさなければならないものとする。

ア 秋期には種する麦（主として9月から11月までの間に播種することにより生産される麦をいう。以下同じ。）の作付けを行う者（秋期には種する麦について第5の2又は第6の交付金の交付申請を行うものに限る。）にあつては、対象農産物の収穫を行う年（以下「収穫年」という。）の前年の11月30日から第5の2又は第6の交付金の交付決定が行われる日までの期間

イ ア以外の者にあつては、収穫年の6月30日から第5の1及び2並びに第6の交付金の交付決定が行われる日までの期間

(2) 対象農業者の要件を満たしていることを証する書類の提出

第5の1若しくは2又は第6の交付金の交付を受けようとする者は、これらの交付金の交付申請のうち、最も早く交付の申請をする際に、別紙2に定める対象農業者の要件を満たしていることを証する書類を地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。）に提出するものとする。

ただし、別紙2の1に定める書類については、第4の1の加入申請の際に、提出することが望ましい。また、第6の交付金のみの交付を受けようとする者にあつては、別紙2の2から5までに定める書類について、第6の3の(1)の交付前年度生産実績数量の報告の際に提出することが望ましい。

特定農業団体等にあつては、2年目以降の加入申請の際に、別紙様式第2号の「農用地利用集積目標及び農業生産法人化計画の達成に向けた取組状況報告書」（以下「目標達成取組状況報告書」という。）を併せて提出するものとする。

なお、提出した書類の内容に変更が生じた場合には、速やかに、地方農政事務所長等に修正した書類を提出するものとする。

(3) 提出書類の省略

第5の1若しくは2又は第6の交付金を受けようとする者は、2年目以降の加入申請において、既に提出した別紙2に定める対象農業者の要件を満たしていることを証する書類の内容に変更がない場合には、その旨を当該加入申請の際に申し出て、当該書類の提出を省略することができる。

(4) 対象農業者の要件を満たしていることを証する書類の確認

地方農政事務所長等は、提出された対象農業者の要件を満たしていることを証する書類について、当該書類の内容が1の対象農業者の要件に照らして適切かどうかを確認するものとする。

また、地方農政事務所長等は、特定農業団体等有する利用集積目標及び農業生産法人化計画について、目標達成取組状況報告書により、その取組状況を確認するものとし、その結果、その取組努力が不十分であると判断される場合には、当該農作業受託組織については地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3の(2)のウに基づく都道府県知事の承認があつたものをいう。）等に対して的確な指導、助言その他の支援を速やかに依頼するものとし、当該特定農業団体については当該特定農業団体に係る特定農用地利用

規程の認定をした市町村に対してその旨を速やかに通知するものとする。

なお、農作業受託組織について、このような支援等が行われたにもかかわらず、翌年度の目標達成取組状況報告書においても、なお取組状況に改善が見られない場合には、当該組織は1の(1)のウの(ア)及び(イ)の要件を満たしていないと判断するものとする。

なお、提出された書類の内容の確認に当たっては、必要に応じて、関連する市町村、農業委員会、農業協同組合又は集荷業者等の関係機関に対し内容を照会することが適当である。

3 利用集積目標又は農業生産法人化計画の達成期日の延期の手続等

農作業受託組織が策定した利用集積目標又は農業生産法人化計画を達成する期日（以下「達成期日」という。）の延期の手続等については、次に掲げるところによるものとする。

(1) 申請方法

農作業受託組織の代表者は、達成期日の延期を行う必要がある場合には、別紙様式第3号の「農用地利用集積目標又は農業生産法人化計画の達成期日の延期に係る承認申請書」（以下「承認申請書」という。）に、変更後の利用集積目標又は農業生産法人化計画を添付して、地方農政事務所長等に提出するものとする。

(2) 申請時期

達成期日の延期の申請は、達成期日に到達するまでの直近の第4の1の加入申請の際に、併せて行うものとする。

(3) 承認等

地方農政事務所長等は、提出された承認申請書の内容が適当と認められる場合は、別紙様式第4号の「農用地利用集積目標又は農業生産法人化計画の達成期日の延期に係る承認書」により、当該農作業受託組織の代表者に通知するものとする。

第4 品目横断的経営安定対策の加入申請

1 加入申請時期

品目横断的経営安定対策の加入申請は、原則として、毎年度4月1日から6月30日までの間（以下「基本加入申請時期」という。）に、別紙様式第5号－1の「品目横断的経営安定対策加入申請書兼補正届出書」（以下「加入申請書」という。）を、地方農政事務所長等に提出して行うものとする。

ただし、秋期には種する麦の作付けを行う者が第6の1により第6の交付金に

係る積立金の積立の申出を行う場合に係る加入申請の時期は、基本加入申請時期の前年度の6月1日から8月31日までの間（平成19年度の加入申請にあつては、平成18年9月1日から11月30日までの間）とするものとする。

2 対策加入者の登録

地方農政事務所長等は、提出された加入申請書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合は、当該加入申請書を提出した者を対策加入者として登録し、当該対策加入者ごとに対策加入者管理コードを付与するとともに、別紙様式第6号の「品目横断的経営安定対策加入者登録通知書」により、当該対策加入者に通知するものとする。

その際、加入申請書の写し及び当該対策加入者が交付申請に必要となる書類を併せて送付するものとする。

なお、提出された加入申請書の内容の確認に当たっては、必要に応じて、関連する市町村、農業委員会等の関係機関に対し内容を照会することが適当である。

3 内容の補正

- (1) 対策加入者は、提出した加入申請書の内容に変更が生じた場合には、速やかに、地方農政事務所長等に届け出るものとする。
- (2) 地方農政事務所長等は、届出のあった内容を確認し、当該対策加入者に係る登録情報を補正するものとする。

第5 生産条件不利補正交付金

1 過去の生産実績に基づく交付金

(1) 基準期間

過去の生産実績に基づく交付金における期間平均生産面積（法第3条第1項に規定する期間平均生産面積をいう。以下同じ。）に係る期間（以下「基準期間」という。）は、特定対象農産物の種類ごとに、それぞれ平成16年産から平成18年産までの生産に係る期間である次に掲げる期間とする。

ア 麦及び大豆

平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間

イ てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

平成16年1月1日から平成18年12月31日までの期間

(2) 期間内生産量の登録

ア 期間内生産量

基準期間における特定対象農産物の種類ごとの生産量の対象となる数量

(以下「期間内生産量」という。)は、それぞれ次に掲げる数量とする。

(7) 麦

麦の生産を行う者の麦作に係る経営の安定を図るために政府が交付した助成金（麦作経営安定資金助成金交付要領（平成17年6月28日付け17総食第259号農林水産省総合食料局長通知）の第2に基づく麦作経営安定資金助成金をいう。）の交付対象となったもの及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第90号。以下「食糧法改正法」という。）による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第41条第1項の規定に基づき政府が買い入れたものの数量。

なお、小麦にあつては、春期には種する小麦（主として3月及び4月には種することにより生産される小麦であつて期間内生産量を証することができるものをいう。以下同じ。）と秋期には種する小麦（春期には種する小麦以外の小麦をいう。以下同じ。）に区分するものとする。

(イ) 大豆

法附則第4条の規定による廃止前の大豆交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号。以下「旧大豆交付金法」という。）第5条第1項又は第2項に基づき大豆の生産者に対し交付した交付金の交付対象となったものの数量。ただし、平成18年産の大豆にあつては、旧大豆交付金法第2条第1項に規定する生産者団体等が旧大豆交付金法第4条第1項又は第2項の規定による承認を受けた同条第1項の調整販売計画等に従つて、販売の委託を受けて集荷したもの（旧大豆交付金法第2条第2項に規定する契約に係るものに限る。）の数量。

(ウ) てん菜

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成18年法律第89号。以下「価格調整法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の砂糖の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の交付金の交付対象とされた同法第2条第1項に規定する国内産糖の製造の用に供されたものの数量。ただし、平成18年産のてん菜にあつては、当該交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれるものの数量。

具体的には、対策加入者に係るてん菜の出荷数量に、国内産糖製造数量に占めるその当該交付金の交付対象とされるものの比率を乗じた数量とする。

(エ) でん粉原料用ばれいしょ

糖化用又は化工でん粉用のでん粉として抱合せ措置の下で販売されたも

の製造の用に供されたものの数量。ただし、平成18年産のでん粉原料用ばれいしょにあっては、糖化用又は化工でん粉用のでん粉として販売され、又は販売されることが確実と見込まれるものの数量。

具体的には、対策加入者に係るでん粉原料用ばれいしょの出荷数量に、国内産ばれいしょでん粉製造数量に占めるその糖化用又は化工でん粉用に仕向けられるものの比率を乗じた数量とする。

イ 期間内生産量の分割

基準期間において、農作業委託契約に基づかずに農作業の委託を受けた者又は定款若しくは規約を有さない組織（以下「受託者等」という。）に係る期間内生産量については、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件を満たす場合に限り、当該委託をした者又は当該組織の構成員等（以下「委託者等」という。）のものとして分割することができるものとする。

(ア) 農作業の委託に係る取決め、水田農業構造改革交付金等営農計画書（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第7の5に定める営農計画書をいう。）、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知）における共済細目書、畑作物共済引受要綱（昭和54年4月3日付け54農経B第933号農林水産省経済局長通知）における加入申込書等の書類により、委託者等が基準期間におけるいずれかの年において、農作業を委託したこと又は当該組織の構成員等であったことを証明することができること。

(イ) 期間内生産量を分割することについて、受託者等と委託者等との間に合意があり、その合意により期間内生産量を分割する数量を任意に定めていること。

ただし、当該数量については、特定対象農産物の種類ごとに、委託者等がウにより期間内生産量の登録をする日における第3の1の(2)のイの経営面積に、(9)のウの平年的単収（当該田若しくは畑が所在する市町村に係るものに限る。）を乗じて得られる数量、又は受託者等の特定対象農産物ごとの期間内生産量をすべての委託者等の第3の1の(2)のイの経営面積の合計面積で除した比率に期間内生産量の分割に合意した委託者等の第3の1の(2)のイの経営面積を乗じて得られる数量のうち、いずれか大きい数量を上限とする。

ウ 期間内生産量の登録手続

期間内生産量の登録は、平成18年9月1日から(10)により交付申請を行う年度の6月30日までに、別紙様式第7号の「生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書」に、農業協同組合及び集荷業者等（以下「農業協同組合等」

という。)の伝票の写し等の特定対象農産物の種類ごと(小麦にあつては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の区分ごと)の期間内生産量を証する書類を添付し、地方農政事務所長等に提出して行うものとする。

なお、イにより期間内生産量を分割した場合は、イの(ア)に定める書類、イの(イ)の合意があることを証する書類及び委託者等の第3の1の(2)のイの経営面積を証する書類を添付するものとする。

(3) 期間平均生産面積の算出等

ア 期間平均生産面積の算出

(2)のウにより期間内生産量の登録をした者(以下「期間内生産量登録者」という。)に係る期間平均生産面積は、基準期間における各年度(てん菜及びでん粉原料用ばれいしょにあつては各年。以下「各年度等」という。)ごとの期間内生産量について、

(ア) その者が、認定農業者又は特定農業団体の場合は、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定に係る市町村(複数の市町村において認定を受けている場合にあつては、主として農作業を行う農地が所在する市町村に限る。以下「認定市町村」という。)

(イ) その者が、農作業受託組織の場合は、当該組織に係る適合区域の所在する市町村(以下「適合区域所在市町村」という。)

(ウ) (ア)又は(イ)以外の期間内生産量登録者の場合は、その主として農作業を行う農地が所在する市町村

に係る各年度等別の特定対象農産物の種類ごとの10a当たり収量(規則第7条第1項において農林水産大臣が定める各年度等別及び市町村別の特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量。以下「実単収」という。)で除して得られる面積を合算し、当該合算した面積を3で除して得られる面積とする。

イ 実単収

(ア) 麦及びでん粉原料用ばれいしょに係るアの実単収は、それぞれ次に掲げるところにより定めるものとする。

① 麦

小麦については、春期には種する小麦及び秋期には種する小麦に区分して定めるものとする。

② でん粉原料用ばれいしょ

農業災害補償制度に係る市町村ごとのでん粉加工用(一類)の10a当たり収量とする。ただし、でん粉加工用(一類)の10a当たり収量が設定されていない市町村にあつては、北海道平均の食品加工用(二類)、種子用(三類)又は生食用(四類)の10a当たり収量それぞれに対するでん粉加工用(一類)の10a当たり収量の比率を当該市町村の各類の10

a 当たり収量に乘じ、これにより得られる各級の10a当たり収量を各級の作付面積の加重平均により算出して得られる数値とする。

(イ) 次に該当する場合に係る実単収は、それぞれ次に掲げるものを実単収として適用するものとする。

① 特定対象農産物に係る10 a 当たり収量が設定されていない市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県に係る第6の4の(3)のイの(ア)の交付前年度単収（都道府県単位の交付前年度単収が設定されていない場合は当該都道府県の属する全国農業地域別の10 a 当たり収量とし、全国農業地域別の10 a 当たり収量が設定されていない場合は全国の10 a 当たり収量とする。）を実単収とする。

② 平成17年度以降に合併のあった市町村にあっては、合併のあった年度よりも前の年度にあっては合併前のそれぞれの市町村の実単収とし、合併のあった年度以降の年度にあっては合併後の市町村の実単収とする。

ウ 基準期間において災害等により特定対象農産物を生産することができなかった場合の取扱い

アの期間平均生産面積の算出については、期間内生産量登録者からその登録の時に於いて次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかに該当することの申出があり、かつ、その申出に係る事実があると認められるときは、アに定めるところにより合算した面積のうち(ア)又は(イ)に該当しない基準期間における各年度等に係るものを当該各年度等の数（零を除く。）で除してするものとする。

この場合において、複数の特定対象農産物の生産実績を有する者が(ア)に該当することを申し出た場合は、すべての特定対象農産物の期間平均生産面積について、この方法により算出するものとする。

(ア) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第6項に規定する災害復旧事業その他これらに類する事業（国若しくは地方自治体の実施したもの又はこれらの助成を受けて実施されたものに限る。）の実施により、(2)のアの特定対象農産物を生産することができなかった場合

(イ) 風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害又は火災（以下「災害等」という。）により、(2)のアの特定対象農産物を生産することができなかった場合

具体的には、災害等により、特定対象農産物を生産する一筆又は複数筆の農地が収穫皆無となる被害を受けた場合、又は都道府県等が災害等により種子の供給に支障が生じかねないと判断し、これによりやむを得ず生産物を種子用に転用した場合とする。

エ 基準期間において災害等により特定対象農産物を生産することができなかった場合の手続

ウの(ア)又は(イ)のいずれかに該当することの申出は、期間内生産量の登録の時に、別紙様式第8号－1の「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」及び次に掲げるウの(ア)又は(イ)のいずれかに該当することを証する書類を地方農政事務所長等に提出して行うものとする。

(ア) 土地改良事業、災害復旧事業等の実施により特定対象農産物を生産することができなかった場合にあっては、当該事業の実施主体による通年施行が行われたこと及び当該事業により占用されたことを証する書類

(イ) 特定対象農産物を生産する一筆又は複数筆の農地が収穫皆無となる被害を受けた場合にあっては、農業共済組合又は農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「農災法」という。）第85条の6第1項の共済事業を行う市町村（以下「農業共済組合等」という。）の長による収穫皆無となったことを証する書類（共済加入者名、年産、農産物名、収穫皆無となった農地の地名・地番が記載されているものに限る。）

ただし、農業共済組合等において収穫皆無となったことを証明できない場合にあっては、市町村又は農業協同組合による収穫皆無となったことを証する書類とすることができるものとする。

(ウ) 災害等によりやむを得ず生産物を種子用に転用した場合にあっては、その理由と転用量を記載した都道府県、都道府県種子協会及び生産者団体の書類

オ 基準期間において災害等により特定対象農産物について市町村内で著しい単収格差が生じた場合の取扱い

基準期間において市町村内の一部で災害等が集中し、当該市町村における(2)のアの特定対象農産物の作付面積の24%以上の面積において、当該市町村平均の単収水準と比べて24%以上の減収（以下「著しい単収格差」という。）が生じた場合は、以下の手続により、当該特定対象農産物の期間平均生産面積を算出する措置（以下「単収格差に伴う措置」という。）を適用することとし、単収格差に伴う措置を適用する市町村において、災害等により減収があった期間内生産量登録者の期間平均生産面積を算出することができるものとする。

(ア) 市町村長は、単収格差に伴う措置を適用しようとするときは、平成19年4月9日までに、別紙様式8号－2の「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申請書」、災害等の発生状況に係る資料及び市町村、農業協同組合、集荷業者等の作付面積、生産量等のデータに基づく著しい単収格差を証する資料を地方農政事務所長等に提出するものとする。

なお、著しい単収格差を証する資料に用いるデータは、出典を明確にするとともに、市町村平均の単収水準と著しい単収格差の単収水準の算定に当たっては、同一の出典に基づくデータを用いるものとする。

(イ) 地方農政事務所長等は、申請書及び添付資料により著しい単収格差が確認される場合は、認定を行い、別紙様式第8号－3の「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の認定通知書」により、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(ウ) (イ)により通知を受けた市町村（以下「適用市町村」という。）において、災害等により減収があった期間内生産量登録者は、期間内生産量の登録の際に、別紙様式第8号－1の「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」及び農業共済組合等から共済金が支払われたことを証する書類又は市町村、農業協同組合等による災害等による減収があったことを証する書類を地方農政事務所長等に提出して、災害等により減収があったことの申出を行うことができるものとする。

(エ) 地方農政事務所長等は、(ウ)の申出に係る事実があると認められるときは、期間平均生産面積の算出について、アに定めるところにより合算した面積のうち(ウ)に該当しない基準期間における各年度等に係るものを当該各年度等の数（零を除く。）で除してするものとする。

(オ) 適用市町村のアの実単収は、(9)のウの方法により算定する平年的単収を用いることとする。

(カ) 基準期間に合併のあった市町村において、合併のあった年度よりも前の年度にその区域で著しい単収格差が生じていたときは、合併前の市町村の区域を適用市町村とする。

カ 期間平均生産面積の通知

地方農政事務所長等は、期間内生産量登録者に係る期間平均生産面積を登録し、当該登録者ごとに期間平均生産面積保有者コードを付与するとともに、別紙様式第9号の「生産条件不利補正交付金期間平均生産面積通知書」により、当該登録者に係る期間平均生産面積を当該登録者に通知するものとする。

(4) 期間平均生産面積の移動

(3)のカにより期間平均生産面積保有者コードを付与された者（以下「面積保有者」という。）は、平成16年度以降において、田又は畑について使用収益権等の取得若しくは移転又は農作業委託契約の締結若しくは解除、失効、変更等（以下「解除等」という。）により耕作の業務の規模を拡大又は縮小した場合において、耕作の業務の規模を拡大又は縮小したことを書類により証明できるときは、耕作の規模の拡大又は縮小に応じた期間平均生産面積の移動を行うことができるものとする。

期間平均生産面積の合計移動面積については、期間平均生産面積を移動する面積保有者とその相手方との間の合意により任意で定めることができる。

ただし、農地の使用収益権等の取得若しくは移転又は農作業委託契約の締結若しくは解除等に係る第3の1の(2)のイの経営面積の合計移動面積（期間平均生産面積を移動する面積保有者に係る移動前の期間平均生産面積の合計面積が移動前の第3の1の(2)のイからエまでに基づき算出される経営面積を超える場合にあっては、次の算式により算出して得られる面積）を上限とする。

$$\left(\text{移動前の期間平均生産面積の合計面積} \div \text{移動前の第3の1の(2)のイからエまでに基づき算出される経営面積} \right) \times \text{使用収益権等の取得若しくは移転又は農作業委託契約の締結若しくは解除等に係る第3の1の(2)のイの経営面積の合計面積}$$

なお、期間平均生産面積を移動する面積保有者が第3の1の(2)のイの経営面積のすべてを移動する場合には、当該面積保有者に係る期間平均生産面積のすべてを移動することができるものとする。

(5) 耕作の業務の規模を縮小した面積保有者の期間平均生産面積の算定

面積保有者が、平成19年度以降において、田又は畑について使用収益権等の移転若しくは農作業委託契約の解除等又は田及び畑以外のものへの変更により耕作の業務の規模を縮小した場合には、当該面積保有者の期間平均生産面積の合計面積は、次の算式により算出して得られる面積を上限とする。

$$\left(\text{耕作の業務の規模の縮小前の期間平均生産面積の合計面積} \div \text{耕作の業務の規模の縮小前の第3の1の(2)のイからエまでに基づき算出される経営面積} \right) \times \text{耕作の業務の規模の縮小後の第3の1の(2)のイからエまでに基づき算出される経営面積}$$

※この割合が1を下回る場合にあっては、1とする。

また、この算式により算出して得られる面積が期間平均生産面積の合計面積となる場合において、当該面積保有者が、耕作の業務の規模の縮小前において複数の特定対象農産物に係る期間平均生産面積を有していたときは、耕作の業務の規模の縮小後の当該面積保有者に係る特定対象農産物の種類ごとの期間平均生産面積の比率は、耕作の業務の規模の縮小前の当該面積保有者に係る期間平均生産面積から、合意に基づき相手方へ移動することとなった期間平均生産面積を控除した後の特定対象農産物の種類ごとの期間平均生産面積の比率と同じとする。

(6) 期間内生産量登録者が組織経営体である場合の期間平均生産面積の算定

ア 認定農業者（法人に限る。）又は特定農業団体等に係る期間平均生産面積は、当該組織の構成員である面積保有者の期間平均生産面積を合算したものとすることができるものとする。

この場合において、当該面積保有者が当該組織を脱退するときは、当該組織に係る期間平均生産面積から当該面積保有者の期間平均生産面積を控除するものとする。

また、当該面積保有者の期間平均生産面積を合算し、又は控除する場合における当該組織の期間平均生産面積は、当該組織の名簿に基づき算定するものとする。

イ その組織の期間平均生産面積として合算したアの面積保有者の期間平均生産面積を組織の名義に係るものとする場合は、(4)に定めるところにより期間平均生産面積を移動するものとする。

この場合において、当該面積保有者が当該組織を脱退するときは、当該組織の名義に係る期間平均生産面積から、(4)に定めるところにより当該面積保有者の期間平均生産面積を移動するものとする。

(7) 農地保有合理化事業による使用収益権等の取得等の場合の期間平均生産面積の移動の取扱い

農地保有合理化事業（基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業をいう。）による使用収益権等の取得又は移転が行われた場合の期間平均生産面積は、期間平均生産面積を移動する面積保有者及び農地保有合理化法人（基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）の間並びに農地保有合理化法人及び期間平均生産面積の移動の相手方の間において、(4)及び(5)に定めるところに準じて、移動を行うことができるものとする。

期間平均生産面積の合計移動面積については、期間平均生産面積を移動する面積保有者とその相手方との間の合意により任意に定めることができるものとする。

(8) 期間平均生産面積の移動の登録手続

ア 面積保有者は、(4)、(5)又は(7)による期間平均生産面積の移動を登録する場合は、別紙様式第11号-3の「生産条件不利補正交付金期間平均生産面積登録書（当年度移動）」に、当該移動に係る使用収益権等の取得若しくは移転を証する書類又は農作業委託契約書の写し、関係者間の合意書及び移動後の第3の1の(2)のイからエまでに基づき算出される経営面積を証する書類を添付し、毎年9月30日までに、地方農政事務所長等に提出するものとする。

イ 面積保有者は、平成16年度から平成18年度までに(4)又は(7)により期間平

均生産面積を移動した場合において、当該移動後の期間平均生産面積に基づき、平成19年度に過去の生産実績に基づく交付金の交付申請を行うときは、別紙様式第11号－2の「生産条件不利補正交付金期間平均生産面積登録書（基準期間内移動）」に、当該移動に係る使用収益権等の取得若しくは移転を証する書類又は農作業委託契約書の写し、関係者間の合意書及び移動後の第3の1の(2)のイからエまでに基づき算出される経営面積を証する書類を添付し、平成19年8月10日までに、地方農政事務所長等に提出するものとし、地方農政事務所長等は、(3)の力により通知するものとする。

(9) 交付金の算定

ア 交付金の金額

過去の生産実績に基づく交付金の金額は、対策加入者ごとに、特定対象農産物の種類別の面積当たりの単価（以下「面積単価」という。）に、当該対策加入者の特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積を乗じて得た金額を合算した金額とする。

イ 面積単価の算定

面積単価は、ウの平年的単収を用いて、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で市町村別に定めるものとする。

なお、面積単価は、対策加入者ごとに、その者が認定農業者又は特定農業団体の場合にあつては認定市町村、その者が農作業受託組織の場合にあつては適合区域所在市町村に係るものを適用するものとする。

また、平成19年度以降に合併のあった市町村に係る面積単価は、面積単価の告示（平成18年8月7日農林水産省告示第1108号）に掲げる平成19年4月1日における市町村に係るものを適用するものとし、

(ア) その者が合併後の市町村において農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定を受けた認定農業者又は特定農業団体の場合にあつては、主として農作業を行う農地が所在する合併前の市町村に係るもの

(イ) その者が農作業受託組織の場合にあつては、当該組織に係る適合区域の所在する合併前の市町村に係るものを適用するものとする。

ウ 平年的単収の算定方法

(ア) 面積単価の算定に用いる市町村ごとの平年的な10a当たりの収量（以下「平年的単収」という。）の算定方法は、特定対象農産物の種類ごとに次に掲げるものとする。

① 麦

農作物共済引受要綱第2章第2節第1の1に基づき、都道府県知事が農作物共済の共済目的の種類等（農災法第106条第1項第1号に規定す

る農作物共済の共済目的の種類等をいう。)ごとに算出する市町村ごとの平均単位当たり収穫量に、同節第1の4により都道府県知事が求める比率を乗じて算出するものとする。

② 大豆及びでん粉原料用ばれいしょ

畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の1の(1)に基づき、都道府県知事が畑作物共済の共済目的の種類等(農災法第120条の12第1項第1号に規定する畑作物共済の共済目的の種類等をいう。)ごとに算出する市町村ごとの平均単位当たり収穫量(大豆にあつては丹波黒以外の品種(一類)、でん粉原料用ばれいしょにあつてはでん粉加工用(一類)に限る。)に、同節第3の1の(4)により都道府県知事が求める比率を乗じて算出するものとする。

③ てん菜

②と同様の方法により算出して得られる市町村ごとの値に、生産条件に関する不利の算定に用いた全国の平均的単収を当該値の全国平均により除して得た係数を乗じて算出するものとする。

(イ) 次に該当する場合に係る平年的単収は、それぞれ次に掲げるものを平年的単収として適用するものとする。

① 市町村の範囲で平均単位当たり収穫量が設定されていない場合は、当該市町村の所在する農業共済組合等に対して、農作物共済引受要綱第2章第2節第1又は畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の1に基づき、都道府県知事が通知する単位当たり収穫量

② 農業共済組合等の範囲で単位当たり収穫量が設定されていない場合は、第6の4の(3)のイの(イ)の当該共済組合等の所在する都道府県の標準単収

③ 都府県の範囲で標準単収が設定されていない場合は、都府県を東北、北陸、関東、東山、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄の9つの地域ブロックに区分した上で、都府県の標準単収を都府県ごとの平成17年産の作付面積の加重平均により算出して得られる当該都府県の所在する地域ブロックの範囲の単位当たり収穫量

④ 地域ブロックの範囲において単位当たり収穫量が算出できない場合は、③と同様の方法により算出して得られる全国の単位当たり収穫量

(10) 交付申請手続

ア 過去の生産実績に基づく交付金の交付申請

対策加入者は、過去の生産実績に基づく交付金の交付申請をするときは、毎年度9月30日までに、(3)のカの生産条件不利補正交付金期間平均生産面積通知書に記載された期間平均生産面積、又は(6)により合算した面積保有

者の期間平均生産面積について、別紙様式第10号の「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づく交付金の交付申請書」（以下「交付申請書」という。）に、別紙様式第11号－１の「生産条件不利補正交付金期間平均生産面積申請書」（以下「期間面積申請書」という。）を添付し、地方農政事務所長等に提出するものとする。

この場合において、(4)、(5)又は(7)により期間平均生産面積を移動したときは、併せて、(8)のＡの手続を行うものとする。

イ 交付金の交付資格の確認

地方農政事務所長等は、Ａにより交付申請を行った対策加入者（以下「過去の生産実績に基づく交付金申請者」という。）に係る交付申請書等の内容を確認するとともに、当該交付金申請者が第３の対象農業者の要件を満たしていることを確認するものとする。

地方農政事務所長は、当該交付申請書等の内容が適当と認められ、かつ、当該交付金申請者が当該要件を満たしていると認められる場合は、当該申請者に係る交付申請書及び期間面積申請書を地方農政局長に送付するものとする。

ウ 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）は、交付申請書及び期間面積申請書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、過去の生産実績に基づく交付金申請者に対し別紙様式第12号の「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づく交付金の交付決定通知書」（以下「交付決定通知書」という。）を通知し、交付金を交付するものとする。

２ 毎年の生産量・品質に基づく交付金

(1) 品質区分別生産量

毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付の対象となる特定対象農産物の種類ごとの品質区分別の生産量（以下「品質区分別生産量」という。）は、それぞれ次に掲げる数量とする。

ア 麦

対策加入者が毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付を受けようとする年度（以下「交付年度」という。）において生産する麦を需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該対策加入者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対策加入者が販売したもの（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として販売したものを除く。）又は対策加

入者が交付年度において生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したもの（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦又ははだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として集荷したものを除く。）であって、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。）で定める2等以上の等級に格付けされたものの数量。

具体的には、「民間流通麦促進対策実施要領」（平成11年9月1日付け11食糧業第596号食糧庁長官通知）に従って締結されたは種前契約に基づき、対策加入者が需要者に販売し、又は農業協同組合等に販売を委託し出荷した当該年産の数量とする。

イ 大豆

対策加入者が交付年度において生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約（当該対策加入者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆をは種する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。）において販売の対象とされたもの（種子として販売することとされたもの及び黒大豆を除く。）又は委託を受けて大豆を販売する者に対し対策加入者が販売を委託して出荷したもの（種子として販売を委託して出荷したもの及び黒大豆を除く。）であって、規格規程で定める普通銘柄大豆（規格規程で定める大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種の大豆を含む。以下同じ。）の3等以上の等級及び特定加工用銘柄大豆（規格規程で定める大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種の大豆を含む。以下同じ。）の合格並びに普通非銘柄大豆の3等以上の等級に格付けされたものの数量（「普通銘柄大豆」、「特定加工用銘柄大豆」及び「普通非銘柄大豆」並びに「大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種」については、平成18年農林水産省告示第1110号（以下「規格告示」という。）の備考6から9までに基づくものとする。以下同じ。）。

具体的には、「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領」（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領」という。）第4に規定する大豆の当該年産の数量とする。

ウ てん菜

価格調整法等改正法第1条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「新価格調整法」という。）第21条の国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第2条第2項に規定する国内産糖の製造の用に供されたもの（北海道内に

において生産されたものに限る。)であって、同法第19条第1項に規定する農林水産省令で定める糖度を満たすものの数量。

具体的には、対策加入者が国内産糖製造事業者に販売したものであって、国内産糖交付金の交付対象となるてん菜糖の製造の用に供され、かつ、糖度が13.5度以上のものの数量とする。

エ でん粉原料用ばれいしょ

新価格調整法第35条の国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第2条第6項に規定する国内産いもでん粉の製造の用に供されたもの（北海道内において生産されたものに限る。）の数量。

具体的には、対策加入者が農協系でん粉工場へでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した数量に、当該年度における農協系でん粉工場のでん粉（対策加入者からでん粉の製造の委託を受け、又は売渡しを受けたばれいしょを原料としたものに限る。）の製造数量に占めるその糖化用等交付金の交付対象の用途に仕向けられるものの比率を乗じた数量とする。

(2) 交付金の算定等

ア 交付金の金額の計算

対策加入者は、毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請をするときは、特定対象農産物の種類別のイの品質区分別数量単価に、特定対象農産物の種類別（小麦にあつては、春期には種する小麦及び秋期には種する小麦の区分）及びウの(ア)の品質区分別の当該対策加入者に係る(1)の品質区分別生産量を乗じることにより交付金の金額を計算し、別紙様式第13号－1の「毎年の生産量・品質に基づく交付金計算書」（以下「生産量・品質交付金計算書」という。）を作成するものとする。

イ 品質区分別数量単価の算定

品質区分別数量単価は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で定めるものとする。

ウ 品質区分等

(ア) 品質区分

品質の区分は、特定対象農産物の種類ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

① 麦

たんぱく質の含有率その他の事項を考慮して、1等のA区分、1等のB区分、1等のC区分及び1等のD区分並びに2等のA区分、2等のB区分、2等のC区分及び2等のD区分とする。

なお、「1等」及び「2等」、「A区分」から「D区分」までについて

は、規格告示の備考1から5までに基づくものとする。

② 大豆

整粒の割合その他の事項を考慮して、普通銘柄大豆の1等、普通銘柄大豆の2等、普通銘柄大豆の3等及び特定加工用銘柄大豆の合格並びに普通非銘柄大豆の1等、普通非銘柄大豆の2等及び普通非銘柄大豆の3等とする。

なお、「1等」、「2等」、「3等」及び「合格」については、規格告示の備考1に基づくものとする。

③ てん菜

糖度が13.5度以上のものについて適用される0.1度ごとの区分とする。

④ でん粉原料用ばれいしょ

でん粉の含有率その他の事項を考慮して、でん粉の含有率（ライマン価検査の値を純でん粉ベースに補正したもの）0.1%ごとの区分とする。

(イ) 品質区分の検査方法

(ア)の品質区分の検査方法は、特定対象農産物の種類ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

① 麦

登録検査機関（農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「検査法」という。）第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。以下同じ。）が実施する検査法第6条に規定する品位等検査（以下「麦品位等検査」という。）及び農林水産省総合食料局長が別に定める方法に基づき品質評価主体が実施する品質評価

② 大豆

登録検査機関が実施する検査法第9条に規定する品位等検査（以下「大豆品位等検査」という。）

③ てん菜

農林水産省生産局長が別に定める方法に基づき国内産糖製造事業者が実施する糖度検査

④ でん粉原料用ばれいしょ

農林水産省生産局長が別に定める方法に基づきでん粉製造事業者（でん粉原料用ばれいしょ生産者がでん粉の製造の委託を行った場合にあつては、当該委託を受けた者）が実施するライマン価検査に基づくでん粉の含有率の特定

(3) 交付申請手続等

ア 毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請

対策加入者は、毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請をするとき

は、毎年度3月5日までに、交付申請書に、生産量・品質交付金計算書及びイの添付書類を添付し、地方農政事務所長等に提出するものとする。

ただし、品質区分別生産量が確定していない特定対象農産物があり、同日までに交付申請手続を行うことができない場合は、当該年度の3月31日までに品質区分別生産量が確定した場合に限り、当該年度の翌年度に当該手続を行うことができる。

イ 添付書類

特定対象農産物の種類ごとに必要な添付書類は、それぞれ次に掲げるものとする。

(ア) 麦

対策加入者が需要者との間で締結したは種前契約数量を確認できる書類（は種前契約書の写し等）又は対策加入者が農業協同組合等に販売を委託した数量を確認できる書類（販売委託契約書の写し（対策加入者単位では種前契約数量を確認できるものに限る。）等）、銘柄別に品質区分別の出荷数量を確認できる書類（出荷伝票の写し等）及び麦品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し等）

なお、対策加入者から委託を受けて販売する農業協同組合等と需要者との間で締結した産地銘柄別のは種前契約数量を確認できる書類（は種前契約書の写し等）については、地方農政事務所長等は、当該農業協同組合等に当該書類の提出を求めるものとする。

(イ) 大豆

対策加入者が需要者とは種前契約を締結した後で需要者と売買契約した数量を確認できる書類（は種前契約書の写し、売買契約書の写し（品質区分別の販売数量を確認できるものに限る。）等）又は対策加入者が農業協同組合等に販売を委託した数量を確認できる書類（売渡委託申込書の写し、入庫伝票の写し（品質区分別の入庫数量を確認できるものに限る。）等）及び大豆品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し等）

なお、対策加入者は、(1)のイの「大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種」に係る交付金の交付申請手続を行う場合、別紙様式第13号－2の「産地品種銘柄に相当すると認められる大豆品種に関する申請書」に、それぞれ以下の書類を添付し、地方農政事務所長等に提出するものとする。

① 奨励品種に係るもの（規格告示の備考9の前段に係るもの）

当該品種が奨励品種として決定されていることを確認できる書類（当該奨励品種決定に係る公報の写し等）及び当該品種の作付を確認できる

書類（種子の購入伝票の写し等）

- ② 需要者への販売実績に係るもの（規格告示の備考9の後段に係るもの）
当該品種の作付を確認できる書類（種子の購入伝票の写し等）

なお、地方農政事務所長等は、対策加入者から当該書類の提出を受けた場合、需要者との間で締結した当年産の当該品種の作付に係るは種前契約書（当該品種の作付に係る生産者を特定できる書類を含む）の写し及び平成15年産以後前年産までの間において毎年同一の需要者に対し販売することを目的として当該品種の大豆を生産することをは種する前に約した契約に基づいて販売された数量が確認できる書類（は種前契約書の写し及び売買契約書の写し等）について、当該対策加入者から販売の委託を受けた農業協同組合等に提出を求めるものとする。

- (ウ) てん菜

国内産糖製造事業者の販売した数量を確認できる書類（出荷・買入伝票の写し（品質区分別の販売数量を確認できるものに限る。）等）

- (エ) でん粉原料用ばれいしょ

農協系でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した数量を確認できる書類（受入証明書の写し（品質区分別の出荷数量を確認できるものに限る。）等）

ウ 交付金の交付資格の確認

地方農政事務所長等は、アにより交付申請を行った対策加入者（以下「毎年の生産量・品質に基づく交付金申請者」という。）に係る交付申請書等の内容を確認するとともに、当該交付金申請者が第3の対象農業者の要件を満たしていることを確認するものとする。

地方農政事務所長は、当該交付申請書等の内容が適当と認められ、かつ、当該交付金申請者が当該要件を満たしていると認められる場合は、当該申請者に係る交付申請書及び生産量・品質交付金計算書を地方農政局長に送付するものとする。

エ 交付決定及び交付金の支払

地方農政局長等は、交付申請書及び生産量・品質交付金計算書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、毎年の生産量・品質に基づく交付金申請者に対し交付決定通知書を通知し、交付金を交付するものとする。

第6 収入減少影響緩和交付金

1 積立金の積立ての申出

(1) 申出の時期

対策加入者は、収入減少影響緩和交付金の交付申請をしようとするときは、当該交付金の交付を受けようとする年度の前年度（以下「交付前年度」という。）の4月1日から6月30日までの間に、別紙様式第14号の「収入減少影響緩和交付金積立申出書」（以下「積立申出書」という。）を地方農政事務所長等に提出し、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」という。）の積立てを行う旨の申出を行うものとする。

ただし、対策加入者のうち秋期には種する麦の作付けを行う者に係る申出の時期は、交付前年度の前年度（以下「交付前々年度」という。）の6月1日から8月31日までの間（平成20年度に当該交付金の交付を受けようとする場合にあっては、平成18年9月1日から11月30日までの間）とする。

(2) 生産予定面積の申告

ア 積立金の積立ての申出を行うときは、交付前年度において生産を予定するすべての対象農産物（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分）について、6の(1)のアの単位面積当たり標準的収入額に係る生産面積（以下「生産予定面積」という。）を申告するものとする。

なお、この場合において、対策加入者が認定農業者又は特定農業団体であるときには認定市町村が、農作業受託組織のときには適合区域所在市町村が、それぞれの所在する地域の属する地域に設定される単位面積当たり標準的収入額に係る生産面積を申告するものとする。

また、秋期には種する麦の作付けを行う者にあっては、秋期には種する麦に係る生産予定面積を申告するものとし、秋期には種する麦以外の対象農産物に係る生産予定面積については、交付前年度の4月1日から6月30日までの間に申告するものとする。

イ 生産予定面積は、対象農産物の種類ごとの交付前年度において生産を予定する数量（以下「生産予定数量」という。）を交付前々年度に係る4の(3)のイの(イ)の標準単収（7に定めるところにより、単位面積当たり標準的収入額等について、地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する標準単収）で除して得られる面積又は対象農産物の種類ごとの交付前年度において実際に作付ける面積のいずれかの面積とする。

なお、地方農政事務所長等は、(1)の積立金の積立ての申出の時期までに、生産予定面積の算出に使用する標準単収を対策加入者に示すものとする。

2 積立金の額等

(1) 積立金の額の算出

地方農政事務所長等は、提出された積立申出書の内容を確認し、積立金の積立の申出を行った対策加入者ごとの積立金の額を算出するものとする。

なお、内容の確認に当たっては、必要に応じて、農業協同組合等の関係機関に対し内容を照会することが適当である。

ア 積立基準収入額

対策加入者ごとの積立金の額の算出の基準となる収入額（以下「積立基準収入額」という。）は、対象農産物の種類ごとに次の算式により算出して得られる額を合算した額とする。

6 の(1)のアの単位面積当たり標準的収入額×対策加入者が申告した 1
の(2)のアの生産予定面積

（注） 6 の(1)のアの単位面積当たり標準的収入額については、対策加入者が認定農業者又は特定農業団体であるときには認定市町村が、農作業受託組織のときには適合区域所在市町村が、それぞれの所在する地域の属する地域に係るものを適用する。

イ 積立金の額の算出

対策加入者ごとの積立金の額は、次の算式により算出して得られる額とする。

アの積立基準収入額×2.25%

(2) 積立金の額の通知

地方農政事務所長等は、別紙様式第15号の「収入減少影響緩和交付金積立額通知書」（以下「通知書」という。）により、(1)により算出した対策加入者ごとの積立金の額並びに積立金の納付先及び納付期限を当該対策加入者に通知するものとする。

なお、交付前年度の7月31日における積立金の全額（当該交付前年度における積立金の額を除く。）が当該交付前年度における(1)のアの積立基準収入額の4.5%以上となる対策加入者には、積立金の納付を行わないことができる旨、併せて通知するものとする。

(3) 積立金の納付

(2)の通知を受けた対策加入者は、交付前年度の7月31日までに、通知書に記載された納付先に積立金を納付するものとする。

その際、振込人名義の前に第4の2により通知された対策加入者管理コードの下7桁の数字を記入するものとする。

(4) 積立金の払戻し

地方農政事務所長等は、積立金を積み立てている対策加入者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれの場合に対応する額を、当該対策加入者の積立金を取り崩した上で返納するよう、別紙様式第16号の「収入減少影響緩和交付金積立金返納額指示書」（以下「積立金返納額指示書」という。）により、8の積立金管理者に指示するとともに、イ、ウ、エ、オ及びキに該当する場合は、別紙様式第19号－1の「収入減少影響緩和交付金積立金返納額通知書」により、該当する対策加入者に通知するものとする。

指示を受けた積立金管理者は、積立金返納額指示書に記載されたところにより、当該対策加入者に積立金を返納し、その結果を別紙様式第17号の「収入減少影響緩和交付金積立金返納状況報告書」により、地方農政事務所長等に報告するものとする。

ア 交付金の交付を受ける場合にあっては、当該交付金の金額の3分の1に相当する額

イ 別紙様式第18号の「収入減少影響緩和交付金積立金返納申出書」により積立金の返納の申出をした場合にあっては、積立金の全額

ウ 1の(1)の積立金の積立ての申出の時期に積立ての申出をしなかった場合にあっては、積立金の全額

エ (2)により通知された積立金の額を納付期限までに納付せず、かつ、その者の交付前年度の7月31日における積立金の全額（当該交付前年度における積立金の額を除く。）が、当該交付前年度における(1)のアの積立基準収入額の4.5%を下回る場合にあっては、積立金の全額

オ (3)により納付した額が、(2)により通知された積立金の額を超えた場合にあっては、その超えた部分に相当する額

カ その者の交付前年度における4の(2)のアの標準的収入額がその者の当該交付前年度における(1)のアの積立基準収入額を下回った場合にあっては、その差額の2.25%に相当する額

キ 交付金の交付申請があった際に、その者が第3の対象農業者でないことが確認された場合にあっては、積立金の全額

(5) 積立金の額の確定

地方農政事務所長等は、対策加入者ごとの4の(1)の交付前年度生産面積を算出したときは、速やかに、次の算式により当該対策加入者ごとに算出して得られる額又は(1)のイで算出した積立金の額のいずれか低い額を当該対策加入者の交付前年度における積立金の額として確定し、別紙様式第19号－2の「収入減少影響緩和交付金積立金確定額通知書」により、当該積立金の額及び当該対策加入者の積立金の全額を当該対策加入者に通知するものとする。

4 の (2) のアの標準的収入額×2.25%

3 交付前年度生産実績数量の報告

(1) 報告の時期等

積立金を積み立てている対策加入者（交付前年度の7月31日における積立金の全額（当該交付前年度における積立金の額を除く。）が当該交付前年度における積立基準収入額の4.5%以上となるため、積立金を納付しなかった対策加入者を含む。）は、毎年度4月15日までに、交付前年度における対象農産物の種類ごとの生産量の対象となる数量（以下「交付前年度生産実績数量」という。）について、6の(1)のアの単位面積当たり標準的収入額ごとに記載した別紙様式第20号の「収入減少影響緩和交付金交付前年度生産実績数量報告書」（以下「交付前年度生産実績数量報告書」という。）に、(3)の添付書類を添付し、地方農政事務所長等に提出するものとする。

この場合、交付前年度生産実績数量報告書に記載する交付前年度生産実績数量については、対策加入者が認定農業者又は特定農業団体であるときには認定市町村が、農作業受託組織のときには適合区域所在市町村が、それぞれの所在する地域の属する地域に設定される単位面積当たり標準的収入額に係るものを記載するものとする。

(2) 交付前年度生産実績数量

交付前年度生産実績数量は、対象農産物の種類ごとに、それぞれ次に掲げる数量とする。

ア 米穀

対策加入者が交付前年度に生産した米穀のうち、次の(ア)及び(イ)を満たすものの数量（陸稲に係る米穀以外の米穀にあつては、生産確定数量（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）の第5の4の(1)の規定に基づき対策加入者に対して交付前年度に設定された生産確定数量をいう。以下同じ。）の範囲内とする。）

(ア) 次のいずれかに該当するもの（集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）の第3の1の過剰米短期融資事業の対象となったもの及び種子として販売し、又は販売を委託して出荷したものを除く。）

- ① 交付前年度末までに、対策加入者が社団法人米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員（食糧法改正法による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「新食糧法」という。）第5

条第1項に規定する生産調整方針（同項の認定を受けたものに限る。）を作成し、かつ、新食糧法第47条第1項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限る。）をしているものに限る。以下「米穀機構傘下業者」という。）に対し販売し、又は販売を委託して出荷したもの

- ② 交付前年度末までに、対策加入者又は対策加入者から委託を受けて米穀を販売する者（米穀機構傘下業者を除く。以下「販売委託者」という。）が販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約（以下「販売契約」という。）を文書等により締結して、当該販売契約に基づき販売の対象としたもの（対策加入者が交付前年度末までに販売の相手先と文書等により締結した販売契約に基づき販売の対象とした銘柄（例えば、平成19年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ精米5kg詰め等）ごとの販売価格をみて、同一の販売価格による販売（以下「定額販売」という。）をすることとした銘柄にあっては、その銘柄別の販売価格の設定が次の数式の条件を満たすものに限る。）

交付前年度の販売価格（※1）

= A

交付前々年度の販売価格（※1）

交付前年度の同一銘柄（※2）の初回の落札加重平均価格

= B

交付前々年度の同一銘柄（※2）の年間の落札加重平均価格

$$(1 - A) / (1 - B) \geq 0.64$$

（注）

※1：販売価格は、銘柄ごと、販売の相手先ごととする。

※2：Bの落札加重平均価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下「コメ価格センター」という。）の入札取引（6の(2)のアの取引）における当該銘柄と同種の産地品種銘柄の落札価格及び落札数量を用いて算出することとし、当該銘柄の入札取引が行われていない場合にあっては都道府県の落札上位3銘柄とし、入札取引が行われていない都道府県にあっては全国の産地品種銘柄とする。

※3：Bの値が1の場合にあっては、初回の落札加重平均価格を、2回目以降で初回と初めて異なる落札加重平均価格となった回の落札加重平均価格に代えることとする。

- (イ) 検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査（以下「米穀品位等検査」という。）において3等以上の等級に格付けされたもの又は当該等級に相当すると認められるもの（共同乾燥調製施設等において調製されたもみにあっては、当該施設等に配置された農産物検査員（検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）による当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、その結果3等以上の等級に相当すると認められたものに限る。）

イ 麦

対策加入者が交付前年度において生産する麦を需要者に対し販売すること

を約した契約（当該麦をは種する前に当該対策加入者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対策加入者が販売したもの（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として販売したものを除く。）又は対策加入者が交付前年度において生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷したもの（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦又ははだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として集荷したものを除く。）であって、規格規程で定める２等以上の等級に格付けされたものの数量。

具体的には、「民間流通麦促進対策実施要領」に従って締結されたは種前契約に基づき、対策加入者が需要者に販売し、又は農業協同組合等に販売を委託し出荷した当該年産の数量とする。

ウ 大豆

対策加入者が交付前年度において生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約（当該対策加入者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆をは種する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。）において販売の対象とされたもの（種子として販売することとされたもの及び黒大豆を除く。）又は委託を受けて大豆を販売する者に対し対策加入者が販売を委託して出荷したもの（種子として販売を委託して出荷したもの及び黒大豆を除く。）であって、規格規程で定める普通銘柄大豆の３等以上の等級及び特定加工用銘柄大豆の合格並びに普通非銘柄大豆の３等以上の等級に格付けされたものの数量。

具体的には、「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領」第４に規定する大豆の当該年産の数量とする。

エ てん菜

新価格調整法第21条の国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第２条第２項に規定する国内産糖の製造の用に供されたもの（北海道内において生産されたものに限る。）であって、同法第19条第１項に規定する農林水産省令で定める糖度を満たすものの数量。

具体的には、対策加入者が国内産糖製造事業者の販売したものであって、国内産糖交付金の交付対象となるてん菜糖の製造の用に供され、かつ、糖度が13.5度以上のものの数量とする。

オ でん粉原料用ばれいしょ

新価格調整法第35条の国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交

付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第2条第6項に規定する国内産いもでん粉の製造の用に供されたもの（北海道内において生産されたものに限る。）の数量。

具体的には、対策加入者が農協系でん粉工場へでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した数量に、当該年度における農協系でん粉工場のでん粉（対策加入者からでん粉の製造の委託を受け、又は売渡しを受けたばれいしょを原料としたものに限る。）の製造数量に占めるその糖化用等交付金の交付対象の用途に仕向けられるものの比率を乗じた数量とする。

(3) 添付書類

対象農産物の種類ごとに必要な添付書類は、それぞれ次に掲げるものとする。

ア 米穀

生産確定数量を確認できる書類及び米穀品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し等）のほか、

(ア) (2) のアの(ア)の①の米穀にあつては、交付前年度末までに販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類（出荷伝票の写し等）

(イ) (2) のアの(ア)の②の米穀にあつては、

① 対策加入者が販売契約を締結したものについては、販売の相手方と締結した販売契約に係る契約書の写し、販売伝票等交付前年度末までに販売の対象とした銘柄ごとの数量及び販売価格を確認できる書類（交付前年度末までに販売の対象とし定額販売をすることとした銘柄にあつては、交付前々年度に設定した販売価格を確認できる書類を含む。）

② 販売委託者が販売契約を締結したものについては、対策加入者が販売委託者と締結した販売委託契約に係る契約書の写し、販売委託者が対策加入者に対して通知した販売代金精算書の写し、販売委託者が販売の相手先と締結した販売契約に係る契約書の写し等交付前年度末までに販売委託し販売の対象とした数量が確認できる書類

イ 麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

それぞれ第5の2の(3)のイの(ア)から(エ)までの添付書類

4 交付金の算定等

(1) 交付前年度生産面積の算出

地方農政事務所長等は、提出された交付前年度生産実績数量報告書を確認し、対象農産物の種類ごとの交付前年度生産実績数量を交付前年度に係る対象農産物の種類ごとの(3)のイの(ア)の交付前年度単収（米穀にあつては、当該交付前年度の10月15日における全国及び対策加入者に係る都道府県の作況指数が101以上であるときは、(3)のイの(イ)の標準単収）で除して得た面積を、交付前年

度における対策加入者ごとの対象農産物の生産面積（以下「交付前年度生産面積」という。）として算出するものとする。

なお、内容の確認に当たっては、必要に応じて農業協同組合等の関係機関に対し内容を照会することが適当である。

(2) 交付金の算定

地方農政事務所長等は、アからウまでにより対策加入者ごとの交付金の金額を計算し、別紙様式第21号の収入減少影響緩和交付金計算書（以下「収入減少影響緩和交付金計算書」という。）により、交付金の金額を当該対策加入者に通知するものとする。

なお、この場合において、交付金の金額の計算については、対策加入者が認定農業者又は特定農業団体であるときには認定市町村が、農作業受託組織のときには適合区域所在市町村が、それぞれの所在する地域の属する地域に設定される単位面積当たり標準的収入額等を適用するものとする。

ア 標準的収入額

対策加入者ごとの標準的な収入の額（以下「標準的収入額」という。）は、対象農産物の種類ごとに次の算式により算出して得られる額を合算した額とする。

$$6 \text{ の (1) の ア の 単位面積当たり標準的収入額} \times (1) \text{ の 交付前年度生産面積}$$

イ 前年度収入額

対策加入者ごとの交付前年度における収入の額（以下「前年度収入額」という。）は、対象農産物の種類ごとに次の算式により算出して得られる額を合算した額とする。

$$6 \text{ の (1) の イ の 交付前年度単位面積当たり収入額} \times (1) \text{ の 交付前年度生産面積}$$

ウ 交付金の金額

対策加入者ごとの収入減少影響緩和交付金の金額は、次の算式により算出して得られる金額とする。ただし、対策加入者ごとの積立金の全額の3倍に相当する額を上限とする。

$$((\text{アの標準的収入額} - \text{イの前年度収入額}) \times 0.9 - (3) \text{ の イ の 共済金相当額 (注)}) \times 0.75$$

(注) (3) のアに該当する場合に限り、共済金相当額を控除するものとする

る。

(3) 共済金相当額

ア 共済金相当額を控除する場合

対象農産物の種類ごとに、交付前年度に係るイの(ア)の交付前年度単収を当該交付前年度に係るイの(イ)の標準単収で除して得られる割合が、当該対象農産物の種類ごとのイの(ウ)の割合を下回った場合とする。

イ 共済金相当額の算出

対策加入者ごとの共済金相当額は、アに該当する対象農産物であって、その種類ごとに次の算式により算出して得られる額を合算した額とする。

単位面積当たり共済金相当額(注)×(1)の交付前年度生産面積

(注) 単位面積当たり共済金相当額＝((イ)の標準単収×(ウ)の割合－(ア)の交付前年度単収)×(エ)の数量当たりの価額

(ア) 交付前年度単収

対象農産物の種類ごとの10 a 当たりの収量（以下「交付前年度単収」という。）は、それぞれ次に掲げるものとする。

ただし、7に定めるところにより、単位面積当たり標準的収入額等について、地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する交付前年度単収とする。

① 米穀、麦、大豆及びてん菜

農林水産統計の都道府県ごとの10 a 当たり収量(小麦にあつては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの)(都道府県ごとの10 a 当たり収量が公表されていない場合にあつては当該都道府県の属する全国農業地域別の10 a 当たり収量とし、全国農業地域別の10 a 当たり収量が公表されていない場合にあつては全国の10 a 当たり収量とする。)

② でん粉原料用ばれいしょ

農業災害補償制度に係る北海道のでん粉加工用（一類）の10 a 当たり収量

(イ) 標準単収

対象農産物の種類ごとの標準的な10 a 当たりの収量（以下「標準単収」という。）は、それぞれ次に掲げるものとする。なお、麦又は大豆について都道府県ごとの10 a 当たり収量が公表されていない場合における当該都道府県ごとの標準単収については、交付前年度単収について当該都道府県

の属する全国農業地域別の10 a 当たり収量を使用するときにあつては、それぞれの全国農業地域に属する都道府県の標準単収を当該都道府県ごとの前年産の作付面積の加重平均により算出して得られる当該都道府県の属する全国農業地域の単位当たり収穫量とし、交付前年度単収について全国の10 a 当たり収量を使用するときにあつては、同様の手法により算出して得られる全国の単位当たり収穫量とする。

ただし、7に定めるところにより、単位面積当たり標準的収入額等について、地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する標準単収とする。

① 米穀

農林水産統計の都道府県ごとの10 a 当たり平年収量

② 麦

農作物共済引受要綱第2章第2節第1に基づき、農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量(小麦にあつては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの)

③ 大豆及びてん菜

畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の1に基づき、農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量

④ でん粉原料用ばれいしょ

畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の4の規定に基づき、北海道知事が農林水産省経営局長に報告する単位当たり収穫量

(ウ) 割合

対象農産物の種類ごとの割合は、それぞれ9割とする。

(エ) 数量当たりの価額

対象農産物の種類ごとの数量当たりの価額は、交付前年度に生産された年産に係るものとし、それぞれ次に掲げるものとする。

① 米穀

農災法第106条第2項の規定により、農林水産大臣が定める水稻の1 kg当たり共済金額における都道府県ごとの最高額。

② 麦

農災法第106条第2項の規定により、農林水産大臣が定める麦(ビールの用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの及び種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものを除く。)の1 kg当たり共済金額(法第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者で法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものが耕作の業務を営む耕地に係るものに適用す

る金額を除く。)における都道府県ごとの最高額(小麦にあつては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの)。

③ 大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

農災法第120条の14第2項の規定により、大豆については10kgを単位として、また、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては1,000kgを単位として、農林水産大臣が定める共済金額(法第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者で法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものが耕作の業務を営む耕地に係るものに適用する金額を除く。)における都道府県ごとの最高額をそれぞれ1kg当たりのものとして換算した額。

ウ 共済金相当額の調整

イにより対象農産物の種類ごとに共済金相当額を算出する場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれの場合に対応する額を単位面積当たり共済金相当額とみなすものとする。

(ア) イの単位面積当たり共済金相当額が、6の(1)のアの単位面積当たり標準的収入額から6の(1)のイの交付前年度単位面積当たり収入額を控除して得られる額の9割の額(以下「単位面積当たり補てん相当額」という。)

を上回る場合にあっては、単位面積当たり補てん相当額

(イ) 6の(1)のイの交付前年度単位面積当たり収入額が6の(1)のアの単位面積当たり標準的収入額を上回る場合にあっては、零

5 交付申請手続等

(1) 収入減少影響緩和交付金の交付申請

対策加入者は、収入減少影響緩和交付金の交付申請をするときは、毎年度6月30日までに、交付申請書に、収入減少影響緩和交付金計算書を添付し、地方農政事務所長等に提出するものとする。

(2) 交付金の交付資格の確認

地方農政事務所長等は、(1)により交付申請を行った対策加入者(以下「収入減少影響緩和交付金申請者」という。)に係る交付申請書等の内容を確認するとともに、当該交付金申請者が第3の対象農業者の要件を満たしていることを確認するものとする。

地方農政事務所長は、当該交付申請書等の内容が適当と認められ、かつ、当該交付金申請者が当該要件を満たしていると認められるとともに、2の(3)により積立金を納付していること(交付前年度における積立金の額が当該交付前年度における積立基準収入額の4.5%以上であるため、積立金を納付しなかったことを含む。)を確認した場合は、当該交付申請者に係る交付申請書及び収

入減少影響緩和交付金計算書を地方農政局長に送付するものとする。

(3) 交付決定及び交付金の支払等

地方農政局長等は、交付申請書及び収入減少影響緩和交付金計算書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、収入減少影響緩和交付金申請者に対し交付決定通知書を通知し、交付金を交付するものとする。

また、地方農政事務所長等は、交付決定通知書の通知があった収入減少影響緩和交付金申請者に対し、別紙様式第22号の「収入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納額通知書」により、積立金を取り崩した上で返納される金額を通知するものとする。

6 単位面積当たり標準的収入額及び交付前年度単位面積当たり収入額の算定

(1) 算定方法

ア 単位面積当たり標準的収入額

10 a 当たりの標準的収入額（以下「単位面積当たり標準的収入額」という。）は、交付前々年度以前5カ年度の各年度における10 a 当たり収入額（(2)の販売価格に各年度に生産された年産に係る4の(3)のイの(ア)の交付前年度単収（平成16年産以降の米穀にあっては、当該年産の10月15日における全国及び対策加入者に係る都道府県の作況指数が101以上であるときは、4の(3)のイの(イ)の標準単収。イにおいて同じ。）を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得られる額をいう。）のうち最大のものと及び最小のものを除いたものを合算し、3で除して得られる額とする。

なお、米穀に係る単位面積当たり標準的収入額の算定に当たっては、近年の米穀の作柄や10 a 当たり収入額の状況等を踏まえ、当分の間、交付前々年度以前の各年度のうち、次の(ア)及び(イ)に掲げる条件を満たす年度（以下「異常年度」という。）をあらかじめ除外した上で、交付前々年度以前5カ年度の各年度における10 a 当たり収入額のうち最大のものと及び最少のものを除いたものを合算し、3で除して算定することができるものとする。

(ア) その年度の10 a 当たり収入額が交付前々年度以前5カ年度の各年度における10 a 当たり収入額のうち最大のものと及び最少のものを除いたものを合算し、3で除して得られる額の90%未満であること。

(イ) その年度に生産された年産に係る都道府県（7に定めるところにより、単位面積当たり標準的収入額等について、地域等区分が設定されている場合は、当該単位面積当たり標準的収入額等の地域の属する地域）の作況指数が80未満であること。

イ 交付前年度単位面積当たり収入額

交付前年度における10 a 当たりの収入額（以下「交付前年度単位面積当た

り収入額」という。)は、交付前年度に係る(2)の販売価格に4の(3)のイの(ア)の交付前年度単収を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得られる額とする。

なお、交付前年度単収については、交付前年度及び交付前々年度以前5カ年度において生産された年産のいずれかにおいて、都道府県ごとの10a当たり収量が公表されていない場合にあつては、当該都道府県の属する全国農業地域別の10a当たり収量を使用することとし、全国農業地域別の10a当たり収量が公表されていない場合にあつては、全国の10a当たり収量を使用するものとする。

(2) 販売価格

対象農産物の種類ごとの販売価格は、それぞれ次に掲げるものとする。

ただし、7に定めるところにより、単位面積当たり標準的収入額等について、地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する販売価格とする。

ア 米穀

コメ価格センターが定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引、期別取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。）若しくは定期注文取引又は特定取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。）のうち早場米を対象として行う取引（以下「早期米取引」という。）が行われた当該年度において生産された年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄（通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた都道府県産の産地品種銘柄が2銘柄である場合にあつては、当該2銘柄とする。）について、コメ価格センターが公表した各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては、当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた都道府県産の産地品種銘柄が1銘柄である場合にあつては、当該1銘柄についての年産平均価格）

イ 麦

小麦（春期には種する小麦と秋期には種する小麦別）、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の別に、社団法人全国米麦改良協会（以下「米麦改良協会」という。）が定める民間流通麦の入札業務規程に基づき入札取引が行われた年度の翌年度において生産された年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が2

銘柄である場合にあっては、当該２銘柄とする。）について、米麦改良協会が公表した各銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が１銘柄である場合にあっては、当該１銘柄についての年産平均価格）

ウ 大豆

財団法人日本特産農産物協会（以下「特農協会」という。）が定める大豆の入札取引に係る業務規程に基づき入札取引が行われた当該年度において生産された年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位３銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が２銘柄である場合にあっては、当該２銘柄とする。）について、特農協会が公表した各銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が１銘柄である場合にあっては、当該１銘柄についての年産平均価格）

エ てん菜

てん菜白糖の販売価格を収入分配して得られるてん菜の販売価格（新価格調整法第21条第２号に規定するてん菜糖製造事業者とてん菜生産者との約定に基づき、各年産のてん菜を原料として製造されるてん菜白糖の販売収入（当該てん菜白糖が主に製造される砂糖年度に適用される新価格調整法第22条第２項第３号に規定する額にてん菜白糖の標準的な販売費用の額を加えた額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格のうち北海道平均のものに相当する額（14年産から18年産までのてん菜の販売価格にあっては、上記の算出方法に準じ、各年産のてん菜を原料として製造されるてん菜白糖の販売収入を分配して得られる価格に相当する額））

オ でん粉原料用ばれいしょ

糖化用等交付金交付の対象用途に仕向けられるばれいしょでん粉の販売価格を収入分配して得られるでん粉原料用ばれいしょの販売価格（新価格調整法第35条第２号に規定するばれいしょでん粉製造事業者とでん粉原料用ばれいしょ生産者との約定に基づき、各年産のでん粉原料用ばれいしょを原料として製造されるばれいしょでん粉の販売収入（新価格調整法第36条第２項第３号に規定する額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格の北海道平均のものに相当する額（14年産から18年産までのでん粉原料用ばれいしょの販売価格にあっては、上記の算出方法に準じ、各年産のでん粉原料用ばれいしょを原料として製造されるばれいしょでん粉の販売収入に相当するものとして算出される額を分配して得られる価格に相当する額））

なお、アからウの落札価格及び落札数量は、交付前々年度及び交付前年度に

において生産された年産のものにあつては、それぞれ当該年度末までの取引に係るものを使用するものとする。また、アからウについては、交付前年度及び交付前々年度以前5カ年度において生産された年産のいずれかに当該都道府県産の産地品種銘柄の落札価格及び落札数量がない場合にあつては、交付前年度及び交付前々年度以前5カ年度の販売価格としては、全銘柄（アにあつては、早期米取引による産地品種銘柄を除く。）の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。

このほか、エについては、18年度が交付前々年度となる場合における18年産のてん菜の価格にあつては、その算出に用いる新価格調整法第22条第2項第3号に規定する額は、当該年度の翌年度の6月末までの間に適用される輸入に係る粗糖につき同法第9条第1項第1号の規定により定められる独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の売戻しの価格を基礎とするものとする。また、オについては、交付前々年度及び交付前年度において生産された年産のでん粉原料用ばれいしょの価格にあつては、その算出に用いる新価格調整法第36条第2項第3号に規定する額は、当該年度の翌年度の6月末までの間に適用される輸入に係るでん粉につき同法第31条第1項第1号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎とするものとする。

7 地域等区分の取扱い

(1) 地域等区分

6の(1)のアの単位面積当たり標準的収入額、6の(1)のイの交付前年度単位面積当たり収入額及び4の(3)の共済金相当額（以下「単位面積当たり標準的収入額等」という。）は、原則として都道府県ごとに算出するものとするが、都道府県知事の申請により、都道府県内の地域別並びに対象農産物の種類別及び銘柄別の区分（以下「地域等区分」という。）を設けることができるものとする。

この場合において、単位面積当たり標準的収入額等の地域等区分は同じものとしなければならないものとする。

また、地域等区分は、原則として変更できないものとし、地域等区分を設定しなかった場合も同様とする。

(2) 地域等区分設定の手続

ア 都道府県知事は、地域等区分の設定を申請しようとするときは、平成19年1月31日までに、別紙様式第23号の「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書」を地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

イ 農林水産大臣は、申請のあった地域等区分が、(3)に掲げる要件に該当す

る場合は、当該地域等区分を設定するものとする。

(3) 地域等区分設定の要件

ア 共通事項

- (ア) 当該地域等区分に係る単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータのすべてについて、客観性及び透明性が確保されていること。
- (イ) 単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用する対象農産物の種類ごとの販売価格や交付前年度単収のデータの採り方について、交付前年度及び交付前々年度以前5カ年度において連続性が確保されていること。
- (ウ) 都道府県知事が、単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータについて、(4)のデータの提出期限までに提出することが確実と認められること。
- (エ) 当該地域等区分に係る対策加入者の交付前年度生産実績数量の把握が可能であること。

イ 販売価格

原則として、米穀はコメ価格センター、麦は米麦改良協会、大豆は特農協会が公表する産地品種銘柄ごとの落札価格及び落札数量の加重平均価格であること。

ただし、米穀のうち、水稻もち米や醸造用玄米のように、コメ価格センターにおける入札取引が行われていないものにあつては、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量の加重平均価格を6の(2)の販売価格の扱いに準じて使用することができるものとする。

なお、6の(2)に定めるところにより米穀、麦及び大豆の販売価格を算定する都道府県であつて、当該都道府県産の産地品種銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（以下「都道府県平均落札価格」という。）に代えて地域等区分に応じた販売価格を算定し使用しようとするものは、交付前年度又は交付前々年度以前5カ年度のいずれかの年度において、災害等を要因として生産量、集荷量及び品質が平年を著しく下回る等のやむを得ない事情により販売価格の算定に必要な銘柄の落札価格及び落札数量のデータが採れず、その算定が困難と認められる年産があるときは、(4)のデータの提出の際に農林水産大臣に申請することにより、その年産の販売価格について、都道府県平均落札価格を使用することができるものとする。

ウ 交付前年度単収

原則として、農林水産統計によるデータであること。

エ 標準単収

原則として、農業災害補償制度において設定される単位当たり収穫量であ

ること。

(4) データの提出期限

都道府県知事は、次のア及びイに掲げるデータについて、それぞれに対応する期日までに、別紙様式第24号の「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書」により、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

ア 単位面積当たり標準的収入額に係るデータ及び共済金相当額に係るデータ（標準単収に係るデータ）については、交付前年度の4月15日

イ 交付前年度単位面積当たり収入額に係るデータについては、収入減少影響緩和交付金を交付する年度の4月15日

8 積立金管理者

(1) 積立金管理者の指定

ア 農林水産大臣は、収入減少影響緩和交付金に係る積立金を適切に管理することができるものと認められるものとして、積立金管理者を都道府県知事の意見を聴いて、都道府県ごとに指定するものとする。

イ アの指定を受けようとする者は、平成19年4月10日までに、別紙様式第25号の「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書」に、定款又は規約の写しを添付し、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請するものとする。

ウ 農林水産大臣は、イの申請をした者（以下「指定申請者」という。）が(2)に掲げる要件に照らして適当と認められる場合は、当該指定申請者を積立金管理者として指定し、別紙様式第26号の「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定通知書」を当該指定申請者に通知するものとする。

エ ウの通知を受けた指定申請者は、定款又は規約において、収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定め、当該定款又は規約の写し、預金口座及び事務取扱責任者について、別紙様式第27号－1の「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」により、速やかに、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

オ エの報告をした者は、当該報告に係る事項について変更が生じた場合は、速やかに、別紙様式第27号－2の「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届」により、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

(2) 積立金管理者の要件

ア 都道府県内のすべての対策加入者に係る積立金の適切な管理が可能な公正かつ中立な組織であること

イ 組織の定款又は規約が定められ、恒常的に存続することが確実と見込まれること

ウ 地方農政事務所長等の指示に基づき積立金を管理し、収入減少影響緩和交付金に係る事務を円滑に行うことが確実と見込まれること

エ 国又は地方公共団体が実施する担い手施策等の農業施策と密接な関係を有する組織であること

(3) 積立金管理者の業務

積立金管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 積立金を適切に管理するための決済用預金（預金保険法（昭和46年法律第43号）第51条の2第1項に規定する決済用預金をいう。）又は決済用貯金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第51条の2第1項に規定する決済用貯金をいう。）の口座を開設すること。

イ アの口座に係る帳簿の整備を行うこと。

ウ 地方農政事務所長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政事務所長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること。

エ 地方農政事務所長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示をした場合には、当該指示に従って返納すること。

オ 毎年度3月31日までに、別紙様式第28号－1の「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」により、積立金の管理の状況を地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること。

カ その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること。

具体的には、別紙様式第28号－2の「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」により、アの口座の毎月末の残高を地方農政事務所長等に報告し、確認を受けるものとする。

第7 その他

1 関係機関等の連携・協力

(1) 市町村、農業委員会、農業協同組合等は、農業者から必要書類の請求や確認等の依頼があった場合は、速やかに対応するよう努めるものとする。

(2) 対策加入者、地方公共団体、農業委員会、農業協同組合等は、品目横断的経営安定対策の適正かつ円滑な実施に資するよう、5の農林水産大臣が行う検査等に協力するものとする。

(3) 地方農政事務所長等は、品目横断的経営安定対策に関連する施策の適正かつ円滑な実施に資するため、

- ア 地域水田農業推進協議会から照会があった場合には、対策加入者に係る登録状況を、
 - イ 農業共済組合等から照会があった場合には、対策加入者に係る交付金の交付申請及び交付決定状況を、
 - ウ 機構から照会があった場合には、対策加入者に係る交付金の交付決定状況を
- 回答するものとする。

2 品位等検査等の申請手続

対策加入者は、第5の2の(1)の品質区分別生産量及び第6の3の(2)の交付前年度生産実績数量の把握に当たって、登録検査機関等に対し品位等検査等の実施を求める場合は、申請書等に記載する検査請求者の住所及び氏名又は名称は、原則として、第4の加入申請の際に地方農政事務所長等に提出する加入申請書に記載した住所及び氏名又は名称を記載するものとする。

3 事務手続の委託等

- (1) 対策加入者が、農業協同組合等と本実施要領に定める諸手続に係る受委託契約を締結した場合には、それぞれの手続について、当該農業協同組合等を通じて行うことができるものとする。
- (2) 農業協同組合等は、対策加入者と積立金の納付について約した受委託契約を締結した場合において、当該対策加入者に係る積立金を取りまとめて納付先に納付したときは、速やかに、当該対策加入者に係る積立金の納付明細を確認できる書類を、地方農政事務所長等に提出するものとする。
- (3) 対策加入者は、農業協同組合等と生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請及び交付金の受領について約した受委託契約を締結した場合等において、これら交付金の受領に関する一切の権限を自己以外の者に委任しようとするときは、別紙様式第40号の「委任状」を地方農政局長等に提出するものとする。

4 交付金の返還

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者がいるときは、地方農政局長等は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) 地方農政局長等は、交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- (3) (2)の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- (4) (3)の規定による督促を受けた者がその指定期限までに(2)の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、地方農政局長等は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。
- (5) (4)の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 報告及び検査

- (1) 地方農政事務所長等は、法の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。
- (2) (1)の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- (3) (1)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 申請書類等の文書保存期間

対策加入者、積立金管理者、農業協同組合等（3の事務手続の委託等を受けた場合に限る。）は、品目横断的経営安定対策の交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の支払に関する証拠書類を、交付金の支払いが完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないものとする。

附則

本実施要領は、法、令及び規則の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。

ただし、第4、第5の1の(1)、(2)及び(3)、第6の1、第6の7、第7の3、別紙1並びに別紙2については、平成18年6月27日から施行する。

附則（平成18年8月7日付け18経営第2814号）

附則（平成18年12月25日付け18経営第5659号）

附則（平成19年3月30日付け18経営第7673号）

この通知は、平成19年4月1日から施行する。

(別紙1)

規模要件に係る特例ガイドライン

実施要領第3の1の(2)のアのただし書の特例基準について、特例の種類及び特例基準の設定手続は、以下のとおりとする。

第1 特例の種類及び特例基準の設定手続

1 特例の種類

規模要件に係る特例の種類は、次の(1)から(4)までに掲げるものとする。

- (1) 規則第1条第1号ただし書及び第3条第1号ただし書に基づく特例(以下「物理的制約に応じた特例」という。)
- (2) 規則第3条第2号に基づく特例(以下「生産調整に応じた特例」という。)
- (3) 規則第1条第2号及び第3条第3号に基づく特例(以下「所得に応じた特例」という。)
- (4) 規則第1条第3号及び第3条第4号に基づく特例(以下「特別な事情による特例」という。)

2 特例基準の設定手続

- (1) 物理的制約に応じた特例及び生産調整に応じた特例

ア 特例基準の設定手続

都道府県知事は、農林水産大臣が物理的制約に応じた特例に係る基準を定める場合又は生産調整に応じた特例に係る基準を定める場合において、特例基準の地域の設定及び特例基準の算定に使用する統計資料を添付して、別紙様式第29号の「規模要件に係る特例の申請書」により特例基準の設定を地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請することができるものとする。この場合において、農林水産大臣への申請は、実施要領第3の2の(1)の収穫年(以下「収穫年」という。)の前年の4月20日(収穫年が平成19年の場合にあっては、平成18年7月20日)までに行うものとする。

農林水産大臣は、特例基準を定めた場合は、申請のあった年の5月31日(収穫年が平成19年の場合に係る申請にあっては、平成18年8月31日)までに告示し、その関係書類を地方農政事務所(地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。)に備え置いて縦覧に供するものとする。

また、当該告示をした日以降に合併等のあった市町村に係る特例基準は、

- (ア) 合併等に伴う特例基準の変更の申請が都道府県知事からないときは、

合併等前の市町村に係るもの

(イ) 合併等に伴う特例基準の変更の申請が都道府県知事からあるときは、

① 当該変更後の特例基準を告示した日の属する年に行われる実施要領第4の1のただし書の加入申請及び当該変更後の特例基準を告示した日の属する年の翌年以降に行われる実施要領第4の1の加入申請の対象となる実施要領第5の1及び2並びに第6に規定する交付金については、合併等後の市町村に係るもの

② ①以外の交付金については、合併等前の市町村に係るものを適用するものとする。

イ 特例基準の固定

特例基準は、原則として3年間変更しないものとする。ただし、市町村合併等により特例基準の見直しが必要となった場合は、アにより特例基準を変更することができるものとする。

(2) 所得に応じた特例

所得に応じた特例に係る次のアからウまでに掲げる事項は、収穫年の前年の5月31日（収穫年が平成19年の場合にあつては、平成18年8月31日）における基本構想に基づくものとする。

ア 主たる従事者の目標農業所得額（主たる従事者の目標農業所得額が定められていない場合は、基本構想に照らし、主たる従事者が受け取るべき農業所得額を市町村長から聴き取ったもの。）

イ 経営体の目標農業所得額

ウ 目標農業所得額の算定において、産地づくり交付金等を算入していない場合にあつては、その算入していない補助金等の名称

地方農政事務所長等は、基本構想を定める市町村から上記アからウまでの事項を聴き取り（イについては、定められている場合に限る。）、その内容を地方農政事務所等に備え置いて縦覧に供するものとする。

(3) 特別な事情による特例

ア 本特例の認定を受けようとする者（以下「特例認定申請者」という。）は、別紙様式第30号－1の「規模要件に係る特別な事情による特例の申請書」（以下「特別な事情による特例申請書」という。）に、認定農業者にあつては農業経営改善計画の写し、特定農業団体等にあつては農業生産法人化計画及び農用地の利用集積目標など農業経営に関する将来の目標が記載された計画（以下「将来の目標が記載された計画」という。）並びに当該計画を年次ごとに具体化した年次行動計画を添付して、市町村長に提出するものとする。

イ 市町村長は、特例認定申請者から提出された将来の目標が記載された計画の内容を審査し、当該特例認定申請者を対象農業者とすべきと判断したときは、特別な事情による特例申請書にその合理的な理由その他当該特例認定申

- 請者の申請内容に係る意見を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- ウ 都道府県知事は、市町村長から特別な事情による特例申請書の提出があったときは、提出された特例認定申請者を対象農業者とすべき合理的な理由その他当該特例認定申請者の申請内容等を審査し、当該特例認定申請者を対象農業者とすべきと判断したときは、特別な事情による特例申請書にその合理的な理由その他当該特例認定申請者の申請内容に係る意見を添付して、実施要領第4の1の加入申請時まで、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。
- エ 農林水産大臣は、都道府県知事から特別な事情による特例申請書の提出があったときは、提出された特例認定申請者を対象農業者とすべき合理的な理由その他当該特例認定申請者の申請内容等を審査し、当該特例認定申請者を対象農業者とすべきと判断したときは、速やかに、別紙様式第30号－2の「規模要件に係る特別な事情による特例の認定通知書（都道府県知事用）」、別紙様式第30号－3の「規模要件に係る特別な事情による特例の認定通知書（特例認定申請者用）」により、それぞれ当該都道府県知事、当該特例認定申請者に通知するとともに、当該都道府県知事からの意見の内容等を公表するものとする。

第2 物理的制約に応じた特例

1 特例基準の内容

地勢等の地理的条件により耕作の業務の規模の拡大を図ることが困難であると認められる市町村その他の地域にあっては、実施要領第3の1の(2)のイからエまでに基づき算出される経営面積の合計が、当該地域における一農業集落当たりの田及び畑の平均的な面積が我が国における一農業集落当たりの田及び畑の平均的な面積に占める割合を勘案し、かつ、対象農業者ごとに次に掲げる当該地域が所在する区域の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、2の(1)の計算方法により当該地域ごとに定める規模以上であることをその要件とすることができるものとする。

(1) 認定農業者

ア 北海道 6.4ha

イ 都府県 2.6ha

(2) 特定農業団体等

ア 2の(3)の中山間地域 10.0ha

イ アの地域以外の区域 12.8ha

2 特例基準の計算方法等

(1) 特例基準の計算方法

特例基準＝基本原則（4 ha, 10ha, 20ha）×格差率

$$\text{格差率} = \frac{\text{地域における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積}}{\text{我が国における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積}} \quad (\%)$$

※ 格差率（％）：小数点以下2桁（小数点以下第3位を四捨五入）とし、64.00％（1の(2)のアの地域にあっては、50.00％）を下限とする。

特例基準：0.1 ha単位で設定（小数点以下第2位を四捨五入）

(2) 格差率

ア 格差率は、地域における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積と、我が国における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積（都府県25ha、北海道160ha）の比より求めるものとする。

イ 「地域における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積」は、2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果（以下「センサス結果」という。）における農業集落別の田及び畑の面積の地域における平均値とする。

ウ 「地域」は、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実態を踏まえ、農業集落単位、旧市町村単位又は市町村を越える範囲の地域の単位で設定することができるものとする。

ただし、市町村を越える範囲の地域の単位で設定する場合は、経済的同一性、地域的なつながり等合理的な理由があり、かつ、当該都道府県のすべての地域を当該単位で設定する場合に限るものとする。この場合において、都道府県知事は、経済的同一性、地域的なつながり等合理的な理由があることを証する資料を提出するものとする。

また、中山間地域とそれ以外の地域で異なる基準を設定する場合にあっては、「地域」を中山間地域とそれ以外の地域で分けて設定するものとする。

なお、農業集落単位、旧市町村単位、市町村単位で特例基準の設定を行うこととしている地域のうちデータのない農業集落、旧市町村、市町村については、それぞれ当該データのない農業集落が所在する旧市町村の一農業集落当たりの田及び畑の平均面積を、当該データのない旧市町村が所在する市町村の一農業集落当たりの田及び畑の平均面積を、当該データのない市町村が所在する都道府県の一農業集落当たりの田及び畑の平均面積を適用するものとする。

エ 都道府県知事は、地域内の農業集落に入会地（民法（明治29年法律第89号）

第263条又は第294条に規定する入会権が認められている土地をいう。)が存在することにより、センサス結果から求めた当該農業集落の田及び畑の合計面積と、農地基本台帳の積上げにより求めた当該農業集落の田及び畑の合計面積の値が大きく異なることが明らかな場合に限り、「規模要件に係る特例の申請書」に次の(ア)から(ウ)までに掲げる資料を添付して、センサス結果から求めた当該農業集落の田及び畑の合計面積に代えて、農地基本台帳の積上げにより求めた当該農業集落の田及び畑の合計面積を使用することを申請することができるものとする。

(ア) 別紙様式第31号の「2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果を使用することが困難である旨の理由書」

(イ) 別紙様式第32号の「2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果による合計面積と農地基本台帳の積上げによる合計面積の比較表」

(ウ) 農地の利用状況を示す資料（農業集落の図面又は航空写真等を含む。）

(3) 中山間地域

中山間地域は、次に掲げる区域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定に基づき公示された離島振興対策実施地域

ウ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

エ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第4項の規定に基づき公示された振興山村

オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島

カ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第4項の規定に基づき公示された半島振興対策実施地域

キ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された同条第1項に規定する過疎地域

ク 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規定する沖縄

ケ その他地勢等の地理的条件により耕作の業務の規模の拡大を図ることが困難であるものとして農林水産大臣が認める区域

なお、上記ケについては、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(9)の規定に基づき、中山間地域等直接支払交付金の交付対象となる地域として都道府県知事が指定する地域であって、第1の2の(1)のアによる都道府県知事から

の申請を受け、農林水産大臣が適当と認めた区域とする。

第3 生産調整に応じた特例

1 特例基準の内容

適合区域のうち水稻の作付けをしない区域を対象として米穀の需給の均衡を図るための生産調整を実施するために、特定農業団体等の構成員が使用収益権等を有している田（実施要領第3の1の(2)のイの(ア)、ウ及びエに基づき算出されるものをいう。）であってその組織が米穀以外の農産物の生産を行う田（農産物の生産に必要な管理を行う田を含む。）の面積及び当該組織が当該組織の構成員以外の者との間で米穀以外の農産物の生産を行うことを約した実施要領第3の1の(2)のイの(イ)の農作業委託契約に係る田の面積の合計が、当該適合区域における田の面積から当該適合区域における水稻の作付面積を除いた面積の2分の1を超える場合における当該組織にあっては、市町村その他の地域における田の面積から当該地域における水稻の作付面積を除いた面積が当該地域における田の面積に占める割合を勘案し、かつ、次に掲げる当該地域が所在する区域の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、2の(1)の計算方法により当該地域ごとに定める規模以上であることをその要件とすることができるものとする。

(1) 第2の2の(3)の中山間地域 4.0ha

(2) (1)の地域以外の区域 7.0ha

2 特例基準の計算方法等

(1) 特例基準の計算方法

$$\begin{aligned} \text{特例基準} &= \text{基本原則 (20ha)} \times \text{生産調整率} \\ \text{ただし、中山間地域にあっては、特例基準} &= \text{基本原則 (20ha)} \times \text{生産調整率} \times 5/8 \\ \text{生産調整率} &= \frac{\text{地域における田の面積} - \text{地域における水稻の作付面積}}{\text{地域における田の面積}} (\%) \\ \text{※ 生産調整率 (\%)} &: \text{小数点以下2桁 (小数点以下第3位を四捨五入)} \\ \text{特例基準} &: 0.1 \text{ ha単位で設定 (小数点以下第2位を四捨五入)} \end{aligned}$$

(2) 生産調整率

ア 生産調整率は、地域における田の面積から地域における水稻の作付面積を除いた面積と、地域における田の面積の比により求めるものとする。

イ 「田の面積」及び「水稻の作付面積」は、それぞれ平成17年耕地及び作付面積統計の「田本地面積」及び「水稻作付面積」とする。

ウ 「地域」は、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実態を踏まえ、農業集落単位、旧市町村単位又は市町村を越える範囲の地域の単位で設定することができるものとする。この場合において、都道府県知事は、設定する単位の田の面積及び水稻の作付面積を証明する資料を提出するものとする。

ただし、市町村を越える範囲の地域の単位で設定する場合は、経済的同一性、地域的なつながり等合理的な理由があり、かつ、当該都道府県のすべての地域を当該単位で設定する場合に限るものとする。この場合において、都道府県知事は、経済的同一性、地域的なつながり等合理的な理由があることを証する資料を提出するものとする。

また、中山間地域とそれ以外の地域で異なる基準を設定する場合にあっては、「地域」を中山間地域とそれ以外の地域で分けて設定するものとする。

(3) 中山間地域

第2の2の(3)と同じとする。

第4 所得に応じた特例

1 特例基準の内容

収穫年の前年における対策加入者の農業所得の額（法人にあってはその法人の主たる従事者がその法人から受ける農業所得の額、特定農業団体等にあってはその組織の主たる従事者がその組織から受ける農業所得の額）が目標農業所得額の2分の1を超えており、かつ、対象農産物に係る収穫年の前年におけるその者又はその組織の農業収入の額若しくは農業所得の額又は実施要領第3の1の(2)のイからエまでに基づき算出される経営面積の合計のいずれかが、それぞれ収穫年の前年におけるその者又はその組織の農業収入の総額若しくは農業所得の総額又は実施要領第3の1の(2)のイの経営面積及び実施要領第3の1の(2)のイと同様の要件を満たす樹園地の面積の合計に占める割合が100分の27以上である場合は、その者又はその組織を対象農業者とすることができるものとする。

2 農業所得の額

本特例における農業所得の額に係る審査の対象とする年（以下「審査対象年」という。）は、原則として、収穫年の前年とする。

ただし、次のアからウまでのいずれかに該当することにより、収穫年の前年を審査対象年とすることが困難な場合には、以下の手続により、当該前年より前の年のうち、ア又はイに該当する年を除いた年（当該前年の直近の年に限る。）を

審査対象年とすることができるものとする。

ア 実施要領第5の1の(3)のウの(イ)の災害等により、対策加入者の農業所得に著しい影響があった場合

イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、農林水産業施設災害普及事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）第2条第6項に規定する災害復旧事業その他これらに類する事業（国若しくは地方自治体の実施したもの又はこれらの助成を受けて実施されたものに限る。）の実施により、対策加入者の農業所得に著しい影響があった場合

ウ 秋期には種する麦の作付けを行う者であって、実施要領第6の交付金の交付を受けようとするものが実施要領第4の1に定める加入申請時期に加入申請を行う場合

- (1) 対策加入者は、別紙様式第5号－2の「所得に応じた特例における農業所得の額に係る審査の対象とする年に関する申請書」に、収穫年の前年より前の審査の対象とする年及び審査の対象とする年の翌年から収穫年の前年までの間の各年を審査対象年とすることが困難な理由を記入し、当該理由を証する資料を添付して、実施要領第3の2の(2)の対象農業者の要件を満たしていることを証する書類の提出と併せて、地方農政事務所長等に提出するものとする。
- (2) 地方農政事務所長等は、審査の対象とする年の翌年から収穫年の前年までの間の各年を審査対象年とすることが困難な理由その他の申請内容等を審査し、当該申請内容等が適当であると認められる場合は、速やかに、別紙様式第5号－3の「所得に応じた特例における農業所得の額に係る審査の対象とする年に関する認定書」により、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- (3) 地方農政事務所長等は、当該通知をした者の農業所得の額の審査に当たっては、当該通知に係る年の農業所得の額を審査するものとする。この場合において、当該審査の対象とする目標農業所得額は、第1の2の(2)に定める目標農業所得額とする。

第5 特別な事情による特例

1 特例基準の内容

第2から第4までの基準を満たすことができない特別の事情があり、かつ、対象農産物を効率的に生産することが確実であると見込まれる場合であって、その者又はその組織を対象農業者とすることが特に必要であるときは、その者又はその組織を対象農業者とすることができるものとする。

2 特例基準の設定の考え方

都道府県知事は、特例認定申請者が現状からどの程度努力し改善するのか、将来的にどのような生産構造を目指すのか、それが生産調整と同等以上に政策上支援すべきものなのか等、対外公表が可能な合理的理由がある場合に限り、本特例の申請を行うものとする。

なお、本特例は、第2から第4までの特例を緩和するものではなく、他の特例では対象農業者とすべき者であることを適切に評価できない特別な事情がある場合に適用するものであることに留意するものとする。

(別紙 2)

対象農業者の要件を満たしていることを証する書類

実施要領第 3 の 2 の (2) に定める対象農業者の要件を満たしていることを証する書類は、次に掲げるものとする。

ただし、実施要領第 3 の 2 の (3) に基づき、2 年目以降の実施要領第 4 の 1 の加入申請において、既に提出した 1 の (1) から (4) まで ((4) のエを除く。) に掲げる書類の内容に変更がない場合には、その旨を当該加入申請の際に申し出て、当該書類の提出を省略することができる。

1 認定農業者若しくは特定農業団体であることを証する書類、又は農作業受託組織にあつては、実施要領第 3 の 1 の (1) のウの (ア) から (エ) までの要件を満たしていること（実施要領第 3 の 1 の (1)）を証する書類

- (1) 認定農業者にあつては、農業経営改善計画認定書の写し及び当該農業経営改善計画の写し。
- (2) 特定農業法人にあつては、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し。
- (3) 特定農業団体にあつては、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し並びに構成員一覧表。
- (4) 農作業受託組織にあつては、次のアからエに掲げる要件ごとにそれぞれ掲げられた書類及び構成員一覧表。

ア 農用地の利用集積目標の設定

次の (ア) から (キ) に掲げる事項を記載した別紙様式第 33 号の「農用地利用集積目標計画書」

- (ア) 本計画作成年月日
- (イ) 目標達成予定日
- (ウ) 農用地の利用の集積を図る地域名
- (エ) その地域内の総農用地面積
- (オ) 総集積目標面積
- (カ) 現況集積面積
- (キ) 集積目標面積 ((オ) - (カ))

なお、地域の範囲を明確にするため、地域の範囲を明記した地図を添付するものとする。

イ 農業生産法人化計画の策定

次の (ア) から (カ) に掲げる事項を記載した別紙様式第 34 号の「農業生産法人化計画書」

- (ア) 本計画作成年月日
- (イ) 組織の構成員数
- (ウ) 農業生産法人となる達成予定年月日及び予定法人形態等
- (エ) 目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標
- (オ) 当該組織の主たる従事者又はその候補者の氏名（氏名が特定できなければ人数）及びその者の目標農業所得額
- (カ) 農業生産法人となるために実施する事項（設立準備会の開催、発起人会の設立、定款の作成など）及びその実施時期

ウ 定款又は規約の策定

実施要領第3の1の(1)のウの(ウ)の①から⑧までの事項が定められており、かつ、これらの記載事項に係る内容が実施要領第3の1の(1)のウの(ウ)の⑨から⑫までの基準に適合する定款又は規約（別紙様式第35号の「農作業受託組織の規約例」等を参考に作成）

エ 経理の一元化

次の(ア)及び(イ)に掲げる書類

- (ア) 当該組織名義の通帳の写し等、当該組織の代表者名義の口座が設けられており、当該組織名義による農産物の販売収入が当該口座に入金されていることを証する書類
 - (イ) 当該組織の営農等に係る費用（種苗費、肥料費、農薬費等）が組織名義により支出されていることを証する書類
- (5) 実施要領第3の1の(1)のウの(ア)の再委託する農作業については、再委託する農作業の具体的内容及び再委託の相手方の概要など、その組織の効率的な経営に資することが明らかであることを確認できる書類とする。
- なお、再委託する農作業の具体的内容及び再委託の相手方の概要については、別紙様式第36号の「再委託に関する申出書」を参考に作成するものとする。

2 一定規模以上の田又は畑の経営面積を有していること（実施要領第3の1の(2)）を証する書類

(1) 実施要領第3の1の(2)のイの(ア)の面積については、

ア 認定農業者にあつては、実施要領第3の2の(1)の収穫年（以下「収穫年」という。）の8月1日から9月30日までの間に発行された農地基本台帳（収穫年に係る河川法第24条に基づき田又は畑のため使用することを目的とした土地に係る占用許可書を農地基本台帳とみなすことができる。）の写し（その者が農業経営を行っている土地として、これと同等の内容が記載されている農業委員会が発行する耕作証明書の写しとすることもできるものとする。）とする。

ただし、収穫年の8月1日以前に使用収益権の設定が終了した場合における当該使用収益権の設定に係る田又は畑の面積については、それぞれ次に掲げる

書類を併せて提出するものとする。

(ア) 農地法第3条第1項の規定による許可によって使用収益権が設定された場合 次のいずれかの書類

① 農地法第3条第1項の規定による許可に係る指令書の写し及び当該使用収益権の設定に係る契約書の写し（なお、可能な限り農地法第3条第1項の規定による許可申請書の写しを添付するのが望ましい。）

② その他農地法第3条第1項の規定による許可によって使用収益権が設定されたことを証する書類

(イ) 基盤強化法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって使用収益権が設定された場合 当該農用地利用集積計画の写し

(ウ) 基盤強化法第27条の5から第27条の8までの規定によって同法第27条の5に規定する特定利用権が設定された場合等 それぞれの場合により使用収益権が設定されたことを証する書類

イ 特定農業団体等にあつては、経理の一元化を行っていることを証する書類として、次の(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの書類を当該特定農業団体等の構成員に係るアの書類と併せて提出するものとする。

(ア) 総会において承認を得た「営農計画書」であつて、経理の一元化をして農作業を行う農地が各筆ごとに明記されているもの

なお、営農計画書については、別紙様式第37号の「営農計画書」を参考に作成するものとする。

(イ) 共済の加入名義が当該組織であり、引受農地（田又は畑）が各筆ごとに明記されているもの

(ウ) その他経理の一元化を行っている農地が各筆ごとに確認できる書類

(2) 実施要領第3の1の(2)のイの(イ)の面積については、実施要領第3の1の(2)のイの(イ)の①から③までのすべての事項を記載した農作業等受委託契約書の写しであつて対象農産物の作付期間に係るもの、及び委託者が権原を有し、かつ、当該契約書に示されている受託農地に係る収穫年の8月1日から9月30日までの間に発行された農地基本台帳（収穫年に係る河川法第24条に基づき田又は畑のため使用することを目的とした土地に係る占用許可書を農地基本台帳とみなすことができる。）の写し（その者が農業経営を行っている土地として、これと同等の内容が記載されている農業委員会が発行する耕作証明書の写しとすることもできるものとする。）とする。

ただし、収穫年の8月1日以前に委託者の使用収益権の設定が終了した場合における当該使用収益権の設定に係る田又は畑の面積については、それぞれ(1)のイに掲げる書類を併せて提出するものとする。

なお、農作業等受委託契約書については、別紙様式第38号の「農作業等受委託

契約書」を参考に作成するものとする。

また、基幹的作業の一部の農作業の再委託の取扱いについては、１の(5)と同じとする。

- (3) 実施要領第３の１の(2)のエの面積については、共済引受を証する書類や第三者による耕作証明など、二毛作が行われている田又は畑において作付けを行っていることを証する書類とする。

なお、第三者による耕作証明については、別紙様式第39号の「二毛作に関する証明書」を参考に作成するものとする。

- 3 環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していること（実施要領第３の１の(3)）を証する書類

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」とする。

なお、当該点検シートで示す点検項目をすべて含んだ別の様式により点検を行っている場合は、当該点検シートにその様式を添付して提出することでの対応も可とする。

- 4 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないこと（実施要領第３の１の(4)）を証する書類

実施要領第３の１の(4)のアの農地のうちに、実施要領第３の１の(4)のイの(ア)及び(イ)に掲げる農地がないことを記載した「交付申請書」とする。

- 5 規模要件に係る特例

- (1) 生産調整に応じた特例

別紙１の第３の１の特定農業団体等の構成員が使用収益権等を有している田（実施要領第３の１の(2)のイの(ア)、ウ及びエに基づき算出されるものをいう。）であってその組織が米穀以外の農産物の生産を行う田（農産物の生産に必要な管理を行う田を含む。）の面積及び当該組織が当該組織の構成員以外の者との間で米穀以外の農産物の生産を行うことを約した実施要領第３の１の(2)のイの(イ)の農作業委託契約に係る田の面積の合計が、当該適合区域における田の面積から当該適合区域における水稻の作付面積を除いた面積の２分の１を超えることについては、そのことを証する書類（集落地図等）

- (2) 所得に応じた特例

ア 収穫年の前年を別紙１の第４の２の審査対象年とする場合は、収穫年の前年における次の(ア)及び(イ)の書類

(ア) 対策加入者の農業所得の額（法人にあってはその法人の主たる従事者がその法人から受ける農業所得の額、特定農業団体等にあってはその組織の

- 主たる従事者がその組織から受ける農業所得の額) が目標農業所得額の 2 分の 1 を超えていることを証する公的な書類
- (イ) その者又はその組織の農業収入の額若しくは農業所得の額又は実施要領第 3 の 1 の (2) のイからエまでに基づき算出される経営面積の合計のいずれかが、それぞれその者又はその組織の農業収入の総額若しくは農業所得の総額又は実施要領第 3 の 1 の (2) のイの経営面積及び実施要領第 3 の 1 の (2) のイと同様の要件を満たす樹園地の面積の合計に占める割合の 100 分の 27 以上であることを証する書類
- イ 収穫年の前年を別紙 1 の第 4 の 2 の審査対象年とすることが困難な場合は、別紙様式第 5 号ー 2 の「所得に応じた特例における農業所得の額に係る審査の対象とする年に関する申請書」、審査の対象とする年から収穫年の前年までの間の各年におけるアの (ア) の書類、審査の対象とする年におけるアの (イ) の書類及び審査の対象とする年の翌年から収穫年の前年までの間の各年における次の (ア) 又は (イ) の書類
- (ア) 実施要領第 5 の 1 の (3) のウの (イ) の災害等(以下「災害等」という。)により、対策加入者の農業所得に著しい影響があった場合にあつては、農業共済組合又は農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)第 85 条の 6 第 1 項の共済事業を行う市町村の長による当該年に災害等があったことを証する書類及び当該年の災害等により対策加入者の農業所得に著しい影響を与えたことを証する書類
- (イ) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業、農林水産業施設災害復旧事業費国費補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律 169 号)第 2 条第 6 項に規定する災害復旧事業その他これらに類する事業(国若しくは地方自治体が実施したもの又はこれらの助成を受けて実施されたものに限る。以下「土地改良事業等」という。)の実施により、対策加入者の農業所得に著しい影響があった場合にあつては、実施要領第 3 の 1 の (2) のイからエまでに基づき算出される経営面積のうちにおいて、土地改良事業等の実施主体により当該年に土地改良事業等の施行があつたこと及び土地改良事業等により占用があつたことを証する書類並びに当該年における土地改良事業等の施行及び占用により当該対策加入者の農業所得に著しい影響を与えたことを証する書類

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います（例えば、作目ごとに点検する必要はありません）。
- ③ 点検は、農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シート及び7の項目において保存することとした記録は、次の点検まで保存します。

チェック欄

1 土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用等による土づくりを励行する。	☐
2 適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	☐
3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行う。	☐
4 廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努める。	☐
5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努める。	☐
6 新たな知見・情報の収集 環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努める。	☐
7 生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存する。	☐

【該当がない項目、実行できなかった項目がある場合等においてその理由、当該項目に係る改善の予定等（記入欄）】

点検日 年 月 日

住所

点検者氏名

（法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名）

印

- ・本点検シートに係る個人情報の取扱いについて
 農林水産省は、本点検シートの記載内容に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。
 また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合及び集荷業者へ申請内容を確認するために提供する場合がある。
 なお、本点検シートを提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

別紙様式第2号

農用地利用集積目標及び農業生産法人化計画の達成に向けた取組状況報告書

年 月 日

地方農政事務所長 殿
〔地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長〕

住所
氏名 〔 団体又は組織の名称
及び代表者の氏名 〕 印
対策加入者管理コード

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第3の2の(2)の規定に基づき、農用地利用集積目標及び農業生産法人化計画の達成に向けた取組状況について、下記のとおり報告します。

記

1 農用地利用集積目標の取組状況

【目 標】（ 年）	【取組状況】
【現 状】（○年目）	

2 農業生産法人化計画の取組状況
農業生産法人となるまでの取組計画

年度	実施する事項（計画）	取 組 状 況 等
1年目 （ 年）		
2年目 （ 年）		
3年目 （ 年）		
4年目 （ 年）		
5年目 （ 年）		

（注意事項）

- (1) 別紙様式第33号の「農用地利用集積目標計画書」及び別紙様式第34号の「農業生産法人化計画書」に記載した計画内容に係る取組状況を具体的に記入すること
- (2) 目標等の達成に向けた取組が遅れている場合にはその理由を記入すること

本報告書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本報告書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び担い手育成総合支援協議会へ報告内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本報告書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

別紙様式第 3 号

農用地利用集積目標又は農業生産法人化計画の達成期日の延期に係る承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名 (組織の名称
及び代表者の氏名) 印
対策加入者管理コード

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで申請した農用地利用集積目標又は農業生産法人化計画の達成期日を下記のとおり延期したいので、申請します。

記

1 期日延期を求める目標又は計画名

2 延期期日
平成 年 月 日（当初：平成 年 月 日）

3 延期理由

（注意事項）

- （1）この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面を添付すること
- （2）本申請書と併せて、変更後の別紙様式第 33 号の「農用地利用集積目標計画書」又は別紙様式第 34 号の「農業生産法人化計画書」を添付すること

本申請書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び担い手育成総合支援協議会へ申請内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本申請書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

別紙様式第 4 号

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣 印

農用地利用集積目標又は農業生産法人化計画の達成期日の延期に係る承認書

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで申請のあった農用地利用集積目標又は農業生産法人化計画の達成期日の延期について、下記のとおり承認します。

記

1 期日延期を認める目標又は計画名

2 延期期日

平成 年 月 日（当初：平成 年 月 日）

記入内容を訂正する場合は、訂正箇所 に二重線を引き、
訂正印を押してください。

平成 年産用

地方農政事務所長
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

殿

フリガナ
氏名・
組織名称

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

フリガナ
代表者氏名

印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第4の1の規定に基づき、平成 年産に係る品目横断的経営安定対策に加入したいので、下記のとおり申請します。

本申請書兼届出書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申請書兼届出書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務及び連絡のために利用し、積立金管理者へ積立金の管理に必要な情報を提供する。

また、申請者又は届出者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、担い手育成総合支援協議会及び登録検査機関へ申請内容又は届出内容を確認するために提供する場合がある。

その他、農業共済組合等から農業災害補償制度の加入者について本対策の対象農業者の要件を満たしていることの確認依頼があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構から砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付事務を適正に行うために必要となる情報の確認依頼があった場合又は地域水田農業推進協議会から稲作構造改革促進交付金の交付申請者について本対策の加入状況の確認依頼があった場合には、それぞれ必要となる情報を提供する。

なお、本申請書兼届出書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

都道府県名	農政局・農政事務所名	対策加入者管理コード
加入申請年月日(必須) 年 月 日	補正届出年月日 年 月 日	

1. 申請者連絡先等(必須)

〒	—	Tel ()	—	FAX ()	—	申請者生年月日又は 大正 昭和 平成 組織等設立年月日 年 月 日
住所				E-mail: 農林水産省からの各種施策情報の配信 可 不可		

2. 振込先口座(必須)

金融機関名				金融機関コード		支店名		支店コード		種目	
銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金										☐ 当座 ☐ 通知 ☐ 普通 ☐ 別段	
口座番号						口座名義					
(桁数が7桁に満たない場合は、先頭から「0」を記入して7桁とすること)						カナ※					
						漢字:					

※ カナは、姓と名、又は法人の種類名と名称を、1文字分あけて記入。

3. 経営形態(必須) (該当するものにレ印を記入)

☐ 認定農業者(個人)	☐ 認定農業者(法人) (特定農業法人を含む)	☐ 特定農業団体	☐ 特定農業団体以外の農作業受託組織
------------------------------------	--	---------------------------------	---

4. 経営規模(必須)

経営面積 ※1	田 ※2		畑 ※2		3要件を満たす農作業受託面積※3		田・畑・農作業受託面積の合計			
	自作地(ア)	a m ²	自作地(エ)	a m ²	田(キ)	a m ²	畑(ク)	a m ²	(ウ) + (カ) + (ケ)	a m ²
	借入地(イ)	a m ²	借入地(オ)	a m ²	(うち1作業のみを再委託する面積)					
	小計(ア) + (イ) = (ウ)	a m ²	小計(エ) + (オ) = (カ)	a m ²	小計(キ) + (ク) = (ケ)	a m ²	樹園地	a m ²	採草放牧地	a m ²

※1：記入時点における全ての経営面積を記入する。なお、当該年産に係る期間借地や※3の農作業受託などを行っていた又は行う予定がある面積も含めることができる。

※2：特定農業団体又は特定農業団体以外の農作業受託組織にあっては、組織の構成員が権原を有する面積を記入(一元経理をしている面積に限る)。

※3：農作業受託面積は、農地基本台帳の現況地目が「田」又は「畑」であって、かつ①受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を自ら行うこと、②その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること、③その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものに限る。

5. 平成 年産作付計画(必須)

作付予定面積	米		小麦				二条大麦				六条大麦	
	a m ²	秋	a m ²	春	a m ²	秋	a m ²	春	a m ²	a m ²		
	はだか麦	a m ²	大豆	a m ²	てん菜	a m ²	ばれいしょ	a m ²	その他	a m ²	合計	

※：具体的計画を有していない場合は、見込みの面積を記入。

6. 規模要件の特例希望 ☐希望する ☐希望しない

希望する場合はいずれか一つを選択し、レ印を記入			
☐ ①物理的制約	☐ ②生産調整	☐ ③所得 (☐ 収入、 ☐ 所得、 ☐ 経営規模)	☐ ④特別な事情 ※

※④特別な事情による特例を希望する場合は、実施要領別紙1の第1の2の(3)の手続きを別途行うこと。

①物理的制約に応じた特例 (適用を希望する場合のみ記入)

地域名	地域の特例基準面積
	ha

②生産調整に応じた特例 (適用を希望する場合のみ記入)

地域名	地域の特例基準面積
	ha

③所得に応じた特例 (適用を希望する場合のみ記入)

市町村名	申請者の農業所得 ※1	選択項目	
	円	ア. 農業収入	円(うち対象農産物 円)
	市町村基本構想の目標所得 ※2	イ. 農業所得	円(うち対象農産物 円)
A. 主たる従事者 1人当たり	円	ウ. 経営規模面積	a m ² (うち対象農産物 a m ²)
B. 1経営体当たり			

※1 法人にあっては、その法人の主たる従事者がその法人から受ける農業所得の額、特定農業団体又は特定農業団体以外の農作業受託組織にあっては、その組織の主たる従事者がその組織から受ける農業所得の額を記入。ただし、認定農業者(個人)のうち1経営体当たりで本特例を申請する場合はその額を記入。また、農業所得の額について収穫年の前年より前の年に係るものを希望する場合、別紙様式第5号-2を地方農政事務所長等に提出する。

※2 市町村基本構想の目標所得については、適用を希望するいずれか(A. 主たる従事者1人当たり又はB. 1経営体当たり)を選択し○を付ける(ただし、B. については該当する市町村が定めている場合に限る)。

7. 提出資料(一覧)(必須)

経営形態	提出資料	申請者記入欄	経営形態	提出資料	申請者記入欄	
認定農業者	農業経営改善計画認定書(写)及び農業経営改善計画(写)	☐ 提出した ☐ 提出省略	該当者のみ	当該農地について一元経理をしていることを証する書類(様式第37号参考等)	☐ 提出した	
特定農業法人	特定農用地利用規程認定書(写)及び特定農用地利用規程(写)	☐ 提出した ☐ 提出省略		農作業等受委託契約書(3要件(※)が明記されている農作業受託であること)(様式第38号参考)	☐ 提出した	
特定農業団体	特定農用地利用規程認定書(写)及び特定農用地利用規程(写)	☐ 提出した ☐ 提出省略		受託農地に係る委託者の農地基本台帳(写)	☐ 提出した	
	構成員一覧表	☐ 提出した ☐ 提出省略		再委託に関する申出書(様式第36号)	☐ 提出した	
特定農業団体以外の農作業受託組織	農用地利用集積目標及び農業生産法人化計画の達成に向けた取組状況報告書(様式第2号)	☐ 提出した		二毛作に関する証明書(様式第39号)	☐ 提出した	
	農用地利用集積目標計画書(様式第33号)及び農用地を集積する地域の範囲を明記した地図	☐ 提出した ☐ 提出省略		8月1日以前に使用収益権の設定が終了した場合における当該使用収益権を設定していたことを証する書類	☐ 提出した	
	農業生産法人化計画書(様式第34号)	☐ 提出した ☐ 提出省略	特例希望者のみ	生産調整特例	地域の生産調整面積の過半を受託することを証する書類	☐ 提出した
	定款又は規約(写)	☐ 提出した ☐ 提出省略		所得特例	農業所得の額を証する公的な書類(写)	☐ 提出した
	経理の一元化を証する書類	☐ 提出した ☐ 提出省略			対象農産物の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模の100分の27以上であることを証する書類	☐ 提出した
共通	農地基本台帳(写)(特定農業団体又は特定農業団体以外の農作業受託組織の場合は構成員に係るもの)	☐ 提出した	○書類の提出の省略は、2年目以降の加入申請において、既に提出した書類の内容に変更がない場合に、「提出省略」欄にレ印を記入することできる。			
	環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート(様式第1号)	☐ 提出した	※①受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を自ら行うこと、②その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること、③その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したもの			

8. 申請予定交付金記入欄(必須) (申請する交付金にレ印を記入)

○生産条件不利補正交付金	○収入減少影響緩和交付金
☐ 過去の生産実績に基づく交付金	☐ 収入減少影響緩和交付金
☐ 毎年の生産量・品質に基づく交付金	

農政事務所等担当者記載欄

--

所得に応じた特例における農業所得の額に係る審査の対象とする年に関する申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名 (法人等にあつては、)
名称及び代表者の氏名) 印
対策加入者管理コード

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）別紙1第4の2の(1)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 農業所得の額に係る審査の対象とする年

年

2 審査の対象とする年の翌年から収穫年の前年までの間の各年を審査対象年とすることが困難な理由

- (注) 本申請書のほか、次の書類を添付すること。
- (1) 審査の対象とする年から収穫年の前年までの間の各年における農業所得の額を証する公的な書類
 - (2) 審査の対象とする年の翌年から収穫年の前年までの間の各年を審査対象年とすることが困難であることを証する書類

本報告書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本報告書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び担い手育成総合支援協議会へ報告内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本報告書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣 印

所得に応じた特例における農業所得の額に係る審査の対象とする年に関する認定通知書

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年 6 月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）別紙 1 の第 4 の 2 の（2）の規定に基づき、平成 年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり認定します。

記

農業所得の額に係る審査の対象とする年	年
--------------------	---

番 号
年 月 日

殿

地方農政事務所長 印
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

平成 年度品目横断的経営安定対策加入者登録通知書

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年 6 月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知。以下「実施要領」という。)第 4 の 2 の規定に基づき、平成 年度品目横断的経営安定対策加入者として登録し、下記のとおり対策加入者管理コードを付与したので、通知します。

なお、対策加入者管理コードについては、実施要領第 5 の生産条件不利補正交付金及び実施要領第 6 の収入減少影響緩和交付金の交付申請等の際に、使用することになります。

記

対策加入者管理コード

別紙様式第7号

生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書

年 月 日

地方農政事務所長
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

住所
氏名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第5の1の(2)のウの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 期間内生産量

特定対象 農産物名	平成16年産 ※1	平成17年産 ※1	平成18年産 ※1	実単収適用 市町村名 ※2	分割の 有無 ※3	災害等 により 除く年 ※4
小麦(秋)	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
小麦(春)	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
二条大麦※5	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
六条大麦※5	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
はだか麦	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
大豆	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
てん菜	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
でん粉原料用ばいしよ	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18

※1：期間内生産量を証する伝票等の書類を添付して下さい。

※2：実単収を適用する市町村名は、平成16年時点におけるものとし、認定農業者又は特定農業団体の場合は、認定市町村名、農作業受託組織の場合は、当該組織に係る適合区域の所在する市町村名、その他の期間内生産量登録者の場合は、その主として農作業を行う農地が所在する市町村名、を記入して下さい。

※3：期間内生産量を委託者、構成員等に分割する場合は、当欄の有に丸印を付け、別添の期間内生産量の分割書類に必要事項を記入して下さい。また、分割が無い場合には、必ず無に丸印を付けて下さい。

※4：基準期間内の災害等により、当該被災等年を算定の年数から除くことを希望する場合には、当欄の除く該当年に丸印を付け、別紙様式第8号の「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」及び必要な証明書類を添付して下さい。

※5：二条大麦及び六条大麦は、それぞれ農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条で定める普通大粒大麦及び普通小粒大麦と同じです。

2. 申請者連絡先

氏名・ 組織名称	フリガナ ----- 代表者氏名	住 所	〒
TEL	fax	E-mail	農林水産省からの各種施策情報の配信 可 不可

本登録書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本登録書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本登録書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものと取り扱う。

別添 （別紙様式第 7 号関係）

生産条件不利補正交付金期間内生産量登録書（分割用）

1. 分割する特定対象農産物の種類（該当する種類名を丸で囲んで下さい）

小麦（秋）	小麦（春）	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばいしょ
-------	-------	------	------	------	----	-----	------------

2. 期間内生産量の分割の内訳

分割者合計：	名
登録書の枚数 枚中	枚目

氏 名		住 所	電話番号	平成16年産	平成17年産	平成18年産	実単収 適用 市町村名	田又は 畑の面積 ※ 1	分割の 合意印 ※ 2	添 付 書 類 ※ 3	番 号
① 申請者分				kg	kg	kg		a m ²			
分割を受ける委託者・構成員分											1
											2
											3
											4
											5
											6
											7
											8
											9
											10
② 分割を受ける委託者・構成員分の 小 計											
③ 合 計（①＋②） ※様式第 7 号の数量と一致											

※ 1：田又は畑の面積は、農地基本台帳により確認可能な面積及び把握可能な農作業受託面積の合計面積とし、当該面積を証する書類を添付して下さい。

※ 2：分割の合意印は、分割を受ける者が押印するものとし、本欄に押印のある場合は、要領第 5 の 1 の (2) のイの (イ) の合意があることを証する書類に代えることができます。

※ 3：添付書類は、分割を受ける者が実施要領第 5 の 1 の (2) のイの (ア) の農作業を委託したこと又は当該組織の構成員であったことを証明する書類を添付して下さい。

別紙様式第8号-1

災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書

年 月 日

地方農政事務所長 殿
[地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長]

住所
氏名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知。以下「実施要領」という。)第5の1の(3)のエ又はオの規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 期間平均生産面積の算定から除外する年 (いずれかに○印)

16年 ・ 17年 ・ 18年

2 理由 (いずれかに○印)

- ア 土地改良事業又は災害復旧事業の実施によるもの
- イ ア以外のこれに類する事業の実施によるもの
- ウ 災害又は火災によるもの
- エ 災害又は火災によりやむを得ず生産物を種子用に転用したことによるもの

(注意事項)

- (1) 上記2の申出の理由を証する書類を添付すること。
- (2) 実施要領第5の1の(3)のエに基づくものであつて、農業共済組合等において収穫皆無となったことを証明できない場合にあっては、別紙1「収穫皆無となったことの証明書」を添付する。
- (3) 実施要領第5の1の(3)のオに基づくものであつて、農業共済組合等から共済金が支払われたことを証する書類を添付できない場合にあっては、別紙2「災害等により減収となったことの証明書」を添付する。

本申出書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申出書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。

また、申請者の関係する都道府県、市町村、都道府県種子協会、農業共済組合、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び登録検査機関へ申出内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本申出書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

(別紙 1)

収穫皆無となったことの証明書
(実施要領第 5 の 1 の (3) のエに係る証明)

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 収穫皆無のあった農産物名及び年産
- 4 収穫皆無となった農地の地名地番
- 5 収穫皆無となった理由

上記の事実があったことについて証明する。

年 月 日
住所
氏名

(	市町村長又は農業協	)
	同組合の代表者	

 印

(別紙 2)

災害等により減収となったことの証明書
(実施要領第 5 の 1 の (3) のオに係る証明)

1 氏名

2 住所

3 減収となった農産物名及び年産

4 減収となった理由

上記の事実があったことについて証明する。

年 月 日
住所
氏名

(	市町村長又は農業協	)
	同組合の代表者	

 印

別紙様式第8号－2

災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申請書

年 月 日

地方農政事務所長 殿
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

市町村長 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第5の1の(3)のオの規定に基づき、関係資料を添付の上、下記のとおり申請します。

記

1 適用を申請する区域

市町村名（適用を申請する区域）	
-----------------	--

2 特定対象農産物名・年産及び著しい単収格差の状況

農産物名・年産	市町村平均の単収水準		著しい単収格差の単収水準	
	作付面積計	単収水準	該当面積	単収水準

3 著しい単収格差が生じる要因となった主な災害等

災害等の発生時期	災害等の種類	災害等の概況

(注意事項)

- (1) 当該市町村における上記2の「災害等の発生状況に係る資料」を添付することとする。
- (2) 本申請書と併せて、市町村、農業協同組合、集荷業者等の作付面積、生産量等のデータに基づく「著しい単収格差が生じたことを証する資料」を添付するが、市町村平均の単収水準と著しい単収格差の単収水準の算定に当たっては、同一の出典に基づくデータを用いるものとする。

本申請書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。

また、申請者の関係する都道府県、市町村、農業共済組合、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本申請書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

番 年 月 日 号

市町村長 殿

地方農政事務所長
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

印

災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の認定通知書

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年 6 月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知) 第 5 の 1 の (3) のオの規定に基づき、平成 年 月 日付けで申請のあった件について、その内容を審査した結果、下記の特定対象農産物は、貴市町村内において著しい単収格差を有していると判断したので、期間平均生産面積の算出に当たって、災害等による著しい単収格差に伴う措置を適用することとします。

記

市町村名（適用する区域）			
災害等による著しい単収格差に伴う措置を適用する特定対象農産物名及び年産			
農産物名		年 産	

別紙様式第 9 号

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣 印

平成 年度生産条件不利補正交付金期間平均生産面積通知書

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成18年農林水産省令第59号)第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり期間平均生産面積を登録したので、通知します。

なお、品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第5の1の(2)のイの規定に基づき分割し、登録された期間平均生産面積については、必要に応じて、申請者に一括して通知をしていますので、申請者におかれましては、分割者に対して通知願います。

記

期間平均生産面積保有者コード	
----------------	--

特定対象農産物の種類	期間平均生産面積	備 考
	m ²	
	m ²	
	m ²	
	m ²	
	m ²	
	m ²	
	m ²	
	m ²	

※19年度（初年度）の通知であって、分割が行われていれば、備考欄に申請者名が記載されます。

別紙様式第10号

平成 年度農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づく交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所
氏名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記の交付金の交付を受けたいので、申請します。

記

交付金の種類	交付申請額
法第3条第1項第1号の交付金 (過去の生産実績に基づく交付金)	円
法第3条第1項第2号の交付金 (毎年の生産量・品質に基づく交付金)	円
法第4条第1項の交付金 (収入減少影響緩和交付金)	円
合 計	円

(注意事項)

交付申請額の根拠を証する書類（法第3条第1項第1号の交付金に係る期間平均生産面積等を確認できる書類等）を添付すること。

上記の交付申請に当たって、耕作の業務の対象となる農地のうちに、法第2条第2項第3号に規定する農地（耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第27条の2第1項の通知又は第27条の3第1項の勧告に係る農地））がないことを誓約します。

年 月 日

氏名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

・本申請書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本申請書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

申請年月日 年 月 日 申請書の枚数 枚中 枚目 都道府県名 農政局・農政事務所名

対策加入者管理コード

申請者名

フリガナ			捺印	〒	-	Ⅲ	()	-	Fax ()	-
氏名・ 組織名称		代表者氏名(法人・組織のみ記入)	印	住所						

＜本申請書に係る個人情報の取扱いについて＞
農林水産省は、本計算書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、過去の生産実績に基づく交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。
また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。
なお、本申請書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

1. 申請者分

氏名	期間平均生産面積保有者コード	期間平均生産面積							
		秋期には種する 小麦	春期には種する 小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

2. 構成員分(又は組織名義分)

氏名	期間平均生産面積保有者コード	期間平均生産面積							
		秋期には種する 小麦	春期には種する 小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

3. 合計

申請者分と構成員分の合計	秋期には種する 小麦	春期には種する 小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

4. 交付額の算定

		秋期には種する 小麦	春期には種する 小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
3の期間平均生産面積に基づき交付額を算定	単価適用 市町村名								
	面積単価	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a
	交付額	円	円	円	円	円	円	円	円
	修正額	円	円	円	円	円	円	円	円

5. 交付額の合計

4の交付額の合計	円
----------	---

農政事務所担当者記載欄

対策加入者管理コード

申請年月日 年 月 日 申請書の枚数 枚中 枚目 都道府県名 農政局・農政事務所名

申請者名	
フリガナ	捺印 〒 - 市（ ） - 番地（ ） 号 分 室 号 Fax（ ） - 番地（ ） 号 分 室 号
氏名・組織名称	代表者氏名（法人・組織のみ記入） 住所

<本申請書に係る個人情報の取扱いについて>
農林水産省は、本計算書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、過去の生産実績に基づく交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。
また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。
なお、本申請書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものと取り扱う。

1. 申請者分

氏名	期間平均生産面積保有者コード	期間平均生産面積								
		秋期には種する小麦	春期には種する小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	計
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

2. 移動分（期間平均生産面積の移動を行う者のみ記入）

通し番号	増減区分	経営面積の移動要因	氏名	期間平均生産面積保有者コード	期間平均生産面積									経営面積の移動面積	移動後の実施要領第3の1の(2)の経営面積	移動に係る関係者間の合意書	使用収益権等の取得等を証する書類又は農作業委託契約書(写)	移動後の実施要領第3の1の(2)の経営面積を証する書類
					秋期には種する小麦	春期には種する小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	計					
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □

3. 合計

申請者保有量と移動量の合計	秋期には種する小麦	春期には種する小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	計	移動後の経営規模
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

農政事務所担当者記載欄

申請年月日 年 月 日 申請書の枚数 枚中 枚目 都道府県名 農政局・農政事務所名 対策加入者管理コード

申請者名

フリガナ		捺印	〒 -	TEL () -	Fax () -
氏名・組織名称	代表者氏名(法人・組織のみ記入)	印	住所		

<本申請書に係る個人情報の取扱いについて>
農林水産省は、本登録書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、過去の生産実績に基づく交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。
また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び登録検査機関へ登録内容を確認するために提供する場合がある。
なお、本登録書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

1. 申請者分

氏名	期間平均生産面積保有者コード	期間平均生産面積									当年度の 経営規模
		秋期には種 する小麦	春期には種 する小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ	計	
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

2. 移動分(期間平均生産面積の移動を行う者のみ記入)

通し 番号	増減 区分	経営面積の移動要因	氏名	期間平均生産面積保有者 コード	期間平均生産面積										経営面積の 移動面積	移動後の実施要 領第3の1の(2)の 経営面積	移動に係る関係者 間の合意書	使用収益権等の取 得等を証する書類 又は農作業委託契 約書(写)	移動後の実施要 領第3の1の(2)の経 営面積を証する書 類
					秋期には種 する小麦	春期には種 する小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ	計						
1	増加 減少	経営規模減少			㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
2	増加 減少	経営規模増加			㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □
	増加 減少				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	添付した □	添付した □	添付した □

3. 合計

申請者保有量と移動量の合計	秋期には種 する小麦	春期には種 する小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ	計	移動後の 経営規模
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

農政事務所担当者記載欄

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣 印

平成 年度農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づく交付金の交付決定通知書

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第2項及び同法施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第15条の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定したので通知します。

記

交 付 金 の 種 類	交 付 決 定 額
法第3条第1項第1号の交付金 (過去の生産実績に基づく交付金)	円
法第3条第1項第2号の交付金 (毎年の生産量・品質に基づく交付金)	円
法第4条第1項の交付金 (収入減少影響緩和交付金)	円
合 計	円

毎年の生産量・品質に基づく交付金計算書

申請年月日
年 月 日

計算書の枚数
枚中 枚目

都道府県名

農政局・農政事務所名

対策加入者管理コード

申請者名

フリガナ

氏名・組織名称

捺印

印

〒 -

〒 ()

Fax () -

住所

出荷先名(下記数量の出荷先)

出荷先名

＜本計算書に係る個人情報の取扱いについて＞

農林水産省は、本計算書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、毎年の生産量・品質に基づく交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。

また、申請者の関係する農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本計算書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものと取り扱う。

毎年の生産量・品質に基づく交付金計算記入欄

秋期には種する小麦

品質区分	品質区分別生産量(A)	単 価 (B)	(C)=(A)×(B)
1等	Aランク kg	× 2,110	=
	Bランク kg	× 1,610	=
	Cランク kg	× 1,460	=
	Dランク kg	× 1,402	=
2等	Aランク kg	× 950	=
	Bランク kg	× 450	=
	Cランク kg	× 300	=
	Dランク kg	× 242	=
小計(1等Aランク～2等Dランク) [(D)=(C)の合計]			
秋期には種する小麦計 [(D)÷60]			円

・・・①

春期には種する小麦

品質区分	品質区分別生産量(A)	単 価 (B)	(C)=(A)×(B)
1等	Aランク kg	× 2,110	=
	Bランク kg	× 1,610	=
	Cランク kg	× 1,460	=
	Dランク kg	× 1,402	=
2等	Aランク kg	× 950	=
	Bランク kg	× 450	=
	Cランク kg	× 300	=
	Dランク kg	× 242	=
小計(1等Aランク～2等Dランク) [(D)=(C)の合計]			
春期には種する小麦計 [(D)÷60]			円

・・・②

二条大麦

品質区分	品質区分別生産量(A)	単 価 (B)	(C)=(A)×(B)
1等	Aランク kg	× 1,671	=
	Bランク kg	× 1,254	=
	Cランク kg	× 1,129	=
	Dランク kg	× 1,079	=
2等	Aランク kg	× 705	=
	Bランク kg	× 288	=
	Cランク kg	× 163	=
	Dランク kg	× 113	=
小計(1等Aランク～2等Dランク) [(D)=(C)の合計]			
二条大麦計 [(D)÷50]			円

・・・③

六条大麦

品質区分	品質区分別生産量(A)	単 価 (B)	(C)=(A)×(B)
1等	Aランク kg	× 1,642	=
	Bランク kg	× 1,225	=
	Cランク kg	× 1,100	=
	Dランク kg	× 1,048	=
2等	Aランク kg	× 676	=
	Bランク kg	× 259	=
	Cランク kg	× 134	=
	Dランク kg	× 82	=
小計(1等Aランク～2等Dランク) [(D)=(C)の合計]			
六条大麦計 [(D)÷50]			円

・・・④

はだか麦

品質区分	品質区分別生産量(A)	単 価 (B)	(C)=(A)×(B)
1等	Aランク kg	× 2,305	=
	Bランク kg	× 1,805	=
	Cランク kg	× 1,655	=
	Dランク kg	× 1,572	=
2等	Aランク kg	× 1,145	=
	Bランク kg	× 645	=
	Cランク kg	× 495	=
	Dランク kg	× 412	=
小計(1等Aランク～2等Dランク) [(D)=(C)の合計]			
はだか麦計 [(D)÷60]			円

・・・⑤

大豆

品質区分	品質区分別生産量(A)	単 価 (B)	(C)=(A)×(B)
銘柄大豆	1等 kg	× 3,168	=
	2等 kg	× 2,736	=
	3等 kg	× 2,304	=
	特定加工用 kg	× 1,872	=
非銘柄大豆 1～3等	kg	× 1,872	=
小計(銘柄大豆1等～非銘柄大豆1～3等) [(D)=(C)の合計]			
大豆計 [(D)÷60]			円

・・・⑥

てん菜

品質区分 (加重平均糖度)	販売総数量 (A)	単 価 (B)	(C)=(A)×(B)
度	kg	×	=
てん菜計 [(C)÷1,000]			円

・・・⑦

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分 (加重平均でん粉含有率)	出荷総数量 (A)	単 価 (B)	糖化用等比率 (C)	(D)=(A)×(B)×(C)
%	kg	×	×	=
でん粉原料用ばれいしょ計 [(D)÷1,000]				円

・・・⑧

交付申請額計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)

農政事務所担当者記載欄

(注)二条大麦及び六条大麦は、それぞれ農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第1条で定める普通大粒大麦及び普通小粒大麦と同じ。

産地品種銘柄に相当すると認められる大豆品種に関する申請書

年 月 日

地方農政事務所長 殿
[地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長]

住所 (法人等にあつては、
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
対策加入者管理コード

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省
経営局長通知）第5の2の(3)のイの(i)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請する大豆の品種名

① 奨励品種に係るもの（規格告示の備考9の前段に係るもの）

都道府県名	品 種 名

② 需要者への販売実績に係るもの（規格告示の備考9の後段に係るもの）

都道府県名	品 種 名

2 添付資料

（注意事項）

- ・本申請書の提出に当たっては、次の資料を添付してください。
 - ① 奨励品種に係るもの
 - ・当該品種が奨励品種として決定されていることを確認できる書類（当該奨励品種決定に係る公報の写し等）
 - ・当該品種の作付を確認できる書類（種子の購入伝票の写し（当年産又はそれ以前の年産でも可）、都道府県の試験場又は育成機関等の品種証明書等）
 - ② 需要者への販売実績に係るもの
 - ・当該品種の作付を確認できる書類（種子の購入伝票の写し（当年産又はそれ以前の年産でも可）、都道府県の試験場又は育成機関等の品種証明書等）
 - ・過去のは種前契約書及び売買契約書の写し等（平成15年産以後前年産までの間において、毎年同一の需要者に対し、販売することを目的にあらかじめ締結したは種前契約に基づいて毎年概ね20トン以上販売されたもの）

本申請書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、毎年の生産量・品質に基づく交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。
また、申請者の関係する農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。
なお、本申請書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

別紙様式第14号

平成 年度収入減少影響緩和交付金積立申出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印
対策加入者管理コード

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成18年農林水産省令第59号。以下「規則」という。)第13条の規定に基づき、平成 年度収入減少影響緩和交付金に係る積立金の積立てを行うことを申し出るとともに、平成 年度(平成 年産)における本交付金の対象農産物ごとの生産予定面積を併せて申告します。

記

対象農産物 (地域等区分)	品種名	生産予定面積
		a m ²

- (注意事項)
- (1) 生産予定面積については、米穀、秋期には種する小麦、春期には種する小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜又はでん粉原料用ばれいしょの別に、対象農産物ごとの生産予定数量を地方農政事務所等が別に示す対象農産物ごとの標準単収で換算した面積又は対象農産物ごとに実際に作付ける面積を記入して下さい。なお、対象農産物ごとに、単位面積当たり標準的収入額、交付前年度単位面積当たり収入額及び共済金相当額について地域等区分がされている場合は、その区分に応じて対象農産物ごとの生産予定面積を記入してください。
- (2) 申告した生産予定面積により積立金が算定されることになります。
- (3) 二条大麦及び六条大麦は、それぞれ農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第1条で定める普通大粒大麦及び普通小粒大麦と同じです。

本申出書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申出書の記載内容に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、収入減少影響緩和交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び登録検査機関へ申請内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本申出書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

番 年 月 号 日

殿

地方農政事務所長 印
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

平成 年度収入減少影響緩和交付金積立額通知書

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年 6 月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の2の(2)の規定に基づき、平成 年度収入減少影響緩和交付金に係る積立金について、下記のとおり積立金の額、納付先及び納付期限を通知します。
なお、下記の⑤の額が⑥の額を上回っている場合は、本通知に基づく積立金を納付しないことを選択できます。

記

1. 積立金の額

対象農産物	(地域等区分)	生産予定面積 ①	単位面積当たり 標準的収入額 ②
		a m ²	円/10a

積立基準収入額
③ = Σ (① × ②)

円

積立金の額
④ = ③ × 2.25%

円

2. 積立金の全額(残高)

積立金の全額(残高) ⑤	【参考】 ⑥ = ③ × 4.5%
円	円

3. 納付先(口座)

金融機関名	金融機関 コード	支店名	支店 コード	種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義

4. 納付期限

平成 年 月 日

(注意事項)
(1) 納付期限までに④の積立金の額が納付先(口座)に振り込まれない場合は、収入減少影響緩和交付金の交付資格を失うことになるので注意してください。
(2) 積立金の振り込みに当たっては、振込人名義の前に対策加入者管理コードの下7桁の数字を記入して下さい。

番 号
年 月 日

積立金管理者（組織名）
代 表 者 氏 名 殿

地方農政事務所長 印
[地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長]

平成 年度収入減少影響緩和交付金積立金返納額指示書

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年 6 月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第 6 の 2 の (4) の規定に基づき、平成 年度収入減少影響緩和交付金に係る積立金について、平成 年 月 日までに別紙のとおり対策加入者に対して払い戻してください。

また、払い戻しの完了後、速やかに別紙様式第17号の「収入減少影響緩和交付金積立金返納状況報告書」により報告願います。

(別紙)

積立金返納額一覧表

(/)

[illegible]

収入減少影響緩和交付金積立金返納状況報告書

年 月 日

地方農政事務所長 殿
[地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長]

積立金管理者（組織名）
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け収入減少影響緩和交付金積立金返納額指示書により通知のあった件について、品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の2の(4)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 積立金返納完了年月日 : 平成 年 月 日

2 積立金返納後の口座の残高

平成 年度収入減少影響緩和交付金積立金返納申出書

年 月 日

地方農政事務所長 殿

地方農政局長

北海道農政事務所長

沖縄総合事務局長

住所

氏名 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名 印

対策加入者管理コード

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の2の(4)の規定に基づき、私が積立金管理者()に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金に係る積立金の全額について、その返納を申し出ます。

本申出書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申出書の記載内容に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、収入減少影響緩和交付金に係る交付事務及び連絡のために利用し、積立金管理者へ積立金の管理に必要な情報を提供する。

なお、本申出書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

番 年 月 日 号

殿

地方農政事務所長 印
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

平成 年度収入減少影響緩和交付金積立金返納額通知書

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知。以下「実施要領」という。）第6の2の（4）の規定に基づき、下記の金額を返納します。

記

1. 積立金返納額

円

2. 返納理由

- ア 収入減少影響緩和交付金に係る積立金返納申出書の提出があったため
- イ 積立金の積立ての申出の時期に積立ての申出をしなかったため
- ウ 収入減少影響緩和交付金積立額通知書により通知された積立金の額を納付期限までに納付せず、かつ、当該通知書における積立金の全額が積立基準収入額の4.5%を下回っているため
- エ 収入減少影響緩和交付金積立額通知書に基づき納付された積立金の額が、当該通知書の積立金の額を超えていたため
- オ 交付金の交付申請があった際に、当該申請者が実施要領第3の対象農業者でないことが確認されたため

（注意事項）

積立金返納額は、品目横断的経営安定対策加入申請書兼補正届出書に登録された振込先口座に積立金管理者から振り込まれます。

番
年
月
号
日

殿

地方農政事務所長
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

印

平成 年度収入減少影響緩和交付金積立金確定額通知書

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第6の2の(5)の規定に基づき、下記のとおり平成 年度収入減少影響緩和交付金に係る積立金の額を確定したので、通知します。
〔なお、積立金の額の確定に伴い、下記2のとおり当初の積立金の額との差額について、積立金管理者から返納されますのでお知らせします。〕

記

1. 積立金の額（確定）

対 象 農産物	(地域等区分)	〇〇年度 生産実績数量 A	〇〇年度 単 収 B	〇〇年度 生産面積 ①=A/B	単位面積当たり 標準的収入額 ②
		kg	kg／10a	a m ²	円/10a

標準的収入額 ③=Σ（①×②）	①の生産面積 に基づく算定額 ④=③×2.25%	積立金の額(確定)⑤ ④≥⑥の場合：⑥ ④<⑥の場合：④
円	円	円

2. 積立金の額の決定に伴う返納額

積立金の額（当初） ⑥	積立金の額（確定） ⑤	返納額 ⑦=⑥－⑤
		円

3. 積立金の全額（残高）

積立金の全額（確定前）	積立金の全額（確定後）
円	円

4. 返納予定年月日

平成 年 月 日

別紙様式第20号

平成 年度収入減少影響緩和交付金交付前年度生産実績数量報告書

年 月 日

地方農政事務所長 殿
[地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長]

住所
氏名 (法人等にあつては、名称) 印
及び代表者の氏名
対策加入者管理コード

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第6の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり平成 年度（平成 年産）における対象農産物ごとの生産実績数量を報告します。

記

（単位：kg）

対象農産物（地域等区分）	生産実績数量

- （注意事項）
- (1) 生産実績数量については、積立金の申出時に申告した対象農産物ごとに記入してください。
 - (2) 対象農産物ごとの生産実績数量（生産年の翌年3月末までの販売数量等）を証する書類を添付して下さい。
 - (3) 平成〇〇年度の実績条件不利補正対策における毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請を行っている者であつて、上記1の生産実績数量に係る書類を提出している者については、その書類を省略することができます。
 - (4) なお、交付金の計算にあつては、対象農産物ごとの生産実績数量を都道府県実単収で換算した面積を使用するので、積立金の申出時に申告した生産予定面積とは異なる場合があります。
 - (5) 二条大麦及び六条大麦は、それぞれ農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条で定める普通大粒大麦及び普通小粒大麦と同じです。
 - (6) 米穀について、もみで報告する場合は、実施要領第6の3の(2)のイの農産物検査員による確認の結果を証明する書類（別添の参考様式－1「数量品位認定証明書」）を添付してください。
 - (7) 米穀について、実施要領第6の3の(2)のイの⑦の②のうち、対策加入者が販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約（以下「販売契約」という。）を文書等により締結して、当該販売契約に基づき販売の対象としたもの（以下「直接販売」という。）については、別添の参考様式－2又は－3を作成して添付してください。

本報告書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本報告書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、収入減少影響緩和交付金に係る交付事務及び連絡のために利用する。

また、報告者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び登録検査機関へ報告内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本報告書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

(別添) 別紙様式第20号関係 (参考様式－ 1)

数量品位認定証明書

住 所
氏 名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名)

1 認定年月日 年 月 日

2 認定内容 (共同乾燥調製施設名)

サイロNo.	種類	産地	銘柄	認定した もみ数量	左の玄米 換算数量	玄米の相当等級

上記内容について証明する。

年 月 日

登録検査機関名
農産物検査員
氏 名

印

(別添) 別紙様式第20号関係 (参考様式－ 2)

直接販売した米穀の数量報告書【販売価格を改定することとしたもの】

販売の相手先	銘柄名	販売 (予定) 年月日	販売価格 (円)	個数	数量 (kg)
					()
					()
					()
					()
					()
					()
					()
					()
					()
					()

(注意事項)

- (1) 当年産について、収穫年の翌年の3月31日までに販売契約を締結して販売の対象としたもののうち、販売価格を改定して販売することとした数量を、販売の相手先ごと、銘柄 (例えば、平成19年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ精米5kg詰め等) ごとにすべて記入してください。
- (2) 精米で販売しているものについては、販売の相手先ごとに合計した数量を () 書きとし、その数量に100分の110を乗じることにより換算した玄米数量を記入してください。(1kg未満の端数があるときには、四捨五入により整理してください。)
- (3) 販売の相手先ごとの数量の小計を記入してください。
- (4) 販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等 (当年産の銘柄ごとの販売 (予定) 年月日、販売価格及び販売数量が確認できる書類) の写しを添付してください。(インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状 (代金請求書)、受領書等注文を受けて販売したことの事実が確認できる書類の写しで可。)

(別添) 別紙様式第20号関係 (参考様式－ 3)

直販した米穀の数量報告書【販売価格を改定することとしていないもの】

販売の相手先	銘柄名	販売 (予定) 年月日	販売価格 (円)	個数	数量 (kg)	前年産の取引	
						取引の有無	前年産の販売価格
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		
					()		

(注意事項)

- (1) 当年産について、収穫年の翌年の3月31日までに販売契約を締結して販売の対象としたもののうち、販売価格を改定せず固定価格で販売することとした数量を、販売の相手先ごと、銘柄（例えば、平成19年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ精米5kg詰め等）ごとにすべて記入してください。
- (2) インターネットやFAX等による注文販売などで、1回限りの取引しかない相手先への販売についても記入してください。
- (3) 前年産に取引（収穫年の翌年の3月31日までに販売契約を締結して販売の対象としたもの）があったものについては、その販売価格を記入してください。また、その価格が確認できる書類（販売伝票等）の写しを提出してください。
- (4) 精米で販売しているものについては、販売の相手先ごとにその数量を（ ）書きとし、その数量に100分の110を乗じることにより換算した玄米数量を記入してください。（1kg未満の端数があるときには、四捨五入により整理してください。）
- (5) 販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等（当年産の銘柄ごとの販売（予定）年月日、販売価格及び販売数量が確認できる書類）の写しを添付してください。（インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状（代金請求書）、受領書等注文を受けて販売したことの事実が確認できる書類の写しで可。）

なお、本計算書を提出された場合は、本個人情報 の 取扱いについて同意したものとして取り扱う。

(別 紙)

平成 年度収入減少影響緩和交付金計算書（共済金相当額算定）

【対策加入者管理コード】

対 象 農産物	(地域等 区分)	〇〇年度 生産面積 ③	〇〇年度 単収 ②	数量当た り価額 ⑭	標準単収 ⑮	割 合 ⑯	共済金相当 額算定の基 準とする単 収 ⑰＝⑮×⑯	共済金相当 額の算定の 判定（Ａ） ⑱＜⑰：有 ⑱＞⑰：無 ⑱＝⑰：無	単位面積 当たり 補てん相当額 ⑲＝（④－⑥） × 0.9	算定上の単位面積 当たり共済金相当 額（Ａが無の場合 は０円） ⑲＝⑭×（⑰－②）	単位面積当たり 共済金相当額 ⑳ ・⑲＞⑲の場合 ㉑＝⑲ ・⑲≤⑲の場合 ㉑＝⑲ ・（④－⑥）≤ 0 の場合 ㉑＝ 0	共済金相当額 ⑧＝㉑×③
		a m ²	kg／10a	円／kg	kg／10a		kg／10a		円／10a	円／10a	円／10a	円
											Σ ⑧	

番 年 月 号 日

殿

地方農政事務所長
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

印

平成 年度収入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納額通知書

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の5の(3)の規定に基づき、下記のとおり平成 年度収入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納額及び積立金の全額(残高)を通知します。

記

1. 交付金交付に伴う積立金返納額

	返納額 円
積立金からの返納額 ① = ② × 1/3	
(参考) 交付金の額② (国庫負担)	
(参考) 計 ① + ②	

2. 積立金の全額(残高)

積立金返納前の 積立金の全額(残高) ③ 円	積立金からの返納額 ① 円	積立金返納後の 積立金の全額(残高) ④ = ③ - ① 円

3. 返納予定年月日

年 月 日

(注意事項)
積立金からの返納額(①)は、品目横断的経営安定対策加入申請書兼補正届出書に登録された振込先口座に積立金管理者から振り込まれます。

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政事務所長等経由)

都道府県知事 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の7の(2)の規定に基づき、収入減少影響緩和交付金に係る単位面積当たり標準的収入額、交付前年度単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出について、下記のとおり地域等区分の設定を申請します。

記

地域等区分の方法	区分する理由	販売価格、単収等の採り方

別紙様式第24号

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政事務所長等経由)

都道府県知事 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の7の(4)の規定に基づき、平成 年度の収入減少影響緩和交付金に係る(単位面積当たり標準的収入額、交付前年度単位面積当たり収入額及び共済金相当額)の算出に必要なデータを別添のとおり、報告します。

(別添) 標準的収入額等の地域等区分の設定について

1 単位面積当たり標準的収入額関係

(1) 販売価格

対象農産物	地域等区分	販売価格				
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度

(2) 交付前年度単収

対象農産物	地域等区分	交付前年度単収 (kg/10a)				
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度

2 交付前年度単位面積当たり収入額関係

対象農産物	地域等区分	〇〇年度販売価格	〇〇年度交付前年度単収 (kg/10a)

3 共済金相当額関係

対象農産物	地域等区分	〇〇年度標準単収 (kg/10a)

(注) 販売価格の単位は、

- ・米穀及び大豆については、円/60kg
- ・麦、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、円/t (ただし、15年産以前の麦については、小麦及びはだか麦については、円/60kg、二条大麦及び六条大麦については、円/50kg)

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政事務所長等経由)

住 所
組織の名称
代表者氏名 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の8の(1)のイの規定に基づき、収入減少影響緩和交付金に係る対策加入者の積立金の管理について、下記に掲げる業務を適正に実施するので、当該交付金に係る積立金管理者に指定されたく申請します。

記

1 積立金管理者が行う業務

- (1) 積立金を適切に管理するための決済用預金又は決済用貯金の口座を開設すること。
- (2) (1)の口座に係る帳簿の整備を行うこと。
- (3) 地方農政事務所長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政事務所長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること。
- (4) 地方農政事務所長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示した場合には、当該指示に従って返納すること。
- (5) 毎年度3月31日までに、別紙様式第28号－1の「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」により、積立金の管理の状況を地方農政事務所長等及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること。
- (6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること。

具体的には、別紙様式第28号－2「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」により、(1)の口座の毎月末の残高を地方農政事務所長等に報告し、確認を受けること。

2 その他
組織の概要等

(注意事項)

組織の定款又は規約の写しを添付すること。

本申請書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、収入減少影響緩和交付金に係る交付事務、積立金管理者の指定及び連絡のために利用する。

なお、本申請書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

番 号
年 月 日

積立金管理者(組織名)
代 表 者 氏 名 殿

農林水産大臣 印

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定通知書

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成18年農林水産省令第59号)第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として貴 殿 を指定したので、通知します。

なお、下記事項について、別紙様式第27号-1の「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」により報告願います。

記

1 積立金を管理する口座

2 事務取扱責任者

積立金管理者における個人情報の取扱いについて

積立金管理者は、以下の個人情報の取扱いについて遵守することとする。

- ・ 積立金管理者は、品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知。以下「実施要領」という。)第6の8の(3)に定める業務に関して知り得た個人情報を業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
また、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- ・ 積立金管理者は、業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。
- ・ 積立金管理者は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、地方農政事務所等に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。
- ・ 積立金管理者の業務に係る書類等の保存期間は、実施要領第7の6に定めるとおりとし、当該保存期間が終了した時は、当該書類等に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は破棄を行うとともに、地方農政事務所等より提供された個人情報については、返却しなければならない。
- ・ なお、収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書の提出をもって、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政事務所長等経由)

積立金管理者（組織名）
代表者氏名 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年 6 月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第 6 の 8 の(1)のエの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 積立金を管理する口座

金融機関名	金融機関 コード	支店名	支店 コード	種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義

2 事務取扱責任者

役 職	氏 名

(注意事項)

収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定めた定款又は規約の写しを添付すること

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政事務所長等経由)

積立金管理者 (組織名)
代表者氏名 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年 6 月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6 の 8 の(1)のオの規定に基づき、変更があった内容を届け出します。

記

1 積立金を管理する口座の変更

	金融機関名	金融機関 コード [*]	支店名	支店 コード [*]	種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
変更前							
変更後							

2 事務取扱責任者の変更

	役 職	氏 名
変更前		
変更後		

(注意事項)

定款又は規約の変更があった場合には、その写しを添付すること

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政事務所長等経由)

積立金管理者 (組織名)
代表者氏名 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の8の(3)のオの規定に基づき、平成 年度の積立金の管理状況について下記のとおり報告します。

記

1 積立金の収支状況

(単位：円)

	金 額
期首残高 (平成 年 4 月 1 日) ①	
年間収入額②	
年間支出額③	
期末残高 (平成 年 3 月 31 日) ④＝①＋②－③	

2 その他報告事項

収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書

年 月 日

地方農政事務所長 殿
〔
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長
〕

積立金管理者（組織名）
代表者氏名 印

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年 6 月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第 6 の 8 の（3）の力の規定に基づき、積立金の残高について下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

	金 額
平成 年 月末日現在残高	

（注）口座の残高及び取引明細を証する書類（通帳の写し等）を添付すること。

上記の金額については、平成 年 月末日現在の対策加入者ごとの積立金残高の合計と相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

地方農政事務所長 印
〔
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長
〕

規模要件に係る特例の申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政事務所長等経由)

都道府県知事 印

品目横断的経営安定対策実施要領（平成 18 年 6 月 27 日付け 18 経営第 1871 号農林水産省経営局長通知）別紙 1 の第 1 の 2 の (1) のアの規定に基づき、関係書類を添付の上、下記のとおり申請します。

記

	特例設定の申請の有無
物理的制約に応じた特例	有 ・ 無
生産調整に応じた特例	有 ・ 無

規模要件に係る特別な事情による特例の申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政事務所長等経由)

{ (又は)
都道府県知事 殿
(又は)
市 町 村 長 殿 }

都道府県知事 印
{ (又は)
市町村長 印
(又は)
住 所
申請者 印 }

品目横断的経営安定対策実施要領（平成 18 年 6 月 27 日付け 18 経営第 1871 号農林水産省経営局長通知）別紙 1 の第 1 の 2 の(3)の規定に基づき、関係書類を添付の上、特別な事情による特例について申請します。

本申請書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。

また、申請者の関係する都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び担い手育成総合支援協議会へ申請内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本申請書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣 印

規模要件に係る特別な事情による特例の認定通知書（都道府県知事用）

品目横断的経営安定対策実施要領（平成 18 年 6 月 27 日付け 18 経営第 1871 号農林水産省経営局長通知。以下、「実施要領」という。）別紙 1 の第 1 の 2 の (3) の規定に基づき、平成 年 月 日付けで申請のあった件について、その内容について審査した結果、下記の者は、実施要領第 3 の 1 の (2) に定める経営面積を有しているものとみなすと判断したので通知します。

なお、申請者本人に対しては、地方農政事務所等を通じて、直接通知します。

また、下記の者が実施要領第 5 の 1 若しくは 2 又は第 6 の交付金の交付を受けようとする場合には、実施要領第 3 の 1 に規定する要件のすべてを満たす必要（ただし、第 3 の 1 の (2) を除く。）があること及び貴殿から申請のあった意見の内容については、公表することを申し添えます。

記

対象農業者とすべきと判断された者の氏名	
---------------------	--

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣 印

規模要件に係る特別な事情による特例の認定通知書（特例認定申請者用）

品目横断的経営安定対策実施要領（平成 18 年 6 月 27 日付け 18 経営第 1871 号農林水産省経営局長通知。以下、「実施要領」という。）別紙 1 の第 1 の 2 の(3)の規定に基づき、平成 年 月 日付けで申請のあった件については、その内容について審査した結果、実施要領第 3 の 1 の(2)に定める経営面積を有しているものとみなすと判断したので通知します。

なお、実施要領第 5 の 1 若しくは 2 又は第 6 の交付金の交付を受けようとする場合には、実施要領第 3 の 1 に規定する要件のすべてを満たす必要（ただし、第 3 の 1 の(2)を除く。）があることを申し添えます。

別紙様式第31号

2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果
を使用することが困難である旨の理由書

1 農業集落の所在地

- ① 都道府県名：
- ② 市町村名：
- ③ 農業集落名：

2 農業集落の概要

3 2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果を使用することが困難な理由

4 その他（特記事項）

別紙様式第32号

2005年農林業センサス(農山村地域調査)結果による合計面積と農地基本台帳の積上げによる合計面積の比較表

(単位:ha)

整理 番号	農業集落名	2005年農林業センサス (農山村地域調査)①			農地基本台帳②			差引(①－②)			入会地面積		
		田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
1													
2													
3													
4													
5													

(注意事項)

- (1) ①欄には、2005年農林業センサス(農山村地域調査)結果による当該農業集落内の面積を記入する。
- (2) ②欄には、農地基本台帳の積上げによる当該農業集落内の面積を記入する。
- (3) 「入会地面積」欄には、当該農業集落内の入会地面積を記入する。
- (4) 単位は0.1ha単位とし、小数点以下第2位を四捨五入する。

別紙様式第33号

農用地利用集積目標計画書

年 月 日

住所
氏名 (組織の名称
及び代表者の氏名) 印

1 本計画作成日

作成年月日	平成 年 月 日
-------	----------

2 農用地利用集積目標達成予定日

目標達成予定日	平成 年 月 日
---------	----------

3 農作業受託組織が農用地の利用の集積を図る地域

市町村名	地域名 (大字・小字名等)

※地域の範囲を明記した地図を添付する。

4 農用地利用集積目標

- (1) 上記地域内の総農用地面積 ○○ha
 (2) 総集積目標面積 (作業受託面積) ○○ha
 (3) 現況集積面積 (作業受託面積) ○○ha
 (4) 集積目標面積 ((2)-(3)) ○○ha

(注意事項)

- (1) 1の「本計画作成日」には、本計画を作成した日(本計画について農作業受託組織の総会の議決のあった日)を必ず記載する。
 (2) 2の「農用地利用集積目標達成予定日」は、上記(1)の作成日から起算して5年を経過する日(その日から5年を超えない範囲内で本計画を達成する期日を延期することについて農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成18年農林水産省令第59号)第2条第1項に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認を得た期日)までであること。
 (3) 集積目標面積は、上記(2)の目標達成予定日までに利用集積する目標面積を記入すること。
 (4) 4の農用地利用集積目標面積において、(2)の面積を(1)の面積で除した割合が、原則3分の2以上になっていること。なお、農作業受託組織が3の地域における田の面積から当該地域における水稻の作付面積を除いた面積の2分の1を超えて、米穀以外の農産物を生産するため委託を受けて農作業を行う場合は、当分の間、(2)の面積を(1)の面積で除した割合が2分の1以上で可とする。
 (5) 上記面積は、農用地の利用の集積を図る地域内の面積とすること。
 (6) 作業受託面積は、その作業を
 ア 水稻については、耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀
 イ 麦及び大豆については、耕起・整地、播種、収穫
 ウ その他の作物については、ア及びイに準ずる農作業
 とし、一つの農地で二毛作等により上記アからウを複数行っている場合であっても、当該農地については、実面積を算入することに留意すること。
 (7) この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面を添付すること。

本計画書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本計画書の記載内容に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び担い手育成総合支援協議会へ計画内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本計画書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

農業生産法人化計画書

年 月 日

住所
氏名〔 組織の名称
及び代表者の氏名 〕 印

1 本計画作成日

作成年月日	平成 年 月 日
-------	----------

2 組織の構成員数

構成員数（戸数）	人（ 戸）
----------	-------

3 農業生産法人となる達成予定日及び予定法人形態等

農業生産法人となる達成予定日	平成 年 月 日
予定法人形態	
予定構成員数	人（うち当該組織の構成員数 人）

4 目標とする農業経営の指標
(1) 経営規模等

①目標とする営農類型								
②農業経営の規模	作目・部門名			現状		目標（ 年）		
				作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	経営面積合計							
	経営耕地	区分	地目	所在地 (市町村名)		現状	目標 (年)	
組織の構成 員が権原を 有している 農地								

② 農業経営の規模		作目	作業	現状		目標（年）	
	特定 作業 受託			作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業 受託						
				単純計			
				換算後			
	その他 の関連 ・付帯 事業	事業名	内容	現状		目標（年）	
③ 生産方式	機 械 ・ 施 設	機械・施設名		型式、性能、規模等及びその台数			
				現状	目標（年）		
	農用 地の 利用 条件	現状		目標（年）			
		現状		目標（年）			
④経営 管理の 方法							
⑤農業 従事の 態様等							

（２）主たる従事者個々の目標農業所得

氏名	目標農業所得額	備考
	万円	

5 農業生産法人となるまでの取組計画

年度	実施時期	実施する事項
1年目	平成 年 月	
2年目	平成 年 月	
3年目	平成 年 月	
4年目	平成 年 月	
5年目	平成 年 月	

6 その他参考となる事項

(注意事項)

この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面を添付すること。

本計画書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本計画書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び担い手育成総合支援協議会へ計画内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本計画書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

(記載上の留意事項)

- 1 1の「本計画作成日」には、本計画を作成した日（本計画について農作業受託組織の総会の議決のあった日）を必ず記載する。
- 2 3の「農業生産法人となる達成予定日及び予定法人形態等」には、次の事項を記載する。
 - (1) 農業生産法人となる達成予定日は、上記1の作成日から起算して5年を経過する日（その日から5年を超えない範囲内で本計画を達成する期日を延期することについて農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第2条第2項に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認を得た日）前であること。
 - (2) 「予定法人形態」欄には、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のうち、予定している法人形態を記載する。
- 3 4の「目標とする農業経営の指標」には、次の事項を記載する。
 - (1) (1)の②の「農業経営の規模」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄には、

作目別に、主な基幹作業（(ア) 水稻にあつては、耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀、(イ) 麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種、収穫、(ウ) その他の作目にあつては、これらに準ずる農作業という。以下同じ。）を受託し、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売し、その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約した農地の作業受託面積及び生産量を記載する。なお、一つの農地で二毛作等により主な基幹作業（(ア) から(ウ)）を複数行っている場合であっても、当該農地については、実面積を算入することに留意すること。

この場合、「経営面積合計」欄には、組織の構成員が権原を有している農地面積と「特定作業受託」欄の作業受託面積を加えて記載する。
 - イ 「作業受託」欄には、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄には、「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記入する。
 - ウ 「その他の関連・附帯事業」欄には、農産加工等について記載する。
 - (2) (1)の③の「生産方式」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「機械・施設」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
 - イ 「農用地の利用条件」欄には、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記載する。
 - (3) (1)の④の「経営管理の方法」欄には、簿記記帳、経営内役割分担、自己資本の充実等について記載する。
 - (4) (1)の⑤の「農業従事の態様等」欄には、給料制の導入、休日制の導入、従事者

全員及び雇用者の社会保険への加入、農作業環境の改善等について記載する。

- (5) (2)の「主たる従事者個々の目標農業所得額」については、次のアからウの場合に応じて記載する。

ア 現在主たる従事者が存在する場合は、当該者について記載する。

イ 現在主たる従事者が存在しないが、主たる従事者となる候補者は存在し、その氏名が特定できる場合は、当該候補者について記載するとともに、「備考」欄には「候補者」と記載する。

ウ 現在主たる従事者が存在しないが、主たる従事者となる候補者は存在し、その氏名が特定できない場合は、「氏名」欄には「○人」（○は、主たる従事者として予定している人数）を記載し、「目標農業所得額」欄には主たる従事者として予定している一人当たりの目標農業所得額を記載するとともに、「備考」欄には「一人当たり目標農業所得額」と記載する。

- 4 5の「農業生産法人となるまでの取組計画」には、次の事項を記載する。

- (1)「実施時期」欄には、農業生産法人となるまでに取り組む事項それぞれについて、予定する年及び月を記載する。ただし、例えば、先進事例の調査では調整の受入側との日程調整が必要となるように、外部要因の影響を受ける事項については、概ねの実施予定時期の記載でよい。
- (2)「実施する事項」欄には、農業生産法人となるまでに取り組む先進事例の調査、法人経営に関する研修会の開催、設立準備会の開催、発起人会の設立、定款の作成、創立総会の開催等の具体的な内容を記載する。

農作業受託組織の規約例（基本型）

〇〇〇〇〇営農生産組合規約

（目的）

第1条 この組合は、農作業の受託を通して組合員の効率的かつ安定的な農業経営の実現及び地域における農用地の利用の集積を図るとともに、農業生産法人化計画に定めた計画事項を実施することにより、地域農業の担い手として発展していくことを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、「〇〇〇〇〇営農生産組合」とする。

（組合事務所の所在）

第3条 この組合の事務所は、〇〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇番地に置く。

（事業）

第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の共同事業を行う。

- （1）農作業の受託に関する計画の作成及び実施
- （2）施設・機械等の導入、利用及び管理
- （3）農作業の受託に係る生産資材の購入
- （4）農作業の受託に係る農産物の販売
- （5）農業共済への加入
- （6）その他第1条の目的の達成に必要な事業

（農用地の利用の集積を図る区域）

第5条 この組合が農用地の利用の集積を図る区域は、〇〇〇町大字〇〇〇地区（別紙地図参照）とする。

（組合員の資格）

第6条 この組合の組合員の資格を有する者は、この組合が農用地の利用の集積を図る区域である〇〇〇地区内に農用地の所有権又は使用収益権を有する者とする。

（加入）

第7条 この組合の組合員になろうとする者は、この組合の事業に供しようとする農用地の面積を記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否

を決する。

- 3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を加入申込者に通知し、出資の払い込みをさせるとともに、組合員名簿に記載するものとする。
- 4 加入申込者は、前項の規定による出資の払い込みをしたときに組合員となる。
- 5 組合員の死亡又は経営移譲により、その組合員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組合に加入の申し込みをし、組合がこれを承諾したときは、その者がその組合員の持分を取得したものとみなす。

(出資)

第8条 組合員は、この組合に対し〇〇当たり〇〇円の出資をするものとする。

- 2 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(脱退)

第9条 組合員は、この組合の事業に供する農用地の所有権又は使用収益権を他の組合員に移転した場合は、この組合を脱退することができる。この場合において、農用地の所有権又は使用収益権の移転を受けた組合員は脱退する組合員の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項にかかわらず、組合員は、〇日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終期においてこの組合を脱退することができる。

なお、組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

- 3 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。
- 4 組合員は、次の事由によって脱退する。
 - (1) 組合員たる資格の喪失
 - (2) 死亡
 - (3) 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと
 - (4) 除名

(除名)

第10条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

- 2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は〇〇〇から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第11条 この組合の業務を円滑に遂行するため、次の役員及びこれらの役員で構成する役員会を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名
- (3) 会計担当 1名
- (4) 監事 1名

2 組合長は、この組合を代表し、本規約、総会の議決及び役員会の決定事項に従い組合事務を処理する。

3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。

4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。

5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。

6 役員会の運営方法等については、別に定める。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会における組合員の互選による。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

第14条 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、組合員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 総会の議決権は組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを決する。

4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 主たる農業従事者の特定及びその者の目標農業所得額の設定
- (6) 農業生産法人化計画の決定又は変更
- (7) 農用地利用集積目標の決定又は変更

- (8) 利益の配分基準
- (9) 経費の賦課及び徴収方法
- (10) 借入金の償還計画
- (11) 役員の選任及び解任
- (12) 組合への加入及び脱退
- (13) 組合員の除名
- (14) 組合の財産処分
- (15) その他組合の運営に必要な事項

(作付作物の栽培計画の説明)

第16条 この組合は、この組合に農作業を委託した者に対して、毎年、作付作物の栽培計画等を説明するものとする。

(農用地の利用及び管理)

第17条 この組合は、第5条で定めたこの組合が農用地の利用の集積を図る区域内において農用地の利用の集積を行い、農用地利用集積目標計画書に定められた農用地利用集積目標の達成を図るものとする。

- 2 この組合は、農作業を受託した農用地について農作業の効率化に努めるとともに、組合員と協力して農用地の適切な管理に努めるものとする。

(農業機械及び施設の利用及び管理)

第18条 この組合は、農業機械及び施設の利用に当たっては、効率的作業となるよう計画的に行うとともに、善良な維持管理に努めるものとする。

(債権債務)

第19条 この組合の債権債務は、組合員が連帯責任においてこれを負うものとする。

(費用負担及び利益配分)

第20条 この組合の事業に係る費用（共済掛金を含む。）は、すべての組合員が共同で負担するものとする。

- 2 この組合の事業に係る利益（共済金を含む。）は、すべての組合員に対し配分するものとする。

(経理)

第21条 この組合は、組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入及び支出の管理を行うものとする。

- 2 組合名義による農産物の販売収入、〇〇〇の交付金は、この口座を振込先とするものとする。
- 3 組合員に対する利益の配分は、組合の事業に必要な経費を控除し、総会で決められた利益の配分基準により、この口座から支出されるものとする。

(事業年度)

第22条 この組合の運営及び会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

(生産調整対策の適切な実施)

第23条 この組合は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から、生産調整対策を適切に実施するものとする。

(農業生産法人化計画)

第24条 この組合は、農業生産法人化計画に即し、当該計画に定めた予定年月日までに農業生産法人化を図るものとする。

(解散)

第25条 この組合の解散の時に有する財産（負債を含む。）は、総会において組合員総数の〇分の〇以上の議決を経て、農業生産法人化計画に基づき設立される農業生産法人に引き継ぐものとする。

2 この組合の解散の時ににおける残余財産は、前項の規定による引継財産を除いて、各組合員の解散の時の持分の割合により配分するものとする。

(細則)

第26条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定めるものとする。

(附則)

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

(利用上の注意)

本規約は、農作業受託組織が「共済組合等」に加入できる「共済資格団体」としての要件を満たす内容となっています。

〇〇営農生産組合加入申込書

平成 年 月 日

〇〇営農生産組合 御中

申請者 氏名
住所
電話

印

申請者は、〇〇営農生産組合の規約に基づき、規約及びその他の細則等を承知した上で、貴組合へ加入を申し込みます。

また、次に提示する農用地について、貴組合の事業に供します。

なお、組合員となった場合には、貴組合の規約に基づき、出資金を払い込みます。

	農用地の所在地・地番	地目	面積
1			
2			
3			
4			
5			

再委託に関する申出書

年 月 日

住所
氏名 { 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名 } 印

品目横断的経営安定対策実施要領(平成 18 年 6 月 27 日付け 18 経営第 1871 号農林水産省経営局長通知)第 3 の 1 の(2)のイの(イ)に規定する農作業委託契約に基づき、他の者から委託を受けた農作業の一部を他の者に再委託することについて、下記のとおり申し上げます。

記

1 再委託することが効率的な経営に資する理由

2 再委託する農作業

3 再委託先名及びその概要

本証明書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本証明書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。

また、再委託する者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び担い手育成総合支援協議会へ申出内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本証明書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

別紙様式第37号

平成 年度 営農計画書

組織名

No	地 区	所在地	地 番	地 目	面積	利用者※		品 目
						氏名 (名称)	利用 権原	
1					a m ²			
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

※上記営農計画書に記載された農地については、組織の一元経理のもとで農作業を行うものに限る。

(注意事項)

(1)「利用者」欄の記入について

- ①所有権に基づく利用権原であれば、氏名欄に「所有権を有する者の氏名」を、利用権原欄に「所有権」と記入する。
- ②農地法3条許可を受けている利用権原であれば、氏名欄に「許可を受けた利用者の氏名」を、利用権原欄に「許可を受けた利用権原」を記入する。
- ③農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画に定める利用権等に基づく利用権原であれば、氏名欄に「利用権の設定等を受ける者の氏名」を、利用権原欄に「利用権等の種類」を記入する。

(2)本計画書提出の際に、本計画に係る総会の議決証明書を添付すること。

本計画書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本計画書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、販売又は販売の委託先及び担い手育成総合支援協議会へ計画内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本計画書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。



(特定農業団体と非組合員との間の契約)
(個人間の契約)

農作業等受委託契約書
(品目横断的経営安定対策用)

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、農作業等受委託
契約を締結する。

この契約書は、2 通作成して受託者及び委託者がそれぞれ 1 通を所持する。

平成 年 月 日

委託者（以下「甲」という。）
氏名
住所
電話

印

受託者（以下「乙」という。）
氏名
住所
電話

印

第 1 条 甲は、乙に対し、次に提示する農用地について、「委託する農作業」
欄に記載した農作業を委託し、乙はこれを受託する。

	農用地の所在地・地番	地目	面積	権利の種類	委託する農作業
1			a m ²		
2					
3					

第 2 条 甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産・収穫された農
産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

第 3 条 乙は、前条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入のうち、
甲に別に定める一定額を〇〇月末までに支払うものとする。

第 4 条 本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月
〇〇日までとする。

第 5 条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要が生
じた場合には、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。

二毛作に関する証明書

年 月 日

住 所
証明者氏名

印

耕作者 及び は、下記の農地において、平成
年産の二毛作として、それぞれ 及び を販売を目的として
作付けていることを証明いたします。

記

番号	所在地	地番	現況 地目	面積	作付 時期	耕作者	作付 品目
1				a m ²			
2							
3							
4							
5							

本証明書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本証明書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用する。

また、二毛作を行っている者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び担い手育成総合支援協議会へ証明内容を確認するために提供する場合がある。

なお、本証明書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

委任状

平成 年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

申請者住所
申請者氏名 印

平成 年度品目横断的経営安定対策に加入し、交付申請を行う生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に関し、代理人を下記のとおりと定め、受領に関する一切の権限を委任します。

記

(フリガナ) 代理人氏名 (口座名義)			
代理人住所			
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		
支 店 名			
預 金 種 別	普通 ・ 当座 ・ 通知 ・ 別段	口 座 番 号	